

平成23年度

総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究

我が国における海洋政策の調査研究

報告書

平成24年3月

海洋政策研究財団
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はじめに

海洋政策研究財団では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。その内容は、当財団が先駆的に取り組んでいる海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

このような活動の一環として、当財団ではボートレースの交付金による日本財団の支援を受け、海洋・沿岸域の総合的な管理に向けた海洋政策、法制度、推進方策及び推進体制に関する検討、政策提言を行う「我が国における海洋政策に関する調査研究」を実施しています。平成 19 年度から平成 22 年度までは、排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理のための法制のあり方について検討し、とりまとめを行いました。これに続き、本年度からは、海洋の総合的な管理を推進する上で重要な沿岸域総合管理の推進方策について検討を行っています。

沿岸域では、人間の生活や産業活動が活発に行われていますが、陸域・海域を一体的にとらえて適切に管理するという視点が欠けているために、海洋環境の悪化、水産業の低迷、開発・利用に伴う利害の対立など、様々な問題が起こっています。沿岸域総合管理は、こうした状況に対応するために諸外国で広く導入されている国際標準的な手法であり、2007 年に成立した海洋基本法においても十二の基本的施策の一つとして取り上げられています。

本事業においては、我が国における沿岸域総合管理の実施を促進するため、沿岸域管理の実態や課題、地域が主体となって行う沿岸域管理の制度のあり方について検討し、その結果を踏まえ政策提言を行うこととしています。

この報告書は、本年度の調査研究結果をとりまとめたものです。本調査研究の成果が、沿岸域の総合的な管理の取組を促進し、また、我が国における沿岸域総合管理に関する政策立案に資するものとなれば幸いです。

最後になりましたが、本事業の実施にあたりまして熱心なご審議を頂きました「総合的海洋政策研究委員会」の各委員と、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他の多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

海洋政策研究財団
会長 秋山昌廣

我が国における海洋政策の調査研究
総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究

研究メンバー

寺島 紘士	海洋政策研究財団	常務理事
市岡 卓	海洋政策研究財団	政策研究グループ グループ長
米山 茂	海洋政策研究財団	政策研究グループ グループ長代理 (平成 23 年 10 月より)
菅原 一美	海洋政策研究財団	政策研究グループ 調査役 (平成 23 年 12 月まで)
遠藤 愛子	海洋政策研究財団	政策研究グループ 研究員
塩入 同	同上	
堀井 進吾	同上	
脇田 和美	同上	
井内 由美子	海洋政策研究財団	海技研究グループ 研究員
藤川 恵一朗	海洋政策研究財団	総務グループ総務チーム

以上

目 次

はじめに

我が国における海洋政策の調査研究メンバー一覧

第1章 研究概要	1
(1) 背景と目的	1
(2) 研究内容	2
(3) 研究体制	2
第2章 沿岸域総合管理について	4
(1) 沿岸域総合管理の考え方	4
(2) 国際社会における沿岸域総合管理への取組	5
(3) 我が国における沿岸域総合管理への取組	5
(4) 沿岸域管理に関する制度の現状および課題	9
第3章 東日本大震災による被災地域の復興に関する検討について	11
第4章 まとめ	17
関係資料「沿岸域管理に関する制度の現状及び問題点の整理」	19

第1章 研究概要

(1) 背景と目的

本調査研究では、海洋基本法に定められている海洋の総合的管理を推進するための基本的施策の具体化について検討を行うこととしている。2007年度から2010年度までは、排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理のための法制のあり方について検討し、とりまとめを行った。

これに続き、本年度からは、海洋の総合的管理を推進する上で重要な沿岸域総合管理の推進方策について検討を行うこととする。

我が国の沿岸域では、人間の生活や産業活動が活発に行われているが、陸域・海域を一体的にとらえて適切に管理するという視点が欠けているために、海洋環境の悪化、水産業の低迷、開発・利用に伴う利害の対立など、様々な問題が起こっている。こうした状況に対応する沿岸域総合管理は、諸外国で広く導入されている国際標準的な手法であり、我が国においても2007年に成立した海洋基本法において十二の基本的施策の一つとして位置づけられている。

海洋基本法の成立を契機として、地域が積極的に沿岸域の問題に取り組む動きが出てきているが、そうした取り組みはまだ緒についたばかりである。そこで、地域が主体となった多様な地域の実態を踏まえた取り組みの促進に努めるとともに、それを通じて国レベルでの「沿岸域総合管理の制度化」を促進することが重要である。

本調査においては、このような問題意識の下、我が国における沿岸域総合管理の実施を促進するため、沿岸域管理の実態や課題、地域が主体となって行う沿岸域管理の制度のあり方について検討し、その結果を踏まえ政策提言を行う。

なお、本調査と別に、当財団では、①地域が主体となった沿岸域総合管理のモデルとなる取り組みを支援しベストプラクティスを示すための「沿岸域の総合的モデルに関する調査研究」、②大学等における沿岸域総合管理に関する学際的教育・研究システムの構築を図る「総合的沿岸域管理の教育カリキュラム等に関する調査研究」及び③関係者間の連携・協働のあり方に焦点を当てる「森川海の一体的な管理に関する調査研究」を、それぞれ実施している。本調査は、これら調査の成果も活用しながら、我が国における沿岸域総合管理の制度化について検討し、必要な提言を行おうとするものである。

折から平成23年3月に東日本大震災が発生し、東日本の沿岸域に甚大な被害をもたらしたが、これらの被災地域の復興・再生については、沿岸域総合管理の手法を用いて取り組むことが非常に重要であると考えられる。このため、当面の緊急の課題である被災地域の復興・再生の問題についても、地域が主体となり、海域・陸域を一体にとらえ、ビジョン・計画の策定・推進に取り組む沿岸域総合管理の手法を用いて対応していく観点から、本調査研究の中で総合的に検討を行う。

(2) 研究内容

1) 我が国における沿岸域総合管理の実施を促進するための制度のあり方の検討については、以下のような進め方を想定しているが、状況に応じ柔軟に必要な見直しを行う。

- ①沿岸域管理をめぐる制度の実態の把握・整理
- ②沿岸域管理をめぐる問題点、課題の把握・整理
- ③地域が主体となって取り組む沿岸域管理の制度（ガイドライン、法制、財政措置、組織体制の整備等）の検討
- ④政策提言の作成

2) 東日本大震災による被災地域の復興・再生の問題について、沿岸域総合管理の観点から、総合的に検討を行う。

(3) 研究体制

本研究の実施に当たっては、有識者で構成される「総合的海洋政策研究委員会」（以下、委員会）より研究内容への助言・指導を受けながら、海洋・沿岸域に関わる科学的知見、技術、経済社会等の実態を踏まえ、総合的な見地から検討を行う。本年度は4回の委員会を開催した。

委員会の構成は、以下のとおりである。

平成23年度「総合的海洋政策研究委員会」委員名簿

敬称略・五十音順

氏名	所 属 / 役 職
* 來生 新	横浜国立大学名誉教授・放送大学 副学長
秋道 智彌	総合地球環境学研究所 教授
秋山 昌廣	海洋政策研究財団 会長
磯部 雅彦	東京大学副学長・大学院新領域創成科学研究科教授
木下 健	東京大学生産技術研究所 教授

黒倉 壽	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
白山 義久	海洋政策研究機構 理事
高橋 重雄	(独) 港湾空港技術研究所 研究主監
寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
中原 裕幸	社団法人海洋産業研究会 常務理事
松田 治	広島大学 名誉教授
宮崎 信之	海洋政策研究財団 主任研究員
山尾 政博	広島大学大学院生物圏科学研究科 教授
山形 俊男	東京大学大学院理学系研究科・研究科長・教授

*委員長

第2章 沿岸域総合管理について

(1) 沿岸域総合管理の考え方

国際社会においては、海域と陸域とを一体にとらえ総合的・計画的に沿岸域の持続的な開発に取り組む「沿岸域の総合的管理（Integrated Coastal Management／ICM）」のアプローチが、沿岸域の問題への対応に関するいわば世界標準的な手法となっている。

我が国においては、海洋基本法の第25条（沿岸域の総合的管理）において、国が「自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする」ことが規定された。

本調査研究では、「沿岸域の総合的管理」（以下、「沿岸域総合管理」という。）について、当財団として整理した以下の考え方を基本として検討作業を進めることとした。

沿岸域総合管理の概念

「沿岸域総合管理」の概念については様々な考え方があるが、PEMSEAなどの国際的な取組みや、2000年に「21世紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議が決定した「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」の内容を踏まえると、当財団としては、沿岸域における諸課題を効果的に解決していくためには、以下の各項目を含む「沿岸域総合管理」を実施していくことが必要であると考えられる。

1) 対象となる沿岸域の設定

自然的社会的条件からみて一体的に施策が講じられることが相当と認められる沿岸域の海域と陸域を「沿岸域」として設定する。

2) 地域が主体となった取組み

「沿岸域総合管理」は、地域の実情を最もよく知る地域の関係者が主体となって進めるべきである。従って、「沿岸域総合管理」は、関係地方公共団体（都道府県又は市町村）が中心になり、関係行政機関、事業者、住民、NPO等の関係者が連携・協力して取り組む。

3) 総合的な取組み

地域の関係者は、既存の分野ごと・縦割の枠を超えて、沿岸域の問題に総合的に取り組み、様々な施策を幅広く活用して持続可能な沿岸域の管理を推進し、関係者の利益の最大化（できる限り、より多くの関係者の利益の増進）を図る。

4) 計画的な取組み

「沿岸域総合管理」は、地域が直面している課題に対応するため、予め関係者が合意の上で沿岸域総合管理計画を地域の計画として策定し、これに基づいて計画的に沿岸域の管理を推進する。

5) 協議会等の設置

関係地方公共団体が中心となり、関係行政機関、事業者、住民、NPO等の沿岸域に関わる多様な関係者の代表者で構成される協議会等を設置して合意形成を図り、沿岸域総合管理の計画を策定し、関係者が一致協力して計画を推進する。

6) 地方公共団体の計画への位置づけ

関係地方公共団体は、協議会等が策定した計画について、その実効性を担保するため、当該地方公共団体の計画等に位置づける、又は、何らかの形で地域の計画として認定する。

(2) 国際社会における「沿岸域総合管理」への取組み

米国では、1972年に沿岸域管理法が制定され、環境と開発の調和を図る持続的な開発、沿岸域の利用相互間の競合の調整等を、利害関係者が参加する協議会で議論し、地域が主体的かつ計画的に沿岸域の問題に取り組む「沿岸域総合管理」制度が創設された。(1960年代後半におけるサンフランシスコ湾保全開発委員会による取組みが沿岸域総合管理の先行事例として挙げられる。)

1992年に開催された国連環境開発会議(地球サミット)では、持続可能な開発に関する国際的な取組みの行動計画である「アジェンダ21」が採択された。アジェンダ21の第17章は、海洋や沿岸域及びそこに生息する生物の保全について取り扱っており、その中で、沿岸域の総合的管理と持続可能な開発を沿岸国の責務として位置づけた。

アジェンダ21を受け、経済協力開発機構(OECD)、世界銀行、国際自然保護連合(IUCN)、国連環境計画(UNEP)、ユネスコ政府間海洋学委員会(UNESCO-IOC)、国際連合食糧農業機関(FAO)等が沿岸域管理のガイドラインを作成し、これに基づき発展途上国の取組みに対する支援を行うようになった。

2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット/WSSD)においては、アジェンダ21第17章の実施促進を求める実施計画を採択し、その中で沿岸域総合管理への取組みを求めている。

1994年からGEF/UNDP/IMOのプロジェクトとして開始された「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」は、WSSD実施計画を踏まえ、2003年に「東アジア海域の持続可能な開発戦略(SDS-SEA)」を採択し、各国のデモンストレーションサイト等における取組みの促進を通じ、東アジア海域における沿岸域総合管理の実施に取り組んでいる。2009年には、参加国により、PEMSEAはSDS-SEAを実施し東アジア海域の持続可能な開発に取り組む地域協力機関として認められた。

(3) 我が国における沿岸域総合管理への取組

1) これまでの経過

1987年に策定された第4次全国総合開発計画(4全総)において、「地方公共団体が主体となり、沿岸域の総合的な利用計画を策定する」ことが定められ、1998年に策定された第5次の全国総合開発計画に当たる「21世紀の国土のグランドデザイン」においては、「地方公共団体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総

合的、計画的に推進する『沿岸域圏管理』に取り組む」ことが定められた。

「21世紀の国土のグランドデザイン」を受け、2000年には、「21世紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議が、沿岸域圏の総合的な管理に主体的に取り組む地方公共団体等が計画を策定・推進する際のガイドラインとしての「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を策定した。しかしながら、実際にはこの指針に沿った沿岸域圏の総合管理はほとんど行われなかった。

その後、2007年に海洋基本法が成立し、同法第25条に「沿岸域の総合的管理」が初めて我が国の法令に規定され、国が推進すべき12の基本的施策の一つとして沿岸域総合管理が明確に位置づけられた。2008年には同法に基づき海洋基本計画が策定されたが、沿岸域総合管理については十分なものではない。

2) 海洋基本法制定までの沿岸域総合管理に関連する検討事例

海洋基本法制定までに、沿岸域総合管理に関して関係省庁において行われてきた主な検討とその概要を以下に示す。

a. 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針（「21世紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議（2000年）決定）

「21世紀の国土のグランドデザイン（1998年3月31日閣議決定）」の基本的な考え方に立って、沿岸域圏の総合的な管理に主体的に取り組む地方公共団体や様々な民間主体が計画を策定・推進する際の基本的な方向を示すもの。

以下のとおり、沿岸域圏総合管理計画に盛り込むべき内容やその策定・推進体制等について示した。

○沿岸域圏総合管理計画

沿岸域圏ごとに、地域の特性に応じた固有の課題について地方公共団体が中心となって自主的かつ長期的に取り組むため、沿岸域圏に関わる多様な関係者の合意を得て策定されるマスタープラン。

・沿岸域圏の設定の基本的な考え方

沿岸域圏の設定は、沿岸域について、自然の系として、地形、水、土砂等に関し相互に影響を及ぼす範囲を適切にとらえ、一体的に管理すべき範囲として、地域の特性（行政界、社会 経済活動による利用の実態等）を配慮しつつ、海岸線方向及び陸域・海域方向に区分した圏域を明示して行うものとし、各沿岸域圏ごとに総合管理計画が策定されるものであること。

・総合管理計画に盛り込むべき事項

- ① 総合管理計画の対象地域（沿岸域圏の範囲）
- ② 総合管理計画の期間
- ③ 基本方針
- ④ 事業、施策等に関する事項
- ⑤ 推進方策に関する事項

- ア 総合管理計画の推進体制に関する事項
 - イ 総合管理計画の進捗状況の把握及び事後評価の方策に関する事項
 - ウ 総合管理計画の変更及び関係行政機関への要請に関する事項
- ⑥ その他の事項

○総合管理計画の策定及び推進の体制

① 沿岸域圏総合管理協議会

- ・総合管理計画の策定及び推進を行うことを目的として設立。
- ・関係地方公共団体（沿岸域圏内の都道府県及び政令指定都市（必要に応じて、これら以外の市町村を含む。）が中心となり、行政機関、民間企業、漁業者、住民、NPO等の多様な関係者の代表者を構成員とする。
- ・協議会は、基本理念及び総合管理計画に関する知識の普及、情報の提供等を行うとともに、啓発活動を推進するため、情報公開窓口を設置する。

② 総合管理計画の認定機関

協議会の構成員である地方公共団体の長（国の行政機関が協議会の構成員となっている場合にあっては、当該国の行政機関の長を含む。）により認定。

③ 協議会に関連する組織（協議会が必要と認める時、置くことができる）

- ア 沿岸域圏委員会
- イ 技術専門委員会
- ウ 行政連絡調整会議

b. 沿岸域総合管理研究会提言（国土交通省・2003年）

「次世代へ美しく安全で生き生きとした沿岸域を継承するためには、沿岸域を統一的かつ体系的に管理できる、沿岸域を総合的に管理する法制度の制定が望ましいと考えられるが、法制度化に向けては、国民の合意形成など解決すべき課題は多く、直ちにその実現は困難である。」とした上で、沿岸域の総合的な管理に向けて長期的課題も含めた沿岸域の総合的な管理のために、個別問題解決のための施策とあわせて、以下の取組を実施すべきとした。

○沿岸域の総合的な管理のための計画の策定

沿岸域の総合的な管理のための施策実施に向けて、国は、地方公共団体等による沿岸域圏総合管理計画の策定を促進する。

○施策の推進体制

行政が主体となって各地域において多様な関係者が参画する協議会などを設置し、施策の具体化の検討、施策の実施、実施した施策の評価を行うべきである。また、国における沿岸域の総合的な管理に向けた体制の検討を行う。

※本提言では、既存の法令などの適用範囲外となる問題については、短期的な対応として個別法の適用範囲の拡大等、個別の実効的な施策により対応することとし、将来的に、個別の施策を沿岸域総合管理として新たな法制度の制定に結び付けていくべきであるとしている。

3) 海洋基本法制定後の沿岸域総合管理への取組

海洋基本法第 25 条（沿岸域の総合的管理）第 1 項において、「国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。

また、同法に基づいて策定された海洋基本計画「(3) 沿岸域管理に関する連携体制の構築」において、「沿岸域においては様々な事象が相互に密接に関連して発生し、沿岸域ごとにその様相が異なることから、必要に応じ、適切な範囲の陸域及び海域を対象として、地方公共団体を主体とする関係者が連携し、各沿岸域の状況、個別の関係者の活動内容、様々な事象の関連性等の情報を共有する体制づくりを促進する。」と記述されているが、同計画においては沿岸域における個別課題への対応に関する記述が中心であり、地方公共団体を中心とした沿岸域総合管理を実現するための具体的な施策や制度の内容等については十分に踏み込んでいない。

なお、2010 年度に内閣官房総合海洋政策本部事務局により、総合的な視点をもった沿岸域の管理を志向する地方公共団体等の取組み事例集の作成が行われるなど、地域における沿岸域総合管理の実施を推進しようとする新たな取組みも徐々に始まっている。

(4) 沿岸域総合管理に関する制度の現状および課題

第2章(3)で見てきたとおり、現時点では、国において必ずしも沿岸域総合管理の概念、必要性、具体的な進め方等について十分に考え方が整理されているとは言えない。我が国において沿岸域総合管理の実施を促進するためには、まず国において、これらに関する考え方を整理し、明確に示し、また関係省庁や関係する出先機関の間で認識の共有を図ることが必要である。

地方公共団体は、沿岸域総合管理の実施において中心的な役割を担うことが期待されるが、現時点においては、必ずしも沿岸域総合管理の概念、必要性、具体的な進め方、地方公共団体が担うべき役割等について十分に理解が浸透しているとはいえない。このため、地方公共団体が海域と陸域とを一体的にとらえ管理を行うという手法に積極的に取り組もうとする意識を持つとともに、国において沿岸域総合管理に関する考え方をまず整理し、地方公共団体をはじめとする地域の関係者の認識を深め、取組みを促していくことが必要である。「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」よりもさらに具体的に沿岸域圏の設定の考え方、関係者の役割や実施方法に踏み込んだ新たなガイドラインの策定についても検討する必要がある。

地方公共団体においても、海洋基本法の制定を契機として、同法の規定を活用し、沿岸域の問題に取り組もうとする動きが活発化してきている。しかしながら、この際、縦割りの発展・整備が図られてきている現行の諸制度の下では適切な対応が取りにくい場合がある。このため、海域と陸域を一体にとらえて分野横断的・総合的な施策を講じることを容易にし、地域の取組みを支援するような仕組みを、国において整備することが必要である。

そのような地域が主体となって取り組む沿岸域管理の制度のあり方について検討を進めるためには、先ず沿岸域総合管理に関する制度の現状及び課題を把握し、整理する必要がある。これに関しては、社団法人 海洋産業研究会に委託して調査を実施した。以下に委託調査報告の目次を掲載するが、詳細は本報告書巻末の**関係資料**「沿岸域管理に関する制度の現状及び問題点の整理」を参照されたい。

「沿岸域管理に関する制度の現状及び問題点の整理」目次
(社団法人 海洋産業研究会による調査報告)

1. 沿岸域管理をめぐる現行国内法制度の整理
2. 沿岸域管理をめぐる現行国内法制度の運用実態及び問題点の抽出
 - 2-1. ハウスポート（いかだハウス）事件が提起した沿岸域管理の問題点
 - 2-2. 横浜港における港湾区域と河川区域の重複区域の管理
 - 2-3. 沿岸域における行政境界を巡る動き
3. 諸外国における沿岸域管理の現状
 - 3-1. アメリカ
 - 3-2. 韓国
 - 3-3. 中国

第3章 東日本大震災の被災地域の復興に関する検討

①本調査研究事業による検討の考え方

本調査研究では、地域が主体となって行う沿岸域総合管理の制度のあり方について検討し、その結果を踏まえ政策提言を行うこととしている。

しかしながら、平成23年3月に東日本大震災が発生し、津波によって沿岸地域の多くの都市・集落が壊滅的な被害を受けたことを受け、被災地の復興・再生の問題についても、沿岸域総合管理の手法による対応が有効であるとの観点から、本調査研究の中で総合的に検討を行うこととした。

②被害状況の把握

検討を開始するに当たり、被害状況の把握を行った。

第1回委員会（平成23年5月19日開催）においては、別紙1のとおり、委員会開催時点での被害状況の全体像を整理するとともに、関係省庁の公表資料等を参考に、さらに詳細な被害状況の確認を行った。

③復興に向けての動向の把握

復興に向けた政府や地方公共団体等の取組みの把握を行った。

第2回委員会（平成23年7月1日開催）においては、別紙2のとおり、政府の東日本大震災復興構想会議の提言や、東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（いわゆる「復興基本法」）等の基本的考え方等について把握を行った。また、関係省庁による復興の考え方や被災各県の復興構想策定の動向についても、把握を行った。

④復興の方向性に関する検討

被害状況や復興に向けた国・地方公共団体の取組状況を踏まえ、復興の方向性について別紙3のとおり事務局で考え方を整理し、これをもとに議論を行った。

なお、この間に、東日本大震災からの復興に関しては国や地方公共団体においても復興に向けた構想や計画の策定が急ピッチで進んだので、本調査研究として単独で政策提言を行うことについては緊急性がなくなった。このため、以降の本年度の事業においては、引き続き東日本大震災からの復興について沿岸域総合管理の観点から取り組むことを念頭に置きつつ、本来の研究テーマである沿岸域総合管理の制度のあり方について検討を行うこととした。

東日本大震災による被害の状況について（概要）

1. 人的被害等

- (1) 死亡者数 15,112 人
- (2) 行方不明者数 9,066 人
- (3) 避難者数 110,313 人

（いずれも平成 23 年 5 月 18 日現在。警察庁による）

2. インフラ関連の被害

(1) 道路

三陸地方を縦貫する国道 45 号が寸断。救援ルート確保のため、同国道の啓開を進める一方、東西ルートを確保する「くしの歯作戦」を実施。

現在でも国道 45 号は陸前高田・気仙沼市内等で落橋等のため通行不能。

(2) 鉄道

東北新幹線が 4 月 29 日に全線運転再開。

現在でも沿岸部の JR・第 3 セクターの路線が運休中。

(3) 空港

仙台空港が津波により甚大な被害。4 月 13 日から民航機運航再開。

(4) 港湾

青森港以外の被災地の港湾機能が停止。緊急物資等の輸送に大きな障害となった。航路の啓開、岸壁の応急復旧等を実施。現在も使用可能な岸壁は 38%のみ。

(5) 河川・海岸

直轄管理河川 2,115 箇所被災を確認。

岩手・宮城・福島 3 県の海岸では、約 300 k m の堤防護岸のうち、約 190 k m が全壊又は半壊。

(6) 上下水道

上水道は、震災発生時 160 万戸以上で断水。現在までに約 6.7 万戸まで回復。

下水道については、沿岸部の下水処理場 19 箇所が稼働停止。

(7) 電力

5 月 6 日現在、約 6 千戸で停電（津波による家屋等流出地域、原発事故による立入制限区域等を除く）。

被災地域においては、原子力発電所のほか、火力発電所も停止。

(8) 都市ガス

都市ガスについては、最大で復旧対象戸数が約 40 万戸に及んだが、5 月 3 日に復旧完

了（津波等の被害が甚大な地域を除く）。

3. 水産業への被害

漁船約 2 万隻が被災。漁港の被害額 4 千億円以上。養殖施設その他を含めた被害額は 6,694 億円にのぼる。復旧等のため総額 2,153 億円の補正予算を計上。原発事故の影響も深刻。

4. 原発事故の影響

東京電力福島第一原子力発電所の安定化に向けた取組みが続けられている。

4 月 22 日には、同発電所から 20km 圏内（海域を含む）が警戒区域に指定され、20 km 圏外においても計画的避難区域及び緊急時避難準備区域が設定された。

海洋への放射性物質の流出が認められることから、海洋環境、海洋生物への影響について、継続的モニタリングとその結果についての情報提供が求められる。

5. その他

(1) 緊急物資の輸送

災害発生時から、政府の緊急災害対策本部の要請による緊急物資輸送を実施。被災地の港湾施設のほとんどが被害を受けたことが、輸送の大きな障害となった。石油製品については、日本海岸の港湾を利用した輸送が実施された。

(2) 避難者の生活改善

いまだ 11 万人以上の避難者がおり、仮設住宅の早期建設が必要。災害からの安全性、自宅の近くに住みたい被災者の意向等を踏まえた用地確保等が課題。

(3) がれきの処理

家屋等の破壊による大量のがれきを緊急に処分することが必要。一般廃棄物として地方公共団体が処分する必要がある。仮置き場の確保、処分方法等が課題となっている。

海中にも大量のがれきが存在するとみられるが、実態の把握も十分に進んでいない。漁業活動や交通の支障になることから、まずその実態を把握し、関係者の責任分担を明確にした上で、早急な処理が必要。

東日本大震災に関連する動きについて

1 政策提言

- 1-① 海洋基本法フォローアップ研究会「東日本大震災復興に関する海洋立国の視点からの緊急提言」 【平成 23 年 5 月 27 日】
- 1-② 東日本大震災復興構想会議「復興への提言 ～悲惨の中の希望～」
【同 6 月 25 日】

2 法制の整備

- 2-① 「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」（「復興基本法」）制定
【同 6 月 20 日】
- 2-② 「津波対策の推進に関する法律」制定 【同 6 月 17 日】

3 災害対策の考え方

- 3 土木学会提言を受けた中央防災会議専門調査会提言の概要 【同 6 月 26 日】

4 復興計画

- 4-① 国土交通省「被災地における復興計画策定に対する国の支援について」公表
【同 6 月 15 日】
- 4-② 「国土交通省における東日本大震災の復旧・復興に向けた対応」
【同 6 月公表資料】

5 水産

- 5 「東日本大震災による水産業への影響と今後の対応」 【同 6 月公表資料】

6 各県の復興構想策定の動き

- 6-① 福島県復興ビジョンの構成（たたき台） 【同 6 月 15 日】
- 6-② 宮城県震災復興基本方針（素案）の概要 【同 6 月 17 日】
- 6-③ 岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画案 【同 6 月 14 日】

東日本大震災からの復興の方向性について（検討資料）

<p>1. 検討項目（案） ※第1回委員会資料「東日本大震災による被災地域の復興・再生に関する検討について（案）」より</p>	<p>2. 海洋基本法フォローアップ研究会緊急提言（平成23年5月27日）に位置づけられた主な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸域・海域を一体的にとらえた「沿岸域（復興）総合計画」の策定・実施 ・被災各県・市町村による「〇〇沿岸域（復興）総合計画」の策定・実施、これに対する国の支援 ・海域の市町村区域への編入、これによる地方交付税措置の充実 ・地震・津波の観測網の整備 	<p>3. 東日本大震災復興構想会議提言（平成23年6月25日）に位置づけられた主な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の被害を最小化する「被災」の考え方が重要。（防災教育、ハザードマップなどソフト面の対策、多重防御、土地利用・建築規制等を総合的に組み合わせ） ・地域類型に合った復興施策の推進（5類型に区分） ・市町村主体の復興（市町村ごとに復興計画を策定） ・土地利用計画手続の一本化・迅速化（「特区」も活用） ・地方公共団体への支援のための「特区」の活用、自由度の高い交付金制度 	<p>4. 方向性として考えられる事項、検討事項等（案） ※アンダーラインは、第1回委員会で議論のあった事項。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興のビジョンづくりは、拙速に過ぎることなく、地域の関係者の意向を十分に反映させて進めるべき。 ・復興のビジョンづくりには海からの視点を入れていくことが必要。 ・海域を市町村の区域に含め、海と陸を一体にとらえて復興に取り組む（合わせて財源確保を図る）ことを検討すべき。 ・今までの利害関係がリセットされることで総合的管理が進めやすくなる面もある。 ・堤防等では防ぎきれない巨大な災害に対する「被災」の考え方を取り入れていくことが必要。公平性の概念をどう入れるかも議論すべき。 ・現地におけるモデル的な取組み（岩手県宮古市で実施）に委員会での議論を反映させていくことが必要。
<p>(2) 地域の豊れた資源を活かした水産業の再建・創造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港・漁場・漁村等の災害復旧、漁場の撤去等 ・漁村の高台移転について、住民の選択を尊重しながら支援 ・漁協を中心とした地域漁業の再建を支援 ・養殖業について協業化の推進と企業的経営の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協による子会社の設立、漁協・漁業者による共同事業化により、漁船・漁具などの生産基盤の共同化・集約化 ・圏域ごとの漁港機能の集約・役割分担や漁業集落のあり方を一体的に検討 ・漁業者と民間企業との連携促進 ・地元漁業者が主体となった法人に漁業権を認める（「特区」を活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の復興計画の中に、将来の水産業のあり方に関する関係者の意向を踏まえた漁港・漁村の整備構想を適切に盛り込んでいくことが必要。
<p>(3) 良好な海洋環境・豊かな海洋生態系の保全・再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・持続的海洋調査・観測・監視システムの構築 ・漁港、沿岸、沖合の海面・海中・海底の瓦礫の詳細調査の実施 ・海域の瓦礫の撤去・処理等（取組体制の明確化、経費の助成） ・瓦礫を活用したバリア・アイランドの造成、人工漁礁群や磯やけ防止用薬場の造成等 	<ul style="list-style-type: none"> ・三陸沿岸域を拠点とする大学、研究機関、民間企業等によるネットワーク形成による海洋生態系の解明、漁場復興、関連産業の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境の総合的なモニタリング・情報提供を行うべき。（放射線物質その他の有害物質、津波による環境変化等について、長期・継続的に行うことが必要。） → 具体的にどのような体制を構築すべきか検討が必要（政府、学会等） → 具体的にどのよう中心になって行うか等） ・海域の瓦礫について、できる限りその実態を明らかにするとともに、取組体制を明確にし、その撤去等を進めるべき。
<p>(4) 原発事故に伴う海洋への放射性物質の流出に関わる水産物の安全の問題への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の海域への流入に関する研究・観測・監視・監視のシステム・体制の整備・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・一元的・計画的・継続的な放射線量のモニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境の総合的なモニタリング・情報提供を行うべき。（③の再掲） → 具体的にどのような体制を構築すべきか検討が必要。

<p>(5) 海洋再生エネルギーの開発促進(漁業協調型風力発電の促進等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋再生可能エネルギー利用推進計画(仮称)の策定 ・沖合への総合実証実験海域における風力、波力等の実証試験 ・漁業協調型洋上風力発電のパイロット・プロジェクトの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入を加速(太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域における再生可能エネルギーの開発を、具体的にどのような道筋で進めるか。
<p>(6) その他海洋産業(海事産業等)の復興・再生、海域の多面的な利用による新産業の創出(観光・レクリエーション、学習活動等)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業等の地場産業に観光の視点の盛り込み、海からのアプローチも意識した新たな観光ルート形成 ・三陸沿岸域を拠点とする大学、研究機関、民間企業等によるネットワーク形成による海洋生態系の解明、漁場復興、関連産業の創出((3) から再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害は、新たな海域利用の仕組みを実現するきっかけになりうるかと考えられるが、具体的にどのよう道筋でこれを進めるか。
<p>(7) その他海を活かした沿岸地域の復興・活性化に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外洋航行型の浮体式広域防災基地を三大湾等に整備し活用 ・様々な機能を有する浮体を各地の港湾・漁港に整備し活用 		<ul style="list-style-type: none"> ・中小造船業等地域の海事産業等の再建をどのように進めるか。

第4章 まとめ

平成19年の海洋基本法制定により、政府の海洋政策への取組みは、制度・体制の両面で大きく強化された。総合海洋政策本部のリーダーシップの下、関係省庁の連携により、大陸棚の延長申請、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の策定、海賊処罰・対処法の制定、離島の保全・活用を推進するための「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」の制定など、我が国の海洋政策はその時々ニーズに応じて着実な対応を行ってきた。

しかし、空間としての海洋の開発、利用、保全等を総合的に進めるための仕組みづくりには、まだ手がかかっている。

このことから、当財団は、平成19年度から平成22年度まで、排他的経済水域等の総合的な管理に関する調査研究に取り組み、必要な法制の整備に関する提言を作成し政府に提出した。

平成23年度からは、同じく空間としての海洋の総合的な管理に関して大きな課題である沿岸域総合管理の制度のあり方について検討を行うこととした。

本年度の調査研究においては、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況や復興に向けた政府や地方公共団体等の取組みを把握し、復興の方向性について議論を行った。

また、我が国における沿岸域総合管理の制度化に向けた国によるガイドライン策定などのこれまでの取組み、諸外国における沿岸域総合管理の制度化の動向について把握するとともに、関連する国内法制度の現状や課題について整理し、議論を行った。

本年度は新たなテーマによる調査研究の初年度であり、まだ研究は緒についたばかりであるが、基本的な情報を整理し、委員会メンバーの問題意識も深まり、次年度以降の本格的な検討に向けた基礎固めをすることができた。

本調査研究においては、排他的経済水域等の総合的な管理のための法制整備の提言に続き、沿岸域総合管理の制度化についても、必要な政策提言を行うことを目指している。次年度以降は、沿岸域における総合的な管理に関するニーズや諸外国の取組を踏まえて、沿岸域総合管理の制度のあり方について更に検討していくこととしている。

関係資料

「沿岸域管理に関する制度の現状及び問題点の整理」

(社団法人 海洋産業研究会による調査報告)

1. 沿岸域管理をめぐる現行国内法制度の整理

1-1. 国内法制の整理

沿岸域管理に関する現行国内法制度について、海洋基本法など「全体」に関するものをまず掲げたうえで、次に、海洋基本計画第2部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき12の基本的施策別に分類して、〈表1-2-1〉に整理した。その12の基本的施策とは次のとおりである。

1. 海洋資源の開発及び利用の推進
2. 海洋環境の保全
3. 排他的経済水域等の開発等の推進
4. 海上輸送の確保
5. 海洋の安全の確保
6. 海洋調査の推進
7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等
8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
9. 沿岸域の総合的管理
10. 離島の保全等
11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
12. 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

続いて、「その他」の区分を設けて、関連する法律も整理した。

法律の性質上、複数以上の施策に該当するものも多くあったが、基本的には主にあてはまると想定される1つの施策に絞り整理をした。その結果、「全体」のカテゴリーには10、「12の基本的施策」では合計91、「その他」29で、総計で130もの法律が関係することが把握できる。そのなかで特徴的な傾向としては次の点が指摘できる。

第一に、海洋調査、科学技術、沿岸域総合管理、国際協力、国民の理解増進の5つの施策関係では明示的にそれと関連する法律がない、ということである。とりわけ、ここでの主題である沿岸域の総合的管理に関しては、「全体」で掲げた海岸法、港湾法、漁港漁場整備法などの基幹法的な法律が関係してくるものの、直接、体现するものはないと言える。この点は、アメリカや韓国などに「沿岸域管理法」が存在するのと対照的である。もっとも、単純に日本にも同種の法律をという具合にはいかないが、少なくとも、必要性の有無に関してはもっと多角的、積極的に議論がなされてよい。

第二には、「その他」のカテゴリーに入れてあるが、我が国には、ラッコやオットセイの漁に関する法律として「臘虎臘朧獸獵獲取締法」があるものの、その制定年は非

常に古く 1912 年つまり明治 45 年である。それ以降、この種の法律はない。アメリカには海産哺乳動物保護法 (Marine Mammal Protection Act;1972) があるのに対して、これも対照的である。

第三に、海洋産業の振興については 1 つあるものの、直接的にそれを目指したものとは言い難い。日本の法律の風土として、産業振興法的な法律は成立しがたいが、間接的にであれ、そうした性質を持つ法律があってもおかしくないであろう。

次に、<表 1-2-2>として、縦軸はそのままとして、横軸に年代をとり 1956 年、1976 年、1996 年 (我が国が国連海洋法条約 (UNCLOS) を批准した年)、2006 年のそれぞれの年までと、海洋基本法が制定された 2007 年以降という 5 区分において、年代別の法律の整備状況とその傾向がわかるように整理した。基幹法的なものが戦後すぐの 1956 年までに多く制定されたことや、2007 年以降はそれほど多くはないものの、低潮線保全法など重要な法律が出来ていることがわかる。

1-2. 条例

沿岸域管理に関する地方公共団体における関する条例等を<表 1-2-3>として、自治体別に一覧表の形で整理した。同表に示されるように、33 都道府県で 55 の条例等が、そして 9 市町村で 12 の条例等、総計で 67 の条例等が制定されていることがわかる。以下のように、いくつかの特徴的な傾向をあげることができる。

第一に、森・川・海に関連する名称として条例を有しているのが 3 県 (青森県、岩手県、秋田県) あること。第二に、一般海域の管理を呼称した条例を掲げているのが 7 県 (広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県) あることも注目したい。

第三に、プレジャーボート関係で称される条例又は要綱を定めているのが、15 道府県あることも指摘しておきたい。

なお、地方公共団体に共通の条例としては、以下のように、港湾法、海岸法等に関連して制定されているものがある。以下に東京都の例を示す。

(東京都の港湾・海岸管理関係の条例)

港湾管理条例／港湾区域及び港湾隣接地域占用料等徴収条例

海岸占用料等徴収条例／漁港管理条例

また、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき、11 府県で「自然海浜保全地区に関する条例」が制定されている。

表1-2-1 沿岸域管理に関する国内法制度(カテゴリー別)

(区分内成立年、降順表示)

(作成:(社)海洋産業研究会)

区分 (法律数)	法律名 (制定年)
全 体(10)	海洋基本法2007
	領海及び接続水域に関する法律 1977*
	国土利用計画法1974
	河川法1964
	海岸法1956
	港湾法1950
	国土形成計画法1950
	漁港漁場整備法1950*
	漁業法1949
	国有財産法1948
海洋基本法による12の基本的施策	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律2008
	水産基本法2001
	持続的養殖生産確保法1999
	まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法1996
	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律1996
	遊漁船業の適正化に関する法律1988
	沿岸漁場整備開発法1974
	海洋水産資源開発促進法1971
	外国人漁業の規制に関する法律1967
	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律1952
	水産資源保護法1951
	漁船法1950
	水産業協同組合法1948
	エネルギー政策基本法2002
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法1997
	深海底鉱業暫定措置法1982
	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律1980
	エネルギーの使用の合理化に関する法律 1979
	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法1978
	石油の備蓄の確保等に関する法律1975
	石油パイプライン事業法1972
	砂利採取法1968
	電気事業法1964
	鉱業法1950
	採石法1950
	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律1950
	鉱山保安法1949
	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律2009
	生物多様性基本法2008
	景観法2004
	自然再生推進法2002
	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律2002
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律2002
ダイオキシン類対策特別措置法1999	
環境影響評価法1997	
環境基本法1993	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律1992	
船舶油濁損害賠償保障法1975	
瀬戸内海環境保全特別措置法1973	
自然環境保全法1972	
水質汚濁防止法1970	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律1970	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律1970	
下水道法1958	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律1957	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律1957	
自然公園法1957	
都市公園法1956	
森林法1951	
公有水面埋立法1921	
3.排他的経済水域等の開発等の推進(4)	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律2010
	海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律2007
	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律1996
	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律1996
4.海上輸送の確保(19)	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法2004
	小型船舶の登録等に関する法律2001
	海上衝突予防法1977
特定港湾施設整備特別措置法1959	

区 分 (法律数)	法 律 名 (制定年)	
海洋基本法による12の基本的施策	4.海上輸送の確保(19)	国際海上物品運送法1957 港湾整備促進法1953 内航海運業法 1952 港湾運送事業法1951 船舶職員及び小型船舶操縦者法1951 水路業務法 1950 海上運送法1949 水先法 1949 航路標識法1949 海難審判法1947 船員法1947 船舶安全法1933 運河法1913 水難救護法 1899 船舶法1899
	5.海洋の安全の確保(13)	津波対策の推進に関する法律2011 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律2009 領海等における外国船舶の航行に関する法律2008 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律2004 武力攻撃事態における特定公共施設等の利用に関する法律2004 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律2004 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律2000 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律1999 海上交通安全法1972 自衛隊法1954 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律1952 港則法1948 海上保安庁法1948
	6.海洋調査の推進(1)	水路業務法 1950
	7.海洋科学技術に関する研究開発の推進等	
	8.海洋産業の振興及び国際競争力の強化(1)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律2010
	9.沿岸域の総合的管理	
	10.離島の保全等(3)	小笠原諸島振興開発特別措置法1969 奄美群島振興開発特別措置法1954 離島振興法1953
	11.国際的な連携の確保及び国際協力の推進	
	12.海洋に関する国民の理解の増進と人材育成	
	その他(29)	社会資本整備重点計画法2003 都市再生特別措置法2002 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)1999 大阪湾臨海地域開発整備法1992 多極分散型国土形成促進法1988 総合保養地域整備法1987 民間都市開発の推進に関する特別措置法1987 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法1986 広域臨海環境整備センター法1981 石油コンビナート等災害防止法1975 工業再配置促進法1972 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律1968 都市計画法1968 中部圏開発整備法1966 首都圏近郊緑地保全法1966 近畿圏整備法1963 災害対策基本法1961 工場立地法1959 首都圏整備法1956 農地法1952 道路法1952 土地収用法1951 文化財保護法1950 建築基準法1950 電波法1950 土地改良法1949 消防法1948 臘虎胆肭獸獵獲取締法1912 砂防法1897

* 領海及び接続水域に関する法律 = 領海法の題名改正(1996)
 * 漁港漁場整備法 = 漁業法の題名改正(2002)

表1-2-2 沿岸域管理に関する国内法制度(年代別)
(区分内成立年、降順表示)

(作成:(社)海洋産業研究会)

区分	～1956年	～1976年	～1996年 (1996国連海洋法条約批准年まで)	～2006年	2007年～ (2007海洋基本法制定年以降)
全体	海岸法1956 港湾法1950 国土形成計画法1950 漁港漁場整備法1950* 漁業法1949 国有財産法1948	国土利用計画法1974 河川法1964	領海及び接続水域に関する法律1977*		海洋基本法2007
1.海洋資源の開発及び利用の推進	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律1952 水産資源保護法1951 漁船法1950 水産業協同組合法1948	沿岸漁場整備開発法1974 海洋水産資源開発促進法1971 外国人漁業の規制に関する法律1967	まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法1996 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律1996 遊漁船業の適正化に関する法律1988	水産基本法2001 持続的養殖生産確保法1999	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律2008
	鉱業法1950 採石法1950 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律1950 鉱山保安法1949	石油の備蓄の確保等に関する法律1975 石油パイプライン事業法1972 砂利採取法1968 電気事業法1964	深海底鉱業暫定措置法1982 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律1980 エネルギーの使用の合理化に関する法律1979 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法1978	エネルギー政策基本法2002 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法1997	
2.海洋環境の保全 海洋基本法による12の基本的施策	都市公園法1956 森林法1951 公有水面埋立法1921	船舶油濁損害賠償保障法1975 瀬戸内海環境保全特別措置法1973 自然環境保全法1972 水質汚濁防止法1970 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律1970 廃棄物の処理及び清掃に関する法律1970 下水道法1958 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律1957 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律1957 自然公園法1957	環境基本法1993 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律1992	景観法2004 自然再生推進法2002 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律2002 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律2002 ダイオキシン類対策特別措置法1999 環境影響評価法1997	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律2009 生物多様性基本法2008
	3.排他的経済水域等の開発等の推進		排他的経済水域及び大陸棚に関する法律1996 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律1996		排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律2010 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律2007
4.海上輸送の確保	港湾整備促進法1953 内航海運業法1952 港湾運送事業法1951 船舶職員及び小型船舶操縦者法1951 水路業務法1950 海上運送法1949 水先法1949 航路標識法1949 海難審判法1947 船員法1947 船舶安全法1933 運河法1913 水難救護法1899 船舶法1899	特定港湾施設整備特別措置法1959 国際海上物品運送法1957	海上衝突予防法1977	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法2004 小型船舶の登録等に関する法律2001	

区分	～1956年	～1976年	～1996年 (1996国連海洋法条約批准まで)	～2006年	2007年～ (2007海洋基本法制定年以降)
海洋基本法による12の基本的施策	5.海洋の安全の確保 自衛隊法1954 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律1952 港則法1948 海上保安庁法1948	海上交通安全法1972		武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律2004 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律2004 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律2004 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律2000 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律2000	津波対策の推進に関する法律2011 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律2009 領海等における外国船舶の航行に関する法律2008
	6.海洋調査の推進 水路業務法 1950				
	7.海洋科学技術に関する研究開発の推進等				
	8.海洋産業の振興及び国際競争力の強化				地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律2010
	9.沿岸域の総合的管理				
	10.離島の保全等 奄美群島振興開発特別措置法1954 離島振興法1953	小笠原諸島振興開発特別措置法1969			
	11.国際的な連携の確保及び国際協力の推進				
	12.海洋に関する国民の理解の増進と人材育成				
その他	首都圏整備法1956 農地法1952 道路法1952 土地収用法1951 文化財保護法1950 建築基準法1950 電波法1950 土地改良法1949 消防法1948 国有財産法1948 臘虎鬮胎獸獵獲取締法1912 砂防法1897	石油コンビナート等災害防止法1975 工業再配置促進法1972 都市計画法1968 中部圏開発整備法1966 首都圏近郊緑地保全法1966 近畿圏整備法1963 災害対策基本法1961 工場立地法1959	大阪湾臨海地域開発整備法1992 多極分散型国土形成促進法1988 総合保養地域整備法1987 民間都市開発の推進に関する特別措置法1987 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法1986 広域臨海環境整備センター法1981	社会資本整備重点計画法2003 都市再生特別措置法2002 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)1999	

* 領海及び接続水域に関する法律 = 領海法の題名改正(1996)
* 漁港漁場整備法 = 漁業法の題名改正(2002)

表 1-2-3 沿岸域管理に関する国内法制度（条例等）

（作成：社団法人海洋産業研究会）

自治体名	条例名等	制定年
北海道	北海道沿岸水域の工事取締条例 北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例	昭和24年9月11日条例第74号 平成15年3月14日条例第35号
青森県	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	平成13年12月21日条例第71号
岩手県	プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	平成16年12月17日条例第67号 平成15年10月9日条例第64号
宮城県	いわての水を守り育てる条例 みやぎ海とさかなの県民条例	平成20年12月12日条例第73号 平成15年3月20日条例第48号
秋田県	秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	平成15年3月11日条例第24号
福島県	遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例	平成4年7月7日条例第80号
茨城県	茨城県公共物管理条例	昭和33年3月28日条例第5号
千葉県	千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	平成14年7月12日条例第41号
東京都	東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例	平成14年3月29日条例第98号
神奈川県	神奈川県海水浴場等に関する条例 神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例	昭和34年4月1日条例第4号 平成13年12月28日条例第64号
福井県	福井県遊泳者の事故防止に関する条例	平成5年3月25日条例第3号
静岡県	静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例	平成11年7月27日条例第43号
三重県	三重県一般海域等管理規則	昭和43年11月1日規則第52号
大阪府	大阪府一般海域管理条例 大阪府自然海浜保全地区条例 大阪府プレジャーボート対策要綱	平成12年3月31日条例第25号 昭和56年3月27日条例第2号 平成6年度制定
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例 プレジャーボートによる公共の水域等の利用の適正化に関する要綱	平成7年7月18日条例第28号 平成13年7月23日告示第966号
和歌山県	和歌山県自然海浜保全地区条例 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	平成11年3月19日条例第8号 平成20年3月24日条例第22号
鳥取県	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例	平成20年10月21日条例第64号
島根県	知事が管理する河川におけるプレジャーボートの係留及び保管の適正化の推進に関する要綱	平成14年1月11日告示第17号
岡山県	岡山県普通海域管理条例 岡山県自然海浜保全地区条例 プレジャーボート対策要綱	平成10年6月30日条例第31号 昭和56年3月25日条例第23号 平成3年11月30日港第219号
広島県	広島県の海の管理に関する条例 広島県自然海浜保全条例 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	平成3年3月14日条例第7号 昭和55年3月28日条例第3号 平成10年3月24日条例第1号
山口県	一般海域の利用に関する条例 山口県自然海浜保全地区条例 やまぐちの美しい里山・海づくり条例	平成10年3月24日条例第3号 昭和56年10月16日条例第23号 平成22年12月21日条例第42号
徳島県	徳島県自然環境保全条例	昭和47年10月24日条例第43号
香川県	香川県一般海域管理条例 香川県自然海浜保全条例	平成12年3月27日条例第12号 昭和55年7月31日条例第24号
愛媛県	愛媛県海を管理する条例 愛媛県自然海浜保全条例	平成7年12月22日条例第51号 昭和55年3月18日条例第3号
高知県	高知県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	平成12年3月28日条例第29号
福岡県	福岡県一般海域管理条例 福岡県自然海浜保全地区条例	平成12年3月29日条例第36号 昭和55年7月17日条例第24号
佐賀県	佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例 長崎県海域管理条例	平成13年7月05日条例第35号 平成16年6月25日条例第50号
長崎県	遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例 長崎県プレジャーボート対策要綱	平成4年12月25日条例第53号 平成10年8月18日告示第955号の2
熊本県	熊本県一般海域管理条例	平成12年3月23日条例第31号
大分県	大分県自然海浜保全地区条例	昭和55年10月1日条例第33号
宮崎県	宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例	平成4年12月21日条例第37号
鹿児島県	鹿児島県ウミガメ保護条例 鹿児島県海底の土地管理規則	昭和63年3月28日条例第6号 平成12年3月31日規則第124号
沖縄県	沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例 海浜を自由に使用するための条例 沖縄県赤土等流出防止条例	平成5年10月21日条例第29号 平成2年10月18日条例第22号 平成6年10月20日条例第42号
横浜市	横浜市船舶の放置防止に関する条例 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	平成7年6月5日条例第26号 平成3年9月25日条例第31号
鎌倉市	鎌倉市海岸の環境保全に関する条例 鎌倉市深夜花火の防止に関する条例	昭和49年4月1日条例第10号 平成16年3月29日条例第26号
小田原市	小田原市深夜花火規制条例	平成18年3月1日条例第1号
逗子市	逗子市深夜花火規制条例	平成18年6月30日条例第24号
大磯町	大磯町海岸自動車等乗入れ禁止条例	平成7年12月19日条例第20号
静岡市	静岡市海水浴場規則	平成22年6月30日規則第78号
京丹後市	京丹後市美しいふるさとづくり条例	平成16年4月1日条例第162号
神戸市	須磨海岸を守り育てる条例	平成20年3月31日条例第37号
恩納村	恩納村海岸管理条例 恩納村海岸占用料等徴収条例	平成14年6月1日施行 平成14年

1-3. 主要法律の改正の経緯

以下に沿岸域管理に関する主要な法律として、港湾法、海岸法、漁港漁場整備法、漁業法をとりあげ、その主要な改正点について整理する。

(1) 港湾法

◆改正 平成12年3月31日号外法律第33号〔第七次改正〕

- ①重要港湾及び特定重要港湾について港湾の定義を明確化（2条）
- ②港湾整備事業に対する国の負担割合の見直し。重要港湾における港湾工事の国の負担割合を一部引き上げ、小規模な施設の工事の費用に対しては国の負担を引き下げる。（42条、43条、52条）
- ③基本方針の記載事項に、経済的な観点等から見て密接な関係を有する港湾相互間の広域的な連携の確保に関する基本的な事項を追加（3条の2）
- ④環境の保全に配慮しつつ港湾の整備等を図る旨を法目的に追加。運輸大臣が定める基本方針の記載事項に、港湾の開発等に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項を追加（1条、3条の2）
- ⑤放置艇の対策を充実（37条の3、56条の4他）

◆改正 平成15年5月16日法律第41号

〔港湾法等の一部を改正する法律一条による改正〕

【目的】

既存の港湾施設の高度利用を図るため、電子情報処理組織の使用により入港届等の手続を迅速かつ的確に処理すること。民間事業者による港湾施設の整備の促進により臨海部における土地利用の転換を進めること。

【内容】

- ①国土交通大臣は、港湾管理者が受理する入港届等を迅速かつ的確に処理させるため、電子情報処理組織を設置・管理。その電子情報処理組織を使用する港湾管理者は、使用料を負担（50条の2）
- ②民間都市再生事業計画の認定を受けた事業者が行う公共施設の整備について、その対象施設に港湾施設を加えること。

◆改正 平成17年5月20日号外法律第45号

〔港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律一条による改正〕

【目的】

・港湾の運営の効率化による国際競争力の強化及び規制の見直しによる利便性の向上。港湾の活性化を促進

【内容】

①指定特定重要港湾制度を導入し、特定国際コンテナ埠頭の運営者に対し、特定国際コンテナ埠頭を構成する行政財産等の貸付制度及び無利子資金の貸付制度を創設（2条の2他）。各港湾管理者が条例により定めている入出港届の様式を、国土交通省令において定める（50条）。

②規制緩和：特定港湾以外の港湾における一般港湾運送事業等及び検数事業等について、需給調整規制を廃止し事業参入を免許制から許可制に。運賃・料金規制を認可制から事前届け出制にする。

③夜間入港規制を廃止

◆改正 平成18年5月17日号外法律第38号

〔海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律一条による改正〕

【目的】

- ・港湾機能強化による国際競争力強化

【内容】

①埠頭の近傍における物流拠点施設整備に対する国による無利子貸付（55条の7）。

②重要港湾における長期・安定的な埠頭運営のための港湾施設の貸付（54条の3）。

③陸域における船舶等の放置を禁止（災害、景観、保安上の理由を含む）（37条の3他）。

◆改正 平成20年6月13日号外法律第66号〔第八次改正〕

【目的】

・港湾について、今後想定される首都直下地震等の非常災害発生時における、広域的な緊急輸送活動及び港湾施設の応急復旧の拠点としての機能強化

・我が国港湾の国際競争力を強化のための電子情報処理技術の導入促進

・入港料率の設定等の手続を簡素化と港湾管理者による港湾管理の自主性の向上

【内容】

①港湾の適切な管理を通じて国民の安全及び安心の確保を図るため、首都直下地震等の非常災害発生時において、広域的な緊急輸送の確保その他の災害応急対策の拠点となる港湾施設については国土交通大臣が自ら管理することができること。

②港湾における迅速かつ安全な貨物の移動を確保するため、国際コンテナターミナルへの人の出入りを確実かつ円滑に管理するシステムについて、国土交通大臣が設置及び管理をすることができること。

③政令で定める重要港湾の入港料の料率について、国土交通大臣への事前協議は上限の設

定又は変更を行う場合に限ることとし、当該上限内での変更については事前届出に緩和すること。

◆改正 平成23年 3月31日号外法律第9号

〔港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律一・二条・附則一三・一六条による改正〕

本法改正の目玉は以下の点にある。第一に、港格の見直しである。昨年、京浜港（3港）と阪神港（2港）が国際コンテナ戦略港湾に指定されたことを受けて、この5港を新たに港湾法上の港格として「国際戦略港湾」として位置づけ、これまでの特定重要港湾（23港）のうち国際戦略港湾以外の18港を「国際拠点港湾」とした。第二に、この国際戦略港湾の直轄港湾工事の国費負担率を従来の3分の2から10分の7に引き上げるとともに、従来は地方自治体等の港湾管理者が起債事業等で行っていたコンテナヤードの整備を国の直轄事業の対象とした。これによって港湾利用者の費用負担が大きく引き下がることが期待される。第三に、港湾運営会社制度の創設である。これはこれまで地方自治体や埠頭公社などが行っていた港湾の運営を一元的に担う「港湾運営会社」を1つの港に1社に限って指定する制度であり、国際戦略港湾（5港）と国際拠点港湾（18港）に導入するものである。具体的には岸壁などの下物は国や港湾管理者が整備し、港湾運営会社に対して貸し付ける。港湾運営会社はその施設の料金決定権を確保し、利用者から料金を徴収する一方、荷主・船社等へ戦略的に営業活動ができるようになる。第四に、ガントリークレーンなどの上物の整備は港湾運営会社が行う。それを支援するための無利子資金の貸付制度および税制上の特例措置も創設された。第五に、港湾運営会社には港湾計画の変更を提案する権限が与えられ、計画段階から積極的に関わられるようになった。

(2) 海岸法

◆改正 平成11年5月28日号外法律第54号〔第三次改正〕

【目的】

- ・海岸の自然景観及び多様な動植物の生息・生育地の保護、国民のさまざまな利用に供される貴重な空間として海岸を捉え直す。
- ・防護、環境、利用の調和のとれた管理を行うことを目的に、防護のみを目的としていた海岸法を改正。
- ・海岸管理における地域の意見の反映、国と地方の役割分担の明確化等も求められていることへの対応。→制度全体を再構築。

【内容】

- ①法目的の改正：防護に加えて、海岸環境の整備と保全並びに公衆の海岸の適正な利用を規定。(1条)
→防御工事が主体であった海岸法を、環境と利用の調和を元にした管理の制度へ。
- ②海岸法適用対象の拡大：海岸法が適用されていない国有海浜地を一般公共海岸区域として新たに位置付ける。公共の用に供されている国有の海岸を公共海岸と規定し、海岸保全区域以外の公共海岸の区域を対象とする一般公共海岸区域の制度を創設(2条2項、37条の3～8)。
- ③計画管理の導入：海岸の保全に関し、主務大臣が海岸保全基本方針を、都道府県知事が海岸保全基本計画をそれぞれ定めることとし、あわせて地域の意見等を反映するための手続を導入(第2条の2、3)。
- ④市町村長が、都道府県等と協議の上、海岸の日常的な管理(占有許可など)を行うことができる制度を導入(37条)
- ⑤沖ノ鳥島については、国が全額負担の上、直接管理できる制度を創設。(37条の6)
- ⑥環境利用に関する規定の導入：海岸の適正な保全のため、海岸の汚損その他の一定の行為の禁止、油濁事故処理等の海岸の維持のために必要な諸制度の導入等を図る。砂浜の保全・回復や海岸環境と利用に配慮した海岸の整備を進めるため、海岸保全施設の定義及び技術上の基準を見直す。(8条の2他)

◆改正 平成11年7月16日号外法律第87号

〔地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律四二〇条による改正〕

- ・事務の区分について

平成11年のこの海岸法の改正は、旧海岸法の目的であった「海岸の防護」とともに、新たに「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」という2つの目的が加わり、これらの3つの目的が調和するよう総合的に海岸の保全を推進することとなったもの。新海岸法では、海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするとともに、地域

の意向等を反映するため、国が「海岸保全基本方針」（平成12年5月公表）を定め、この基本方針に基づいて、都道府県知事が管内の海岸について、「海岸保全基本計画」を定めることになった。

海岸法改正のポイント

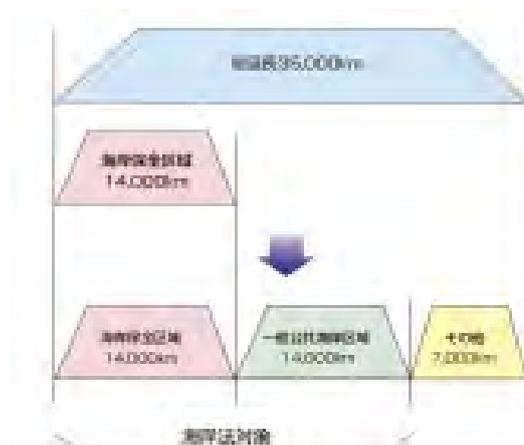
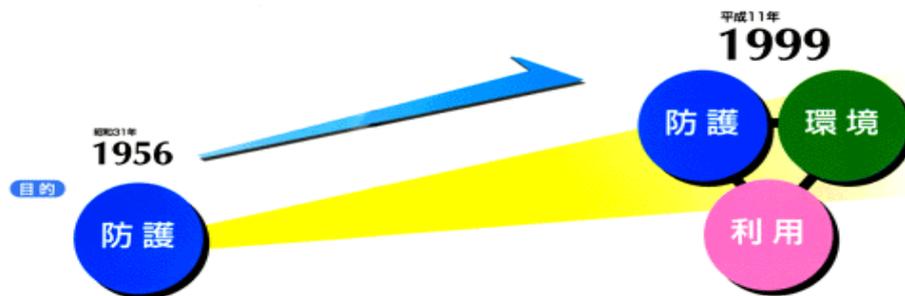
- 1) 「環境」及び「利用」を新たに法目的に追加
- 2) 公共海岸の適正な保全のための措置の創設
- 3) 一般公共海岸区域の創設
- 4) 海岸管理のための計画制度の見直し
- 5) 国による直轄管理制度の導入
- 6) 海岸の管理における市町村参画の推進
- 7) 海岸保全施設の定義の見直し

海岸法の制定

○津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施

海岸法の改正

○防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設



◆改正 平成12年5月19日号外法律第78号〔第10次改正〕

【目的】

・国民への水産物の安定供給や水産資源の適正管理等の観点から、国と地方公共団体との役割分担のあり方について抜本的に見直す必要性。海洋性レクリエーションの普及に伴う、漁港におけるプレジャーボート等の無秩序な放置等への対応（漁港の適正な維持管理対策）。

【内容】

- ・漁港の指定権限の一部を市町村長及び都道府県知事へ委譲する（第1種及び第2種漁港について）。
- ・漁港の区域内における船舶等の放置等を規制。放置された船舶等の所有者等を確知できない場合であっても当該船舶等の処分を行うことができる制度を新設。

◆改正 平成13年6月29日号外法律第92号〔第11次改正〕（題名改正）漁港法→漁港漁場整備法

【目的】

- ①水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工流通を含め一貫した水産物供給システムとして捉える、総合的・統一的な計画制度の必要性
- ②地方分権の推進（地方による主体的事業展開と地域ニーズへの対応）
- ③透明性・客観性の確保、効率的な実施、環境との調和

【内容】

- ①目的の追加：水産業の健全な発展・水産物の供給の安定、環境との調和、総合的・計画的な管理、住み良い漁村の振興等を追加。
- ②整備計画制度を廃止し、国は基本方針（漁港漁場整備基本方針）を定めるに留め、地方公共団体が個別の事業計画について漁港漁場整備事業計画を定め自主的に取り組む。
- ③長期計画の一本化（農林水産大臣が定め、閣議決定）
- ④事業計画の公告・縦覧、協議、公表など

漁港の整備及び維持管理を目的としていた法律（旧「漁港法」）として制定されたが、平成14年4月1日の改正により、環境配慮や漁村の振興が目的に加えられたほか、地方分権推進の観点から地方公共団体が主体的に事業展開ができるようにされた。また、「沿岸漁場整備開発法」の漁場の整備・開発事業に関する部分が分離・統合され、漁港漁場整備長期計画が策定されるようになった。

(4) 漁業法

◆改正 平成13年6月29日号外法律第89号

〔水産基本法附則4・9条による改正〕

【内容】

- ①区画漁業の見直し：新たに垂下式養殖業を規定
- ②定置漁業等の免許の優先順位の見直し：定置漁業の免許について、優先順位が第一または第二順位とされる法人として、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある株式会社を追加。
- ③漁業権の分割等における組合員の同意制度：漁業協同組合等は、特定区画漁業権または第一種共同漁業権について分割等をしようとするときは、総会の議決前に、その組合員（当該漁業権の内容たる漁業を営む者であって、当該漁業権に係る地元地区または関係地区の区域内に住所を有するもの）の三分の二以上の同意を必要とする。
- ④指定漁業の許可等の特例の見直し：指定漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を使用する権利を取得して当該指定漁業を営もうとする者が、当該船舶について指定漁業の許可等を申請した場合は、当該申請の内容が従前の許可等と同一であるときは、指定漁業の許可等をしなければならない
- ⑤広域漁業調整委員会の設置：瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会を廃止し、太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く
- ⑥漁業協同組合の総会の部会制度：漁業協同組合は、総会の部会を設け、漁業権行使規則の制定、変更及び廃止等についての総会の権限をその部会に行わせることができる。
- ⑦経過規定の廃止：定置漁業の免許の優先順位に関する規定の適用について、法人以外の社団を法人とみなす規定を削除。

◆改正 平成19年6月6日法律第77号

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律

【目的】

漁業生産力の向上等に資するため、指定漁業の許可等の適格性要件を見直すとともに、試験研究及び新技術の企業化のための操業に対する指定漁業の許可等の手続を新たに規定するほか、農林水産省令又は規則に違反した無許可操業等に対する規制に関する規定の整備等所要の措置を講ずる必要があるため。

【内容】

- ①指定漁業の許可等の適格性要件の見直しについて、指定漁業の許可等の適格性要件として、当該漁業を営むに足りる資本を有することに加え、その他の経理的基礎を有することを追加。

②試験研究又は新技術の企業化のための指定漁業の許可等の特例について、漁業生産力の発展に特に寄与すると認められる試験研究又は新技術の企業化を行い漁業を営もうとする者について、他の新規参入者に優先して指定漁業の許可等を行うこと。

③漁業調整に関する罰則の強化について、農林水産省令又は都道府県規則において禁止し、又は許可制とした特定の漁業について、これに違反して当該漁業を営んだ者に対する罰則を整備すること。

④漁業監督吏員の権限行使区域の見直しについて、司法警察員たる漁業監督吏員について、農林水産大臣の許可を受けたときは、その属する都道府県の区域外における捜査活動を可能とすること。

2. 沿岸域管理をめぐる現行国内法制度の運用実態及び問題点の抽出

2-1. ハウスポート（いかだハウス）事件が提起した沿岸域管理の問題点

(1) 概要

沿岸域管理に内在するある種の問題点を示したのが、ハウスポート事件であった。以下で、その事実経過と問題点を整理する。

1997年4月、広島県廿日市市で、いかだの上に木造2階建の家を乗せたハウスポートを作り、それを海面に置いてそこでの居住を始めた人が出た。その海面はいずれの公物管理者の管理する水域でもないが、広島県においては1991年に「広島県の海に関する条例」が制定されていた。同条例は次のように定めて、公物管理者の存在しない海面の占用を、県知事の許可を必要とする行為とする管理制度を設けるものであった。

第三条 海域の占用又は海域における土砂の採取(以下「海域の使用」という。)をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

一 港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、漁港法第五条第一項の規定により農林水産大臣が指定した漁港の区域、水産資源保護法第十四条に規定する保護水面その他の海域の使用について行政庁の許可を受けるべき旨の法令の定めがある水域において、海域の使用をする場合

二 公有水面埋立法第二条の規定による免許を受けた者が当該免許に係る水域において、当該免許に係る行為をするために海域の使用をする場合

三 漁業に関する免許又は許可を受けて、水産動植物の採捕又は養殖のために海域の占用をする場合

四 その他知事が指定する場合

したがって、広島県知事は条例に従ってこの海域の占用を管理することができるため、「いかだの上に家を建て、一カ所にとどまるのは、公有水面の占用状態で規定違反」として自主的な撤去を求めた。これに対して、持ち主は「占用の定義があいまい」と反発し、撤去に応じなかった。その後、県は、ハウスポートの居住者2人に対して、撤去命令を出し、持ち主は除去命令の取消しを求める訴えを広島地裁に起こした。県は、さらに行政代執行法に基づく「戒告書」をハウスポート側に手渡し、期限までに撤去しないときは行政代執行法によって代執行を実施し、費用を徴収すると通告した。ハウスポート側は、県が出している撤去命令の効力停止を求める申し立てを広島地裁にするとすることで、全国の注目を集める事態となった。

広島地裁は行政代執行について県側の主張を認めたため、ハウスポートの所有者は、それを動かして、山口県東和町馬ヶ原の黒谷海岸に着けた。この事態を受けて、広島のような県条例を持たない山口県では対応に苦慮して、県知事が、一般海域での占用を規制する「海の管理条例」を制定する方針を明らかにした。報道によれば、その後、山口県と東和町は一般海域の占用許可を定めた県管理規則を提示して、ハウスポート側に設置の経緯などを聞いたとされる。その後、山口県と東和町が、ハウスポートの撤去を文書で要請したが、持ち主は、「広島では同じような施設を漁業関係

者が持っている。不公平ではないか」と反論し、撤去要請に応じなかった。報道で知りうる事実はこちらまでであるが、最終的には、この建造物が壊れて所有者が海上での居住をあきらめる形で決着がついたようである。

(2) 経緯

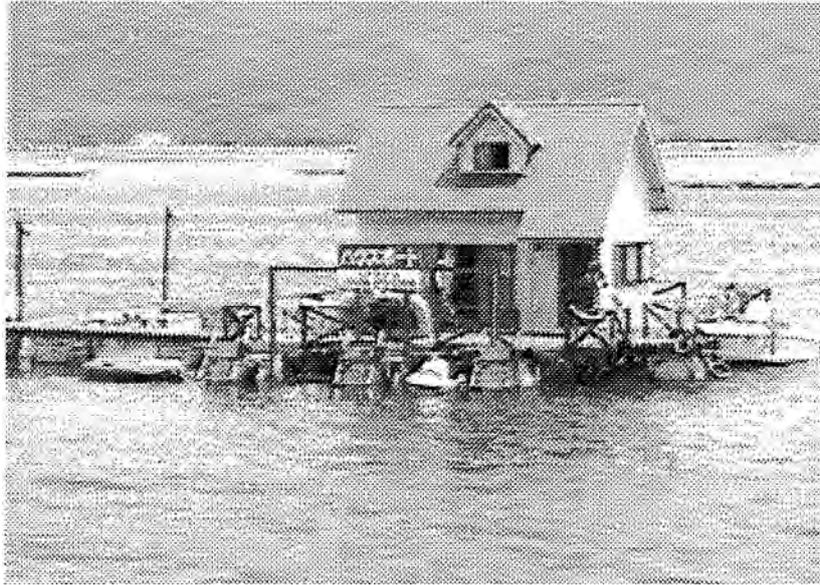
(1997年)

- 4.1 ハウスポート建築開始。(いかだ 110 m²、木造 2 階建て 36 m²)
- 5.3 広島県、「広島県の海の管理に関する条例」(平成 3 [1991] 年 3 月) にもとづき、公有水面の占有状態で規定違反として撤去を求める。持ち主(以下、HP 側)は占有の定義があいまいと反発。
- 5.16 県、2 回目の撤去勧告書を手渡そうとするが HP 側は受け取り拒否。
- 5.27 県、自主的撤去を求める警告看板(工作物で海域占有することは条例により禁止、刑罰が科せられることがある)を設置。HP 側は、占有の詳しい説明がないので行政処分なら裁判も辞さないと表明。
- 6.11 県、三度目の勧告。勧告書と弁明の機会を与えるための通知書を手渡そうとするが HP 側は拒否。
- 7.3 県、17 日までに撤去の命令。
- 7.24 HP 側、県の命令の取り消しを広島地裁へ求める訴え。
- 8.12 県、行政代執行法にもとづく「戒告書」HP 側に手渡し、25 日までの撤去を求める。撤去しない時は代執行を実施し、費用を徴収すると通告。
- 8.22 HP 側、県の撤去命令の効力停止を求める申し立てを広島地裁へ。
- 8.25 県、安全性や環境面への影響が大きく、効力停止を求めることはできないとする意見書を同地裁へ提出。
- 8.25 広島地裁、HP 側の申し立てを却下。
- 10.8 県、HP の撤去に取りかかるも、HP 側はガソリンなどをまいて抗議したため、作業中断。全国的報道も。
- 10.14 HP 側、ボートで山口県海域へ移動。
- 10.15 山口県大島土木事務所と東和町役場職員が HP に乗り込んで事情聴取。
- 10.16 山口県知事、一般海域での占有を規制する「海の管理条例」の制定方針を表明。
- 10.17 山口県と東和町、一般海域の占有を定めた県の管理規則を提示、HP に設置の経緯などを聞く。
- 10.24 山口県と東和町、撤去を文書で要請。HP 側、「広島では同じような施設を漁業関係者が持っている。不公平だ。」と反論。

(1998)

- 2.8 強風とうねりで HP 倒壊。

ハウスポートを考える



(出典：(社)海洋産業研究会蓄積資料より)

享 月 日 新 聞

1998年(平成10年)2月10日 火曜日

青鉛筆

▽「海で白山に暮らしたい」と、山口県東和町の海岸に停泊中の広島県佐伯町の無職山田隆敏さん(58)の家付きいかだ「ハウスポート」が、八日の強風とうねりを受けて倒壊した。写真。

▽昨年十月、広島県の強制撤去を逃れ、山口県へ。山口でも広島と同じ、規制する県条例をつくる準備が進み、いかだは近く、海から約三十メートル離れた土地に「上陸」する予定だった。

▽倒壊に、「ショックだが、気持ちの区切りがついた」と山田さん。今度は陸に家を新築する。広島県の代執行に灯油をかぶって抵抗したが、自然の「強制撤去」には逆らえなかった。

(出典：朝日新聞、1998年2月10日掲載記事)

(3) それぞれの主張

(ハウスポート側の主張)

1. ボートで移動可能なので占用にはあたらない。
2. 一般海域で、港湾区域や漁港区域の区域指定のない海域であり、船舶航行の航路にも重ならず、漁業の操業海域でもなく、遊漁など他の海洋利用とも競合しない。誰にも迷惑をかけることもない。
3. ゴミやし尿などはすべて陸上へ運搬して処理するので、海洋汚染はまったくない。
4. 台風などの危険な気象海象条件の時は船外機付ボートで港などの安全水域へ移動させるので、安全性に問題はない。
5. 海面利用に支障はない。海洋利用の自由にあたるはずで、公共の海面を利用するにあたっての海面利用料はもちろん、必要なら、固定資産税を支払う用意がある（利用料金や課税額を示してほしい）。

(広島県側の主張)

1. 海面の占用状態にある。公共水域はあくまで県民の共有財産で、特定個人が排他的に占有することはできない。
 2. いったん許可すれば同様の許可申請が続出し、海洋利用の秩序が乱れかねない。
 3. 前例がない。許可の判断基準がない。
 4. 固定資産税の扱いに関して、国としての方針が出されていない以上、県として課税額の算定などできない。まず、国の政策が示されることが先。
- したがって、県としては許可できない。

(4) 法的な問題の整理

この事件が提起した問題は、海域の管理に関して既存の公物管理法がカバーしない海域で、海面の占有等の行為をする者が出てきたときに、公共の利益を確保するための管理行為を実行する方法がない、ということであった。地方公共団体の策定する条例は適用される範囲に地理的な限界がある。ある海面の使用が占有か否かは、当該海面の利用度が密に行われているか、否かで判断が異なる。しかし、権力的に国民の自由を制限する管理行為を行うためには、事前にその権限を法によって定めなければならない。

この事件は、個別公物管理実定法の管理対象となっていない海域を対象に、想定されるいくつかの海域利用行為を、許可等の必要な行為として定める法律の制定がない限り解決されない問題だと思われる。いかなる海域利用にも必ず必要となる行為として、海面の占有があるとすれば、管理権者の存在しない海域における海面占有を特定の主体の占有許可を必要とする行為として規制下に置く法制度の制定が望まれるのである。

(5) 県境の不明確さと制度設計

仮にこのような法制度を設けるとして、考えなければならない問題がある。現在、多くの都道府県間で県境についての明確な合意がない海域が多いという問題である。

地方自治法は都道府県の境界について、従来例によると定める（5条）のみで、あとは紛争が生じた場合等の境界画定の手続きを定めるにとどまる。海に関しては慣行を第一とし、慣行がない

《参考》

＜ハウスポート以外の海上(水上)施設＞

○釣りいかだ

……海面や湖で固定式の筏で、釣り客を船で送迎するもの。全国に多数あり。

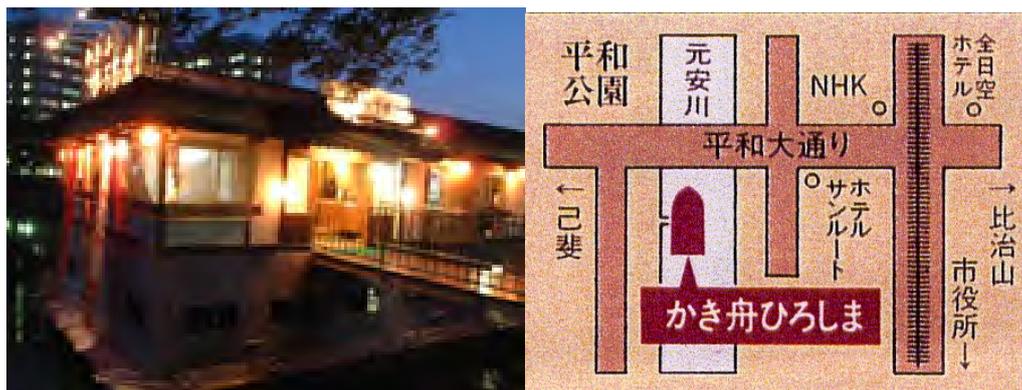


(写真) 高知県須崎の釣りいかだ

([http://ikonavi.jp/\(S\(fs3ewc553ivodcziggpuc45\)\)/FeaturePhone/Contents.aspx?guid=on&systemcd=0006&languagecd=0001&contentscd=000056](http://ikonavi.jp/(S(fs3ewc553ivodcziggpuc45))/FeaturePhone/Contents.aspx?guid=on&systemcd=0006&languagecd=0001&contentscd=000056))

○「かき舟ひろしま」(河川水面上)

……太田川に浮かぶ牡蠣料理を食べることの出来る船の形状をしたレストランで、条例が制定される前からの存在で、河岸に固定され、水上を航行する他の船の安全対策も充分になされている。



(出典 : <http://www.hiroshima-wan.net/data/0090.html>)

2-2. 横浜港における港湾区域と河川区域の重複区域の管理

(1) 概要

横浜港の港湾管理者は横浜市である。他方、河川区域においては、一級河川区域は国の管理であるが、二級河川の区域は神奈川県管理のもとにある。この港湾区域と二級河川の区域とが重複する区域が存在する。図2-2-1に示したのがそれであるが、ひろく紫のベルトで囲まれた区域が神奈川県横浜川崎治水事務所の管内区域であり、その中の、緑のベルトで囲まれた海側の区域が港湾区域で、同区域のなかの二級河川の区域が重複する空間となっている。

この重複区域の管理について、神奈川県と横浜市は昭和43年7月1日に「二級河川の区域と港湾区域とが重複する区域における管理等に関する協定書」(以下、協定書)を締結している。(別添参照)

同協定書は全7条からなるが、それによれば、第1条で対象区域を指定し(協定区域)、第2条で協定事務の範囲を1号から8号までプラス協議の上定めるものという9号を定めている。そして、第3条で、前条の1号から4号まで(1号:土地および水域の占用許可、2号:土砂採取、3号:施設・工作物の設置許可、4号:掘さく・土地の形状変更等の許可)の事務は連名により県が行うこととし、但し書きで別表の河川では同表に示した橋梁から下流については連名により市が行うものとしている。第3条には続けて2項で、第5号(公有水面埋立免許)は連名のもとで市が行うが、予め両者協議すること、などが定められている。第4条では経費の負担の仕方、第5条では占用料等はそれぞれの区分で徴収すること、が定められている。

このような法律にもとづく区域指定が重複している例はほかにもあると考えられるが、この事例から読み取れる点は次のようであろう。

第一に、国、地方公共団体(県レベル)、地方公共団体同士(県レベルと市町村レベル)での法律に基づく沿岸域の空間に関する重複指定があるとしても、相互の協定書の交換による合理的な管理がなされうる。第二に、このような協定書の交換によって常設の協議体を設置する必要は必ずしもなく、必要に応じて協議する体制が出来ていれば、起こるであろう諸問題に適切に対処し得るであろう。第三に、行政同士の関係においては、調整メカニズムが本来、自動的に働くはずのものであり、仮にそのことに支障がきたした場合は、行政内部もしくは外部からの働きかけによってこれを正常化させることが重要であろう。

(2) 法的な問題の整理

この事例では、法的問題が生じているわけではない。むしろ、区域指定の重複が現実に存在する場合の解決法を示唆している事例として捉えることができる。すなわち、重複する海域の管理者同士が「協定」締結という制度方針によって、最適な管理をしようとするものである。しかも、常設の協議機関を設置しないで、必要などきによりのみ協議の場を設けるという方式である。

この方式によって現実の行政が支障なく進められれば良いが、そうではない場合は、一歩進めて、協定により常設の協議体を設置して常時、実情把握や情報・意見交換、協議事項に関する意思決定をしていけばよいことになる。

○二級河川の区域と港湾区域とが重複する区域における管理等に関する協定書

昭和43年7月1日
協定

神奈川県知事津田文吾（以下「甲」という。）と横浜市長飛鳥田一雄（以下「乙」という。）との間に、河川区域と港湾区域との重複区域等における管理その他の事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（管理等の対象区域）

第1条 この協定による管理等の対象区域（以下「協定区域」という。）は、横浜市内における二級河川の区域と横浜港の港湾区域とが重複する区域及びその区域に接する護岸その他河川管理施設の敷地である河川の区域とする。

（協定事務の範囲）

第2条 この協定による管理等の範囲は、協定区域内における次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 土地又は水域の占用に係る許可等に関する事務
- (2) 土石等の採取に係る許可等に関する事務
- (3) 施設又は工作物の設置等に係る許可等に関する事務
- (4) 土地の掘さくその他土地の形状の変更等に係る許可等に関する事務
- (5) 公有水面の埋立に係る免許等に関する事務
- (6) 前各号のいずれかに係る許可の取り消し又は違反工作物等の除却その他の監督処分に関する事務
- (7) 沈没船等の障害物の除却に関する事務
- (8) しゅんせつ工事に関する事務
- (9) 前各号に定めるもののほか、甲・乙協議のうえ定めた事項に関する事務

（事務の執行）

第3条 前条第1号から第4号までに掲げる事務は、甲・乙連名により甲が行なうものとする。ただし、別表河川については、同表右欄の各橋梁下流端より下流にあつては甲・乙連名により乙が行なうものとする。

これらの場合において、甲及び乙はその事務区分に応じ申請書を受領し、甲・乙連名による指令書及びこれらの写し各1部を添えて相手方に送付するものとし、甲又は乙

は、当該処分を適当と認めるときは、遅滞なく押印のうえ相手方に回付するものとする。

2 前条第5号に掲げる事務は、甲・乙連名により乙が行なうものとする。この場合、申請書の受理及び処分については、あらかじめ乙は甲に協議するものとする。

3 前条第6号に掲げる事務は、第1項に定められた区分により、そのつど甲・乙協議のうえ共同して行なうものとする。

4 前条第7号及び第8号に掲げる事務は乙が行なうものとする。この場合、乙はあらかじめ工事執行計画書を甲に提出し協議するものとする。

5 前各号の事務の執行にあたり必要とされる申請書及び指令書等の様式は、別に定めるものとする。

6 その他重要かつ異例と認める事務については、その処分にさきだち、相互に協議するものとする。

(事務に要する経費)

第4条 前条第1項に定める事務の執行に要する経費は、それぞれの区分に従い甲及び乙が、同条第2項に定める事務の執行に要する経費は乙がそれぞれ負担し、同条第3項及び第4項に定める事務の執行に要する経費は、甲・乙均等に負担するものとする。

(占用料等の徴収及び帰属)

第5条 第3条第1項に定める事務の執行によつて生ずる占用料及び採取料は、それぞれの事務の区分に従い徴収するものとする。

2 第3条第2項に定める事務の執行によつて生ずる免許料は、乙が徴収するものとする。

3 第3条第3項に定める事務の執行に起因する行政強制に要した費用は、甲・乙均等に徴収するものとする。

4 前各号の規定による徴収金は、当該徴収者にそれぞれ帰属する。

(経過措置)

第6条 この協定締結の際、現に河川法第24条から第27条まで及び港湾法第37条第1項の規定による許可を受けて占用等をしている者は、従前と同様の条件により、この協定に基づく事務の執行によつて許可を受けた者とみなす。

(細目協定)

第7条 第1条の区域に変更があつた場合、その他この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じた場合は、必要に応じそのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

第2編 二級河川の区域と港湾区域とが重複する区域における管理等に関する協定書

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、各自が記名押印のうえその1通を保有する。

昭和43年7月1日

甲 神奈川県知事 津田 文吾 印
乙 横浜市長 飛鳥田 一雄 印

第2編 二級河川の区域と港湾区域とが重複する区域における管理等に関する協定書

別表

河川名	橋りよう名
堀川	山下橋
堀割川	八幡橋
帷子川	築地橋
帷子川分水路	金港橋

2-3. 沿岸域における行政境界を巡る動き

(1) 海面境界に関する地方公共団体同士の覚書

地方公共団体の海域の境界問題については、昭和43年10月1日に制定された千葉県の「木更津市と君津郡君津町との間の海面境界確認覚書」と、昭和43年12月20日に制定された「木更津市と君津郡袖ヶ浦町との間の海面境界確認覚書」を珍しい例として挙げる事ができる。

これらは当時の木更津市長と袖ヶ浦町長、君津町長および立会人としての千葉県総務部長の3者のあいだで、それぞれ取り交わされたものである。

○君津町との海面境界確認

昭和43年10月1日制定

君津町との海面境界確認

覚書

木更津市及び君津郡君津町は海面に係る境界を次のとおり確認することとなつたので、後日のため覚書3通を作成し、両市町及び立会人において各1通を保存するものとする。

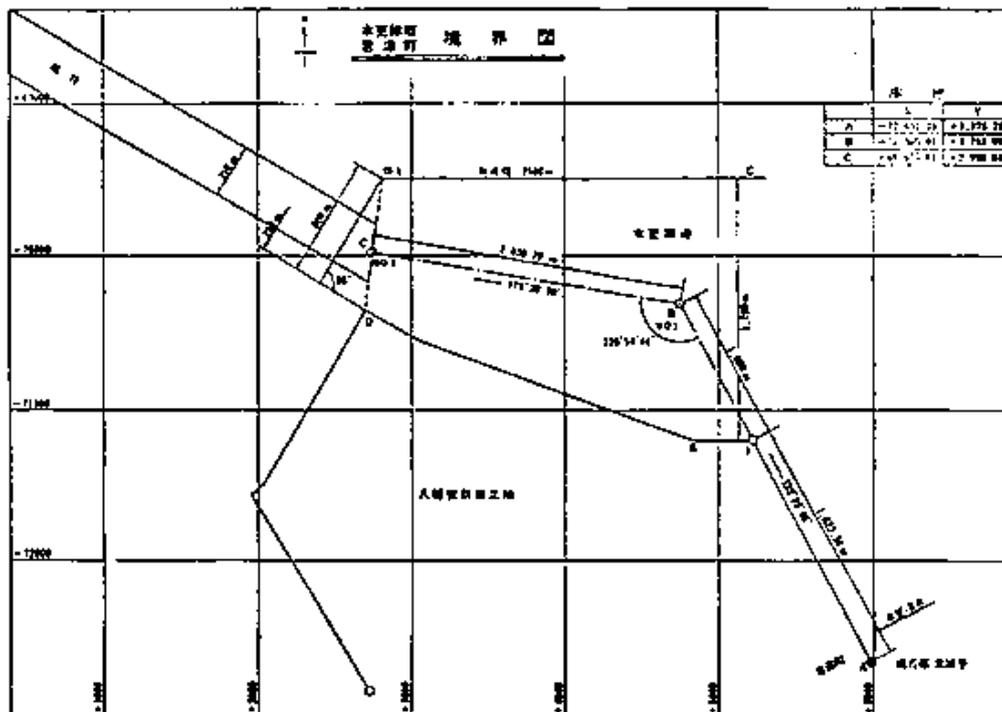
昭和43年10月1日

木更津市長 北見日吉

君津郡君津町長 鈴木俊一

千葉県総務部長 松本健二

測量法第11条の規定に基づく建設省告示(昭和29年3月29日告示第279号)中座標第9系を用いて得た次の各点を順次結んだ直線をもつて木更津市と君津郡君津町との海面に係る境界とする。



(出典: http://www.city.kisarazu.lg.jp/dlw_reiki/343909201001A00000NH/343909201001A00000NH/

(343909201001A00000NH_j.html)

昭和43年12月20日制定
 袖ヶ浦町との海面境界確認
 覚書

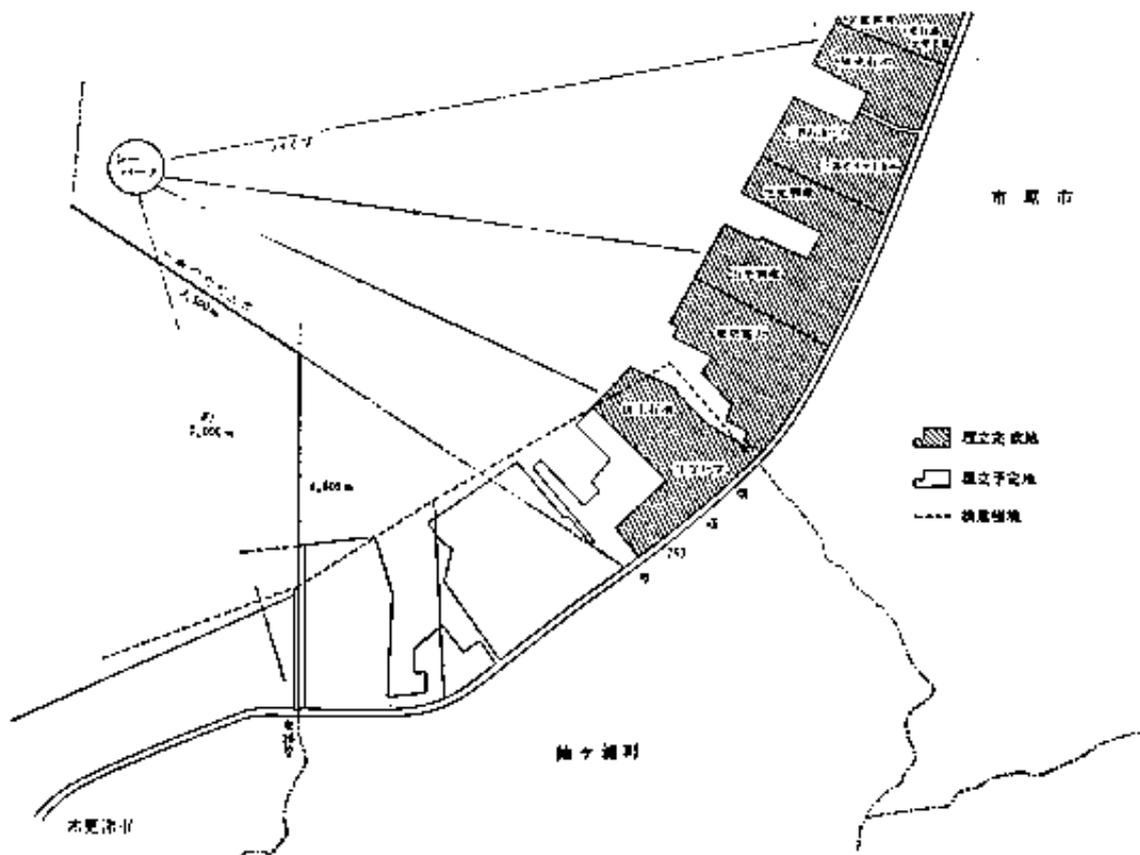
木更津市および君津郡袖ヶ浦町は、海面に係る境界を次のとおり確認することとなったので後日のため覚書3通を作成し両市町および立会人において各1通を保存するものとする。

昭和43年12月20日

木更津市長	北見日吉 ^印
君津郡袖ヶ浦町長	鈴木等 ^印
千葉県総務部長	松本健二 ^印

測量法第11条の規定に基づく建設省告示(昭和29年3月29日告示第279号)中座標第9系を用いて得た次の各点を順次結んだ直線をもつて木更津市と君津郡袖ヶ浦町との海面に係る境界とする。

点座	標
X軸	Y軸
A -62,237.97	10,768.63
B -57,412.25	11,446.84
C -54,981.63	8,550.15



(出典: www.city.kisarazu.lg.jp/d1w.../343909201220A00000NH.html)

以上の海面境界変更については、千葉県の京葉工業地帯造成計画によって京葉臨海地域の本格的な開発が推進されたことに伴い、木更津市と、君津郡君津町（当時）、君津郡袖ヶ浦町（当時）の地先が埋立てられたことから、海面境界変更がなされたものである。

（２）漁業管理の上での海域境界

ところで、水産資源管理そして漁業管理の上では地方公共団体同士での管轄範囲の境界が定められる場合がある。この点について、「水産資源管理の基本理念について」と題する論文（水産庁資源管理推進室長（当時）・長谷成人）では、次のように記されている。（アンダーラインは引用者）。

（２）海の県境

日本の領土は、47 の都道府県に分かれ、その都道府県の領域は市町村に分けられる。では、水面はどうなっているかというところが難しい。地方自治法上、都道府県の区域は従来の区域による（第5 条第1 項）とされ、とりとめもない。結局、水面における都道府県境は、慣行を第一とし、慣行がないとき又は不明確なときは関係都道府県間の相互の協議により定めるとされている。実際は、慣行や協議が整っている場合も多くあるが、どちらかという整っていない場合の方が一般的である。水産資源管理上の沖合の範囲は、さらに曖昧で、原則として規制の必要があり、取締りを行っている範囲とされている。

以前、水産庁の沿岸課が調べたところ、臨海39 都道府県の境界58 本（数え方によってこの数は変わりうるが）のうち、協定書等公文により1本の境界線を定めていると双方が言っている線が7 本、公文はないが共通の認識による1本の境界線があると双方が言っている線が3本であった。興味深いのは、双方の認識が一致しない線が多数あること。例えば一方は共通の認識があると回答していても相手側はそうでないといった例が多いことで、問題の複雑さを反映している。

（出典：http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_siryou/pdf/002_kihonrinen.pdf#search='水産資源管理の基本理念について 長谷成人）

この論文は平成5年当時の状況を把握しようとしたものであり、引用部にある双方認識の境界線を定めている計10本の事例が具体的にどことどこの海域に関するものかは、公表されておらず、引用文献に記されているところまでしか分からない。

このほかに、漁業関係の境界を示す事例として有明海の佐賀県と福岡県の漁場の境界が定められたことを記念して石柱が設置されている。その概要は次のとおり。

有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱

福岡県・柳川市



筑後川尻で福岡、佐賀両県の有明海漁場紛争は、既に藩政時代から度々あったが、明治34年に旧（第1次）漁業法が制定され、その翌年に施行されて以来漁業権の設定をめぐる紛争は一段と激しくなった。しかし、同40年11月に両県は協議会を開催した。その後、話し合いの結果翌年明治41年6月に、それぞれの専用漁業権が免許された。

明治43年4月2日に筑後川河口の両県の陸地に、漁場の境界が定められたことを記念して2つの同文の石碑が建てられた。

その後、有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱は今もなお重要な役目を持っている。

TOPICS

- ・ 白秋祭水上パレード 11月1日～3日間開催
詩聖北原白秋の偉大な業績を偲び命日をはさんで3日間水上パレードが行われている。
- ・ 特産品：市町村単位では日本一の有明海海苔

お問い合わせ先

柳川市 水産振興課

● TEL / 0944-76-1111 (内線242～244)

【交通】

● 車 / 西鉄柳川駅から20分

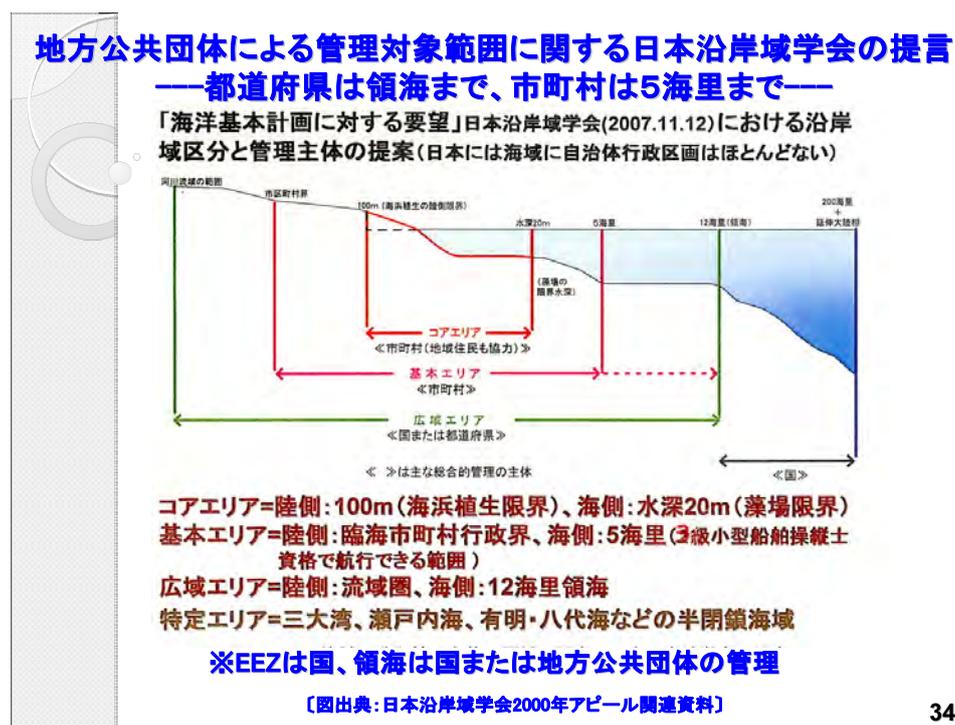


(3) 日本沿岸域学会の提言

2000年の沿岸域学会の提言（2000年アピール）の中に沿岸域の管理のメカニズムとして、山の方から海岸線、領海200海里までの管理主体の在り方を示した図がある。領海までは日本主権が及ぶので、当然、国の法律、都道府県の法律、市町村の条例等が適用される。市町村と都道府県ではエリアの規模が違うということもあるが、2000年の提言では、沿岸域のマネジメントをより地域に密着して行うには市町村単位が好ましいとしている。陸は海岸植生がある限界まで、海の方は藻場がより形成しやすい水深20mの海域までは沿岸域の中でもコア・エリアで、ここは都道府県ベースの広域的な管理よりは市町村による管理の方が向いている、としている。陸側は市町村の行政界、海側は領海までは都道府県の管理、領海の外側は国の管理、ベースには国の管理があるというような3重の構造で、より沿岸域のコアな部分については、環境管理の視点から市町村の方がいいという提言になっている。

この提言は後に、2007年の海洋基本法に基づく海洋基本計画の策定段階で、同学会から内閣官房総合海洋政策本部事務局に届けられている。

いずれにせよ、そういう区分の仕方で、市町村と都道府県の総合的管理における役割分担を考えたらよいのではないだろうか。



34

こういう構造は海岸線から鉛直方向の断面で考えたもので、横方向の境界をどうするかが別問題として残っている。すなわち、隣接自治体同士の境界問題である。さらに、Open Oceanに面した平らな開放性の海岸線の場合を一般的に想定して議論が進められる場合が多いが、半閉鎖の海域（瀬戸内海や志摩半島等）やひとつの海域に複数の市町村が接しているような場所のような場合は、単純に市町村というわけにいかず、一つの湾域を一つの環境の系として一緒に管理するという仕組みが必要である。2000年のアピールでもそのように言っており、瀬戸内海、三大湾など、湾域を統合的に管理するための行政の統合機構のような機関

の設置を提言している。ベースには、基本的には国の政策・法律があり、都道府県、コアの部分は市町村で、文字どおり **Ecosystem-based Management** をしっかり実施してもらい、他方で、開発利用の促進が必要なところは、そちらが重点になるというような整理をしたらよいのではないか。

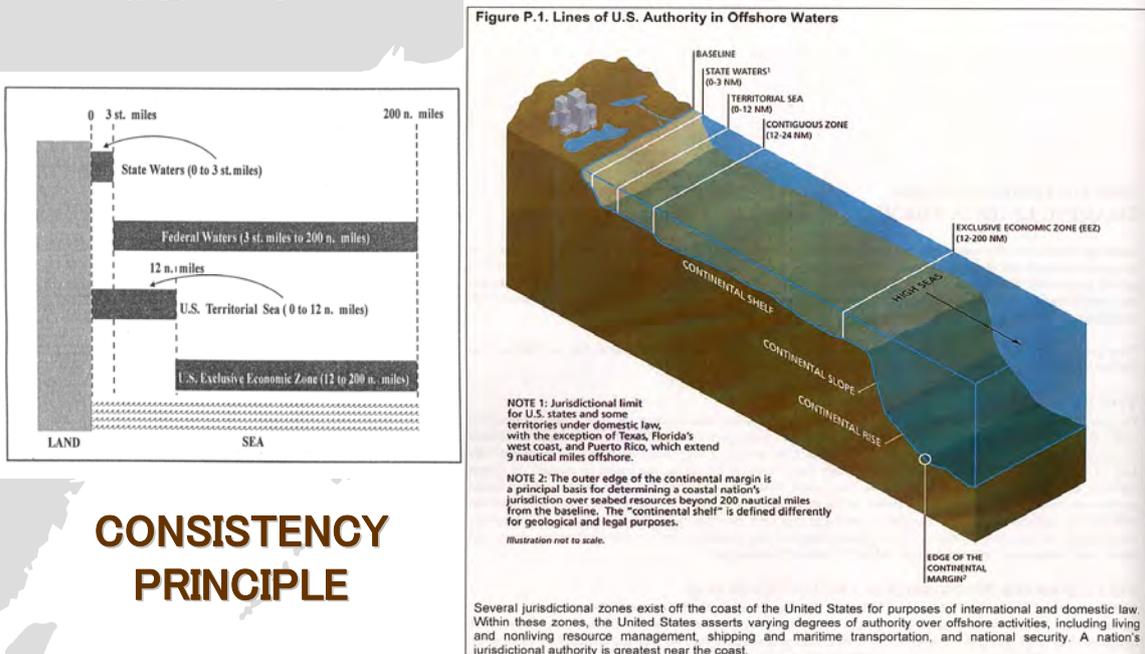
3. 諸外国における沿岸域管理の現状

3-1. アメリカ

(1) 連邦政府と州政府の管轄水域

米国は1953年5月に制定された「没水地法」(Submerged Lands Act, 以下「SLA」)¹ならびに「沖合大陸棚法」(Outer Continental Shelf Lands Act, 以下「OCSLA」)²により、海底の土地および海底下に存在する非生物資源の帰属をめぐって連邦政府と州政府の管轄権が明確に配分されることとなった。すなわち、領海基線から3海里までを州政府による管轄水域 (state waters)、3海里以遠を連邦政府による管轄水域 (federal waters) と定めている³。

(参考)アメリカの海洋・沿岸域管理の行政区分 州政府管理3海里まで (テキサス、フロリダ西海岸、プエルトリコは9海里)



CONSISTENCY PRINCIPLE

[右図出典:An Ocean Blueprint for the 21st Century, US Commission on Ocean Policy]

2010.12.4 日本海洋政策研究会第2回大会

10

図 3-1-1 (参考)アメリカの海洋・沿岸域管理の行政区分

(出典：中原裕幸、海洋基本計画に対する政府の年次報告 (21・22・23年版) の対比研究—「沿岸域の総合管理」をめぐって—)

¹ PL 83-31, 67 Stat. 29; 43 USC 1601 et seq.

² PL 83-212, 67 Stat. 462; 43 USC 1331 et seq.

³ なお、テキサス州およびフロリダ州のメキシコ湾側については、慣行上州政府の管轄水域の外縁が距岸約3リーグ (9海里) と定められている。

(2) NOAA の設立と沿岸域管理法 (CZMA) の制定

他国に比べて相対的に早期から沿岸に賦存する資源開発への意欲が見られた米国では、同時に急激な開発に対して妥当な開発基準が求められ、1969年1月には海洋に関する各分野の専門家によって組織されたストラットン委員会 (Stratton Committee) が「Our Nation and Sea」という報告書を公表し、過剰な開発とそれにより誘発される汚染から沿岸環境を保全する必要性と、独立した海洋機関の設置を促す勧告を含めて100以上の勧告を盛り込んで、大統領に提出した。それを受けて、連邦政府は、翌1970年10月3日に商務省 (Department of Commerce) 内部に、従前、海洋に対する管轄を有していた各機関を集約して海洋大気庁 (NOAA : National Oceanic Atmospheric Administration) を新設した。

もっとも、その際に、内務省傘下の地質調査所や海底資源の管理部門、運輸省の海上交通管理部門など、統合に反対する省も多数出てきて困難な調整作業のすえに、現在の NOAA を設置した。日本で言えば、気象庁、水産庁、海上保安庁海洋情報部などを集約した形である。

その2年後の1972年10月、海洋に対する連邦政府からの統一的な政策決定を行うため、「沿岸域管理法」(Coastal Zone Management Act。以下、CZMA)⁴を制定し、(1)沿岸域資源を保存、保護、開発し、可能である場合には再生、増進すること、(2)沿岸域の資源の懸命な利用のために管理計画 (CZMP) を運用し、各州による責任の履行を奨励、支援すること、(3)沿岸域に有害となるような海域環境を有する特異的な地域の天然資源を保護する特別区域管理の準備を奨励すること、(4)国民、州政府、地方政府の参加と協働によって目的を達成すること、(5)連邦、州、地方の各政府もしくは国際機関内の主務機関の協調を奨励して規制に寄与する情報提供を行わせること、(6)沿岸資源管理を通して沿岸環境に影響する状況の変化に対応すること⁵、が国家政策として掲げられた。

ポイントとしては、各州が自発的に、連邦法である CZMA の枠の中で州法を制定してよいこと、そのなかで CZMP の対象範囲を独自に設定してかまわないこと、CZMP を NOAA を窓口で連邦政府に提出して承認を得れば補助金を交付してもらえらること、である。

そして、NOAAのなかにOffice of Coastal Zone Managementを設置して担当させることとなった。現在は、NOAAのなかのNOS: National Ocean Service のなかにNational Coastal Service Center, Office of Ocean and Coastal Resource Managementがある。

(3) 沿岸域管理法 (CZMA) の改正過程

ところで、CZMA は連邦政府からの州政府に対する拘束的な指令ではなく、「一定の期限を有する補助金立法⁶」としての性格が強く、制定から現在に至るまでに様々な改正を受けている。主要な改正は以下の通りであって、その他にも文言の細部に関する修正が適宜行われている⁷。

⁴ PL 92-583, 86 Stat. 1280; 16 USC 1451 et seq.

⁵ 同法 303 条(1)~(6)参照。

⁶ 荏原明則, 「アメリカ沿岸域管理制度」, 『環境研究』147号, 財団法人日立環境財団, 2007, p. 46 参照。

⁷ CZMA の2011年1月7日現在における改正状況については、連邦議会下院に設置されている法律改定審査事務所 (Office of the Law Revision Counsel) ウェブサイト<<http://uscode.house.gov/download/pls/16C33.txt> (2012年2月25日確認)>参照。

表 3-1-1 CZMA の主要な改正過程

改正日	改正法名称	主な内容
1975年1月2日	PL 93-612, 88 Stat. 1974	管理助成金の予算年度期限の変更
1976年7月26日	PL 94-370, 90 Stat. 1013	エネルギー影響プログラムの導入
1978年9月18日	PL 95-372, 92 Stat. 690	各州などの適合性の保証責任の付加
1980年10月17日	PL 96-464, 94 Stat. 2060	資源管理促進助成金の新設
1986年4月7日	PL 99-272, 100 Stat. 124	河口保護区 (Marine Sanctuary program) 調査システムの導入
1990年11月5日	PL 101-508, 104 Stat. 1388-301	ノンポイント汚染源抑制プログラムの 導入
1996年6月3日	PL 104-150, 110 Stat. 1380	各州などへの助成金の上限設定
2004年12月10日	PL 108-456, 118 Stat. 3630	貧酸素状態予防プログラムの導入

(出典：持留宗一郎、東京大学大学院公共政策研究科の提供資料)

このうち、大きな改正として 1976 年のエネルギー影響プログラム (Energy Impact Program) の導入および 1990 年のノンポイント汚染源抑制プログラム (Nonpoint Source Pollution Program) の導入である。

前者は、主として連邦政府によって行われるエネルギー資源の開発行為の影響を直接受ける州及びに地方政府に対して、連邦政府が一定の枠内で自らの責任として助成金を交付するものであり、現在は CZMA308 条の「沿岸域管理基金」(Coastal Management Fund) の制度に継承されている。この際、同時に沿岸部における土地の取得によって効果的な管理をもたらす海浜ならびに他の沿岸域へのアクセス (access to beaches and other coastal areas) が規定された。

後者は、都市部における豪雨時の雨水や下水の飽和、農村部における農業用水の流出など、汚染源が広範な面的に分布して沿岸域環境の劣化をもたらすことが指摘され、この種の汚染への対策を講じることが CZMA306A 条で明記されている。

(4) 各州の対応

これにより、連邦政府は各州に対して各州別の沿岸域管理計画 (CZMP : Coastal Zone management Plan) の制定を促進させることとなり、各州はそれぞれ管理計画を策定し、当該計画を商務長官に提出した上で、連邦の示す条件に合致した場合には承認を得た上で、管理助成金 (補助金) を連邦政府から交付することが定められた。

CZMA の対象は、沿岸域を有しもしくは五大湖に面する 30 の州⁸に加え、准州であるヴァージン諸島、北マリアナ諸島、グアム、サモアおよびプエルト・リコの計 35 (以下「州など」) である。

1) ワシントン州、イリノイ州

このうち、ワシントン州が制定した「海岸線管理法」(Shoreline Management Act of 1971) に

⁸ アルファベット順に、アラバマ、アラスカ、カリフォルニア、デラウェア、フロリダ、ジョージア、ハワイ、イリノイ、インディアナ、ルイジアナ、メイン、メリーランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ミシシッピ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、ノースカロライナ、オハイオ、オレゴン、ペンシルヴァニア、ロードアイランド、サウスカロライナ、テキサス、ヴァージニア、ワシントン、ウィスコンシンである。

に基づき、1976年6月には連邦で初めてNOAAがワシントン州海岸プログラム(Washington's Coastal Program)を承認した。その後各州などでは独自の法制定に基づき⁹沿岸域管理計画を策定、連邦政府に提出して承認を得ているが、CZMAは各州などに義務付け強制しているものではなく¹⁰、各州などは自らの計画の進捗度合に応じて沿岸域管理計画を提出することができるという自由度が担保されており、もっとも最近では2012年1月に、ミシガン湖畔の沿岸域を有するイリノイ州によるイリノイ州海岸管理プログラム(Illinois' Coastal management Program)が承認され、これによってすべての州の沿岸域管理計画が連邦政府の承認を受けることになった。

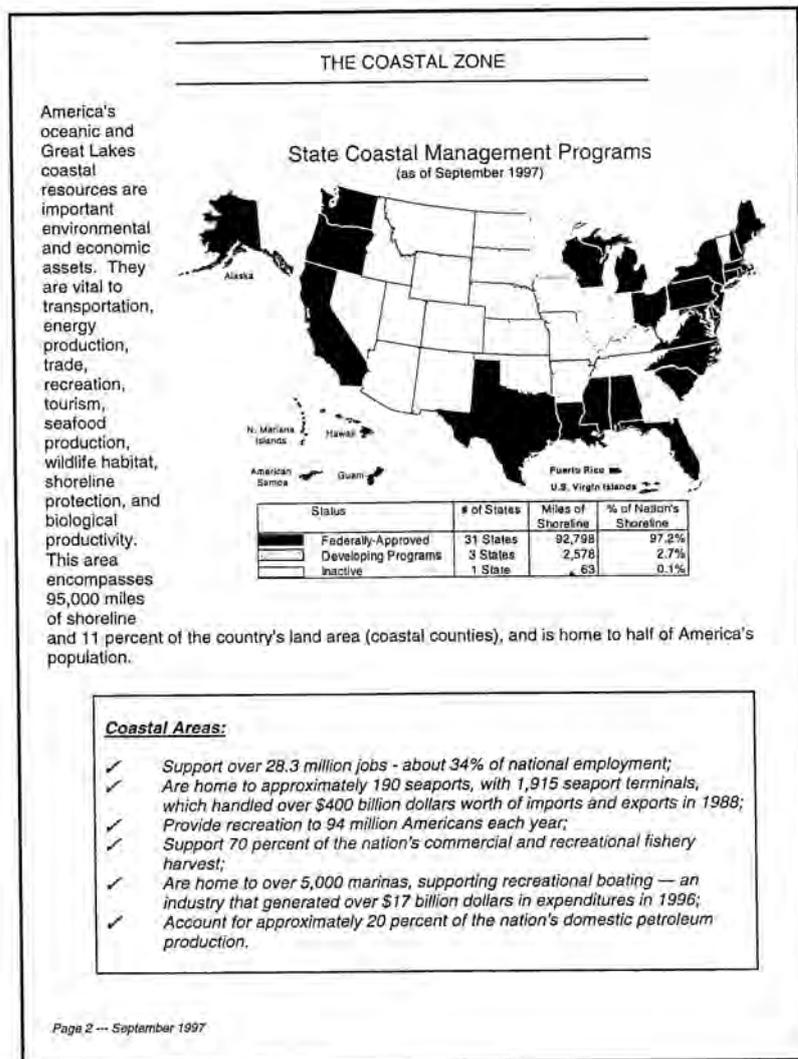


図3-1-2 アメリカの沿岸域管理法にもとづく沿岸域管理計画の策定状況（1997年現在）

（注）この段階では、イリノイ州はまだ策定中のカテゴリーに入っている。

（出典：（社）海洋産業研究会蓄積資料）

なお、計画は随時見直しが行われるとともに、承認に際しては連邦政府が開発計画、許認可、州および地方政府への支援に関して、当該州などが承認を受けた沿岸域管理計画に沿いながら一致し

⁹ 各州などの沿岸域管理法制度の施行状況については、大気海洋局ウェブサイト<<http://coastalmanagement.noaa.gov/mystate/>>（2011年2月25日確認）>参照。

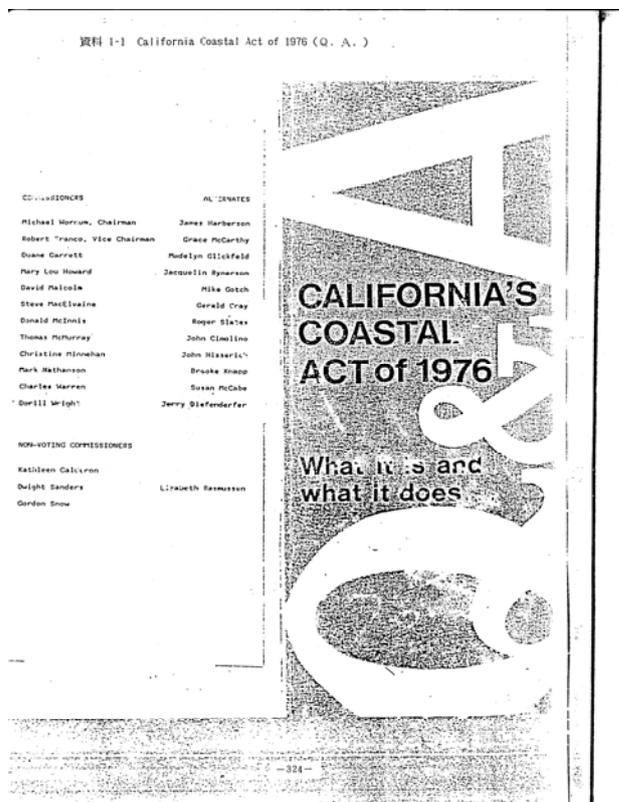
¹⁰ 連邦環境省健康安全保安部（Department of Environment, Office of Health, Safety and Security）ウェブサイト<<http://www.hss.doe.gov/sesa/environment/policy/czma.html>>（2012年2月24日確認）>参照。

て行う必要があるという“一貫性”規定 (Consistency Determination、または Consistency Principle という) がある。

2) カリフォルニア州

一例として、沿岸域を有する州の中でも関連規則への意識が早い段階から醸成されていたカリフォルニア州では、1976年に制定されたカリフォルニア沿岸法 (California Coastal Act of 1976) を基盤として、連邦政府が翌 1977 年にカリフォルニア沿岸管理プログラム (California Coastal Management Program) を承認、以後の一貫性審査についてはカリフォルニア沿岸委員会 (California Coastal Commission) が連邦政府との対応、連邦からの州および地方政府機関との連絡に携わっている。(図 3-1-3 参照)

ただし、1970年代では、同州の沿岸を6つに区分して、それぞれに Regional Coastal Commission を設置していたが、現在では、統合して州政府で一括して処理しているはずである。



連邦法であるCZMA

Coastal Zone
Management
Act:1972

にもとづいて制定
された
カリフォルニア州法
(CCA:1976)
解説パンフレット
の表紙

CCAにもとづき
CCC (California
Coastal Commission)
が設置されている

図 3-1-3 CZMA に基づいて制定されたカリフォルニア州法解説パンフレットの表紙

(出典：(社)海洋産業研究会蓄積資料)

3) ハワイ州

連邦 CZM 法が制定された 5 年後の 1977 年には、ハワイ州において「カリフォルニア州 CZM プログラム」を参考として、「ハワイ州 CZM プログラム」が制定された。その流れを示すと次のようになる。

- 1972 連邦 CZM プログラム策定
 - 1975 HRS- 205A 制定 (ハワイ州法の中でハワイ州 CZM が明確に位置づけられた章)
 - 1976 ハワイ州 CZM プログラムが連邦に受理
 - 1978 ハワイ州議会において、ハワイ州 CZM プログラムの修正
- ところで、ハワイ州の CZM プログラムの特徴的な点は次の 3 点にある。
- ・第一に、ハワイ州全土が対象領域になること。
 - ・第二に、ハワイ州の複雑な法体系および所轄行政機関を整理し、法相互 (行政機関) の連携の必要性を示すとともに、第 3 者にハワイ法体系を分かり易く提示していること。
 - ・第三に、海岸線近傍の都市開発に対してユニークともいえる 2 つの制度 (Special Management Area、Shoreline Setbacks) を法的に設定していること。

上記の第一については、ハワイ州土の各山脈の分水嶺から海岸線および州警察権がおよぶ海上 (領海) までがハワイ州 CZM プログラムの対象範囲であることを意味している。

第二については、ハワイ州 CZM 策定にあたり、新法を作成するか、既存法制度を活用するかという選択に迫られたが、これ以上に法制度を増やして法規のさらなる複雑化をきたすよりも、既存法制度を有機的に連携させ、活用することの方が合理的であるという結論が示された。

さらに、ハワイ州 CZM プログラムの運用にあたり、連邦・州・市郡・ローカルガバメントの各行政機関が相互に連携して、各自の責務を全うすることが法的に定められ、その統括的な責任 (指導、調整、斡旋) は州政府機関が担うことが規定されている。

第三については、ハワイ州でも「開発」と「環境保全」と「防災」の 3 事項の調整が必要不可欠になっており、波あたりの強い海岸線付近では開発用地をセットバックさせて海岸構造物の建設を回避させたり (Shoreline Setbacks)、そのルールを含めて天然資源保護のための地区指定 (SMA) を行うといった必要性があるために、いくつかのハワイ州独自の取り組みが展開されている。

ところで、2006 年にハワイ州政府/土地・天然資源管理省 (State of Hawaii Department of Land and Natural Resources ; DLNR) では、「Proposed 1st Elements of a Comprehensive Coastal Lands Policy –Integrated Shoreline Policy」(包括的な沿岸地域政策の提案された最初の要素—包括的海岸線管理政策—) と題するワークショップを行い、より一層の海岸線一体管理の必要性を強く提言している。また、ハワイ州の CZM としては現在、ハワイの州法 (HRS : Hawaii Revised Statutes) の 205A にもとづいて、Ocean Resources Management Plan(ORMP)として取り組まれているが、その組織図は別に示すとおりである。最新情報としては、ハワイ州は NOAA から ORMP に 25 万ドルの補助金を 2012 年 2 月に受け取っている。

なお、ハワイ州 CZM プログラムは、現在でも機能しており、毎年、その年の取り組み・課題・今後の展望などが織り込まれた年次レポートが公表され、WEB サイト (<http://hawaii.gov/dbedt/czm/index.php>) でも閲覧できる。

MAJOR LAND & ENVIRONMENTAL AUTHORITIES - a spatial perspective

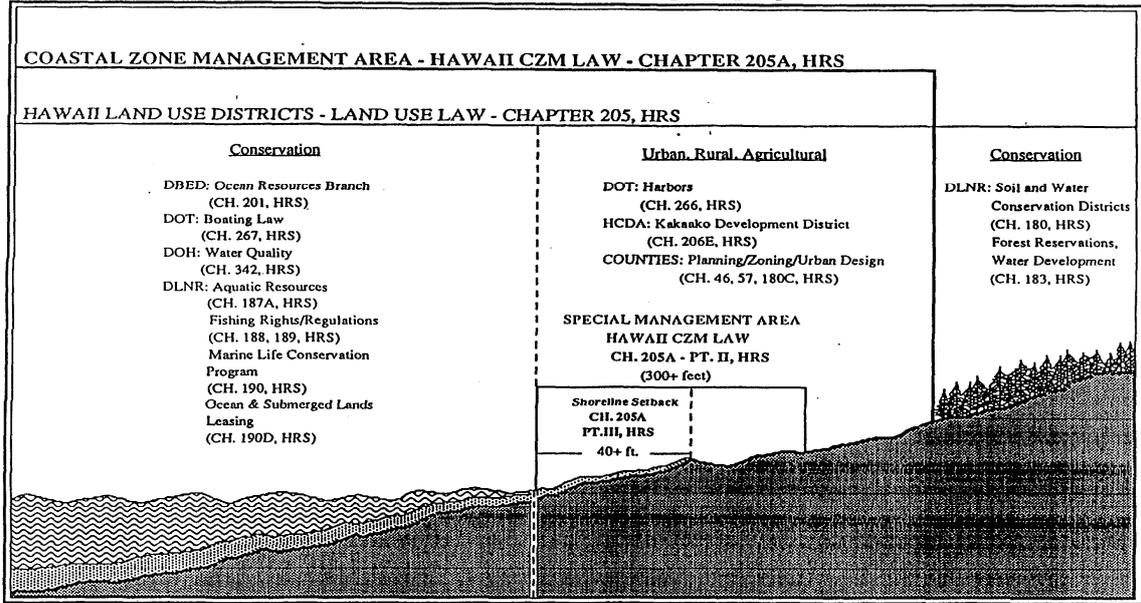


図 3-1-4 ハワイ州法等の沿岸域にかかる適用範囲図
(出典：ハワイ州政府資料)

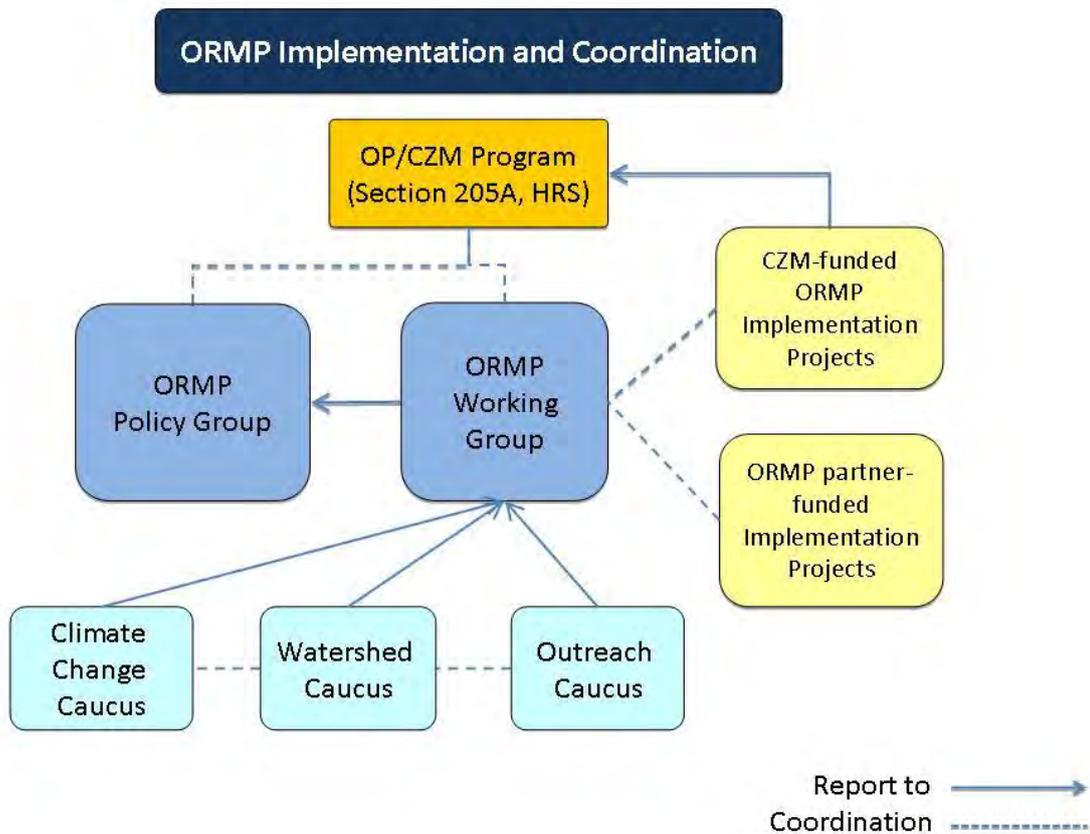


図 3-1-5 ハワイ州の Ocean Resources Management Program の組織図
(出典：http://hawaii.gov/dbedt/czm/ormp/reports/Orientation_Packet.pdf)

(5) CMSP (Coastal and Marine Spatial Planning) と CZMA との関係

アメリカでは、2010年7月に発表されたWhite HouseのCEQ (Council on Environmental Quality) の手になる「Final Recommendations of The Interagency Ocean Policy Task Force」にもとづき、「海洋、沿岸および五大湖の管理に関する大統領令」(Executive Order 13547) が公布され、次の9つの目標を定めたNational Ocean policy が示された。

1. Ecosystem-based management
2. Coastal and Marine Spatial Planning
3. Inform Decisions and Improve Understanding
4. Coordinate and Support
5. Resiliency and Adaptation to Climate Change and Ocean Acidification
6. Regional Ecosystem Protection and Restoration
7. Water Quality and Sustainable Practices on Land
8. Changing Conditions in the Arctic
9. Ocean, Coastal, and Great Lakes Observations, Mapping, and Infrastructure

この2番目に、CMSP (Coastal and Marine Spatial Planning) が掲げられている。

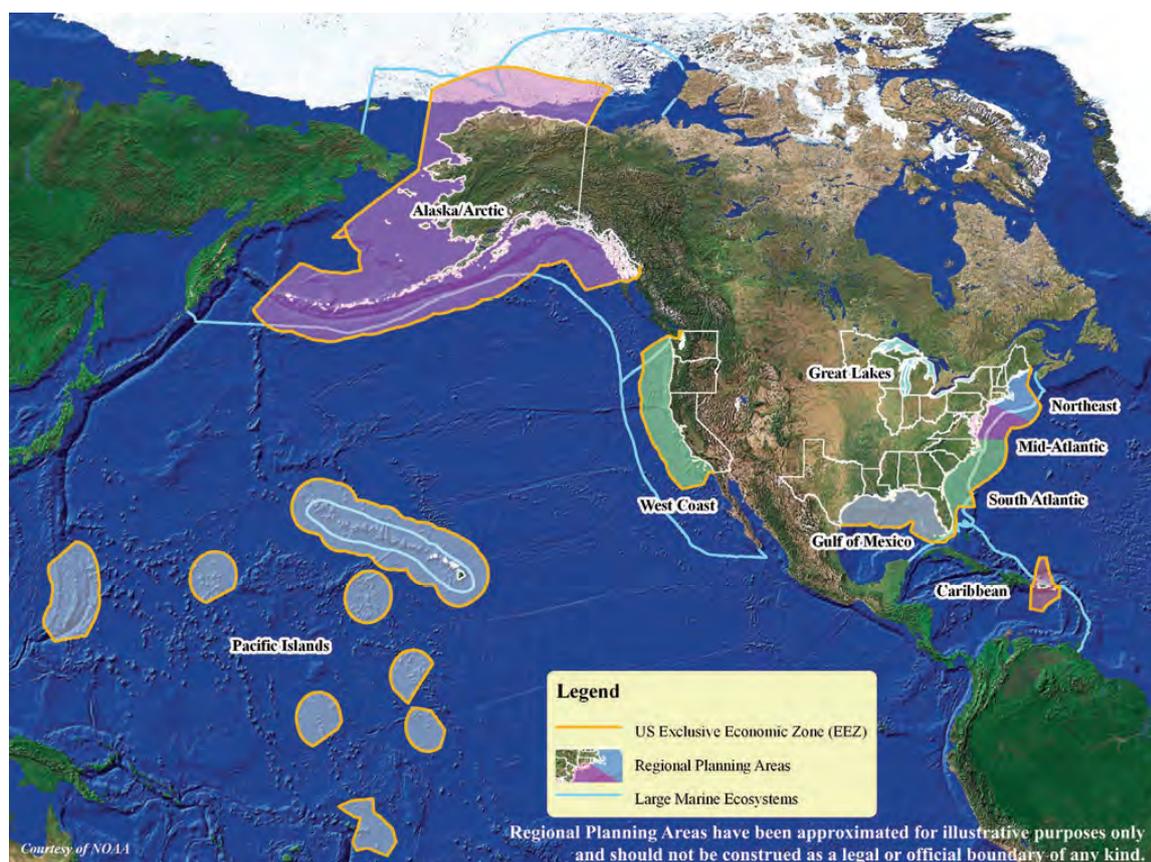


図 3-1-6 アメリカの Large Marine Ecosystems (LME) と Regional Planning Areas

(注) LME の概念は IUCN が主唱している海域分類で、本図ではアメリカ周辺のそれが青の線で表現されている。CMSP の対象地域は、黄色で示されている EEZ の範囲内で紫やうす緑色で塗りつぶしになっている海域である。

(出典：White House Council on Environmental Quality、Final Recommendations of The Interagency Ocean Policy Task Force、2010.7.19)

そこで問題となるのは、CMSPとはどういうものであって、CZMAにもとづくCZMPとの関係はどうであるか、という点である。

上記のレポートによれば、「CMSPとは、最終的な省庁の意思決定を規制するものでも、必要な構成要素でもない。」(CMS Plans, would not be regulatory or necessarily constitute final agency decision-making.) また、「CMSPは、海洋や五大湖の環境やその利用に関する既存の計画やプロジェクトを遅らせたり、停止させたりするものではない。しかしながら、それらの計画やプロジェクトに関する意思決定の責任者は、国のCMSPの目的や原則、国の政策等を考慮することが期待されている。」(CMSP is not meant to delay or halt existing or pending plans and projects related to marine and Great Lakes environments or their uses. However, those responsible for making decisions on such plans and projects would be expected to take into account the national CMSP goals and principles, national policies, and any identified national and regional CMSP objectives in future decision-making to the extent possible under existing law.) と記されている。

では、実際、CZMAにもとづくCZMPとの関係はどうであるか？
上記のレポートは、わざわざ「既存の権限、既存の計画やプロジェクトとの関係」と題する節(p.62-63)を設けて、次のように述べている。

「そうした相互関係の一つの例がCMSPとCZMA、特にその連邦政府の政策との統一性(Federal Consistency)である。本来、複数の省庁がどのCMSPにも関係してくるので、それら省庁はCZMAのレビューがどのようになされるかについて識別しておく必要がある。たとえば、ある州が連邦政府の省庁とともにCMSプランを策定する際には、そのCMSプランはその州のCZMAプログラムの執行可能な施策と最大限の範囲で実行可能なように統一性をもっていることを確かなものとする方策を含んでいるべきである。(中略) 最終的に、ある州のCMSプランが連邦政府に承認されたCZMAプログラムのなかに位置付けられたならば(incorporated into)、CMSプランはCZMAの連邦政策との統一性レビューは必要ない。」

(One example of the potential relationship between CMSP and existing authorities is the application of CZMA Federal consistency. Since there will be multiple Federal agencies and States involved in any one CMS Plan, the Federal agencies would need to determine how CZMA review would occur as Federal agencies adopt the plan. For example, if a State works with the Federal agencies to develop a CMS Plan, the CMS Plan could include measures to ensure that it is consistent to the maximum extent practicable with the enforceable policies of a State's CZMA program. The relevant State could consider potential changes to the State's enforceable policies to achieve agreed upon regional CMSP objectives. Also, a CMS Plan might include CZMA Federal consistency administrative efficiencies so that CZMA review would not be needed for some activities. Finally, if a State incorporates a CMS Plan into its federally approved CZMA program, then it is likely that the CMS Plan would not need a CZMA Federal consistency review.)

3-2. 韓国

(1) 韓国の沿岸域の統合的管理の歴史

韓国における沿岸域管理は、1980年代に専門家らにより概念が紹介され、1990年代初めにはその概念が政策的に取り入れられた。1996年の「海洋水産部（部は日本の省に相当する）の創設」は、海洋政策の拡大において重大なきっかけとなり、同部は沿岸統合管理の基盤づくりのために本格的な作業を始めた¹。1999年に沿岸管理法²を制定し、2000年の第1次沿岸統合管理計画³（以下、「統合計画」という）を策定することで、国レベルで沿岸統合管理システムを行うための体制を構築し、以降10年間に渡り、自治体による沿岸管理地域計画⁴（以下、「地域計画」という）の策定、沿岸管理係または担当者の配置など、実質的に沿岸を管轄する地域の力を強化し続けてきた。

こうした沿岸管理制度の基盤づくりを通じ、韓国は陸地中心の国土管理から陸上-海洋統合の国土管理へと転換し、共有制としての公有水面を管理するための体制づくりと合理的・科学的沿岸管理のための知識基盤強化のための投資拡大という成果をあげた。しかし、統合計画の実効性を確保するための政策手段は依然として不足しており、沿岸管理のための資料や情報の構築が不十分で、地域単位の沿岸統合管理のための積極的な調整権限および細部指針が不十分だと指摘されてきた。

これを受け、国土海洋部は2010年沿岸管理法の全面的改定、2011年第2次統合計画の策定などを通じて、統合計画の実効性を確保するための政策手段を制度化し、関連調整権限の拡大、細部指針の作成など大々的な制度改善に向けての努力をしてきた。本文では沿岸管理法の全面的改定と第2次統合計画を通じて新たに導入された沿岸統合管理の中核制度を中心に記述している。

(2) 沿岸海域用途制

一般に用途区域制とは、市街地の無秩序な拡散を防止し、計画的かつ段階的な土地利用を図り、土地利用を総合的調整・管理する目的で、陸域で適用される空間管理の手段である。この制度は、該当区域に適合する用途を定め、定められた用途に基づき土地の利用および建築物の用途・建ぺい率・容積率・高さ制限などが適用される形で運用される。韓国の沿岸用途制は、用途区域制を沿岸海域に適用した制度であり、法的基盤が衰弱し実効性に欠けていた従来の沿岸管理区域制⁵を前身とする。

¹ 海洋政策を総合的に司る中央行政機関である海洋水産部は、2008年2月の政府組織法の改正により、一部は農林部と統合し農林水産食品部に、一部は国政広報庁および建設交通部と統合し、現在（2012年2月現在）の国土海洋部として改編された。

² 沿岸管理法は、沿岸を効率的に管理するための基本理念、統合管理のための支援および実行に関する事項、沿岸管理主体の役割と機能に関する事項などを全般的に規定する。その他にも、沿岸域における公有水面の埋立および利用に関する事項は公有水面管理および埋立に関する法律に、海洋環境の保全および管理のための事項は海洋環境管理法に、海洋生物多様性の保全および海洋生物資源利用のための事項は海洋生態系の保全および管理に関する法律により管掌されるが、沿岸域における利用・開発・保全に関する基本政策の方向は、同法による。

³ 全ての沿岸における総合的な保全・利用・開発のために10年ごとに策定される国家計画で、沿岸統合管理のための基本政策計画の性格を持つ。

⁴ 統合計画の実行計画であり、管轄自治体が策定主体となり統合計画の範囲内で策定する計画である。

⁵ 沿岸管理区域制は、2010年沿岸管理法の全面的改定以前の沿岸管理法に基づいた制度であり、地域計画を通じて当該沿岸を5つの沿岸管理区域（絶対保全沿岸、準保全沿岸、利用沿岸、開発調整沿岸、開発誘導沿岸）に区分する制度である。沿岸管理区域制は制度の法的基盤が衰弱しており明確な規準の提示の不十分、葛藤調整体系の不十分、行為制限および罰則などの実効的な手段の不在などの問題があり、沿岸空間の規制のための制度としての機能を果たさなかったと批判された。沿岸管理区域制は沿岸海域と陸域のいずれにも適用されたのに対して、新規制度の沿岸海域用途制は沿岸海域のみを適用範囲とする。

この制度は、沿岸利用の不合理性、無計画的な開発などにより、敏感な海洋環境や生態系が毀損されることを予防するために沿岸の利用実態、環境特性、将来の利用方向などを考慮し、あらかじめ利用の用途を定め、定められた用途の趣旨に合う管理行為を認めることで、沿岸の統合的管理を実現しようとする制度である（沿岸管理法第 16 条）。沿岸用途海域制に基づき区分される沿岸の用途は、利用沿岸海域、特殊沿岸海域、保全沿岸海域、管理沿岸海域の 4 つの沿岸用途海域に分けられる。沿岸用途海域は効率的な管理のために、さらに 19 の機能区域に区分される。沿岸海域の相当部分は、すでに他の法律により地域、地区、区域などとして指定されているため、沿岸管理法第 17 条では、それと沿岸用途海域を連携するために指定をしている。たとえば港湾法に基づいた港湾区域は、規制により利用沿岸海域に指定されたものとみなす。

地域計画の策定主体である自治体は、沿岸海域用途の指定指針に基づき管轄海域の用途および機能区を設定し、海域別および機能区別に当該地域の特性に合う実施可能な公有水面の占有・使用行為をまとめ、地方自治体の条例などにより適用しなければならない。

沿岸用途海域制の重点ポイントは、沿岸の利用を用途別に規制する目的ばかりではなく、利用、特殊、保全沿岸海域に該当しないか、または重複的に該当する海域に対する「管理沿岸海域」の指定および管理にある。管理沿岸海域は、現在の利用・保全・開発行為において相互に矛盾があり調整を必要とする地域、またはまだ他の法律による利用・保全・開発行為が占拠されていない地域として計画的利用の対象になるべき地域に指定される。利用、特殊、保全沿岸海域の場合、他の法律による指定が多く、既に多くの行為が行われたか、または予定されているため、指定および管理が予測される。しかし、相互矛盾がある地域に対する調整方向や未利用地域に対する利用方向の決定においては、これを支援するための情報の投入や客観的な政策決定が重要となる。したがって沿岸管理法では、管理沿岸海域の用途および機能の細分化のために、海域適性評価制度の導入・運営を定めている。海域適性評価とは、海域の環境的特性、利用特性、活用可能性を考慮し、海域の保全適性、利用適性などの適性を定量的かつ定性的に評価する制度で、国土海洋部は 2012 年までに海域適性評価指針をまとめる予定だ。

表 3-2-1 沿岸用途海域の指定基準(沿岸管理法第 15 条、17 条)

	指定基準	利用または開発が確定している、あるいは予想される地域として、海洋環境に及ぼす影響を最小限にとどめる範囲で、利用または開発行為を優先的に実施できる海域
利用沿岸海域		<ul style="list-style-type: none"> - 港湾区域(港湾法)、新港湾建設予定地域(新港湾建設促進法) - 漁港区域(漁村・漁港法) - 産業団地(産業立地および開発に関する法律) - 骨材採取団地(骨材採取法) - 海底鉱区(海底鉱物資源開発法) - 経済自由区域(経済自由区域の指定および運営に関する特別法)
特殊沿岸海域	指定基準	軍事施設および国家重要施設の保護のために特別な管理が必要とされる海域。海洋の環境および生態系が毀損または毀損の恐れがあり特別な管理が必要とされる海域
		<ul style="list-style-type: none"> - 軍事施設保護区域(軍事基地および軍事施設保護法) - 特別管理海域(海洋環境管理法) - 電源開発事業区域および電源開発事業予定地域(電源開発促進法)
保全沿岸海域	指定基準	沿岸環境および資源の保護、海洋文化の保全などのために管理が必要な海域
		<ul style="list-style-type: none"> - 水産資源保護区域(国土の計画および利用に関する法律) - 海洋保護区域(海洋生態系の保全および管理に関する法律) - 環境保全海域(海洋環境管理法) - 生態・景観保全地域(自然環境保全法) - 湿地保護地域(湿地保全法) - 自然公園(自然公園法)
管理沿岸海域	指定基準	上記の 3 沿岸海域のいずれにも該当しない海域。2 以上に該当し用途区分が困難な海域
		- なし

表 3-2-2 沿岸用途海域/沿岸機能区の指定基準

(沿岸管理地域計画策定および管理に関する業務処理規定, 韓国国土海洋部.2011)

沿岸用途	機能区	指定基準
利用沿岸	港湾区	港湾の建設および港湾の機能維持のために必要な区域
	航路区	船舶の安全な航海のために必要な区域
	漁港区	漁港の建設および漁港の機能維持のために必要な区域
	レジャー観光区	沿岸でのレジャー観光活動を支援するために必要な区域
	海水浴場区	海水浴場機能を維持するために必要な区域
	鉱物資源区	鉱物または骨材を採取するために必要な区域
	海中文化区・施設区	海底または海中での文化観光のために必要な区域
特殊沿岸	海洋水質管理区	海水の水質管理のために必要な区域
	海洋調査区	海水の水質または海洋生態系の調査のために必要な区域
	災害管理区	津波、波浪、浸食、赤潮などの沿岸被災が頻繁に発生し、管理が必要な区域
	軍事施設区	軍事施設を保護するために必要な区域
	産業施設区	発電所などエネルギー関連施設および油類備蓄施設など、国家基幹産業施設を維持するために必要な区域
	海洋環境復元区	海洋環境および生態系の復元事業のために必要な区域
保全沿岸	水産生物資源保護区	水産資源を保護・育成するために必要な区域
	海洋生態系保護区	海洋生物生息地を維持するために必要な区域
	景観保護区	海岸、海上、海中または海底の景観を保護するために必要な区域
	公園区	自然公園の機能を維持するために必要な区域
	漁場区	村落、養殖漁業などのための漁場の機能を維持するために必要な区域
	海洋文化資源保存区	保存価値のある海洋文化および歴史遺物の管理のために必要な区域
管理沿岸		<ul style="list-style-type: none"> - 利用/特殊/保全沿岸のいずれにも該当しない海域 - 2以上に該当し、用途区分が困難な海域

(3) 自然海岸線管理目標制

沿岸開発需要の増大は自然海岸を縮小させ、その影響は人間の暮らしの場となる沿岸環境に重大な影響を及ぼす。たとえば、自然海岸の減少は有用生物種、植生、保護生物種が生育・生息する岩盤、干潟、砂、岩盤潮間帯などの沿岸生息地の毀損に繋がる。ここで自然海岸とは、「人為的に造成された施設、道路などの構造物がなく自然状態の海岸線が維持されている海岸」（沿岸管理法第2条第7号）をいう。現在、韓国の76沿岸市・郡・区(基礎自治体)のすべての沿岸のうち、自然海岸率が30%未満の市郡は16箇所、30-49%の市郡は14箇所、50%-79%の市郡は23箇所、80%以上の市郡は23箇所、自然海岸率は次第に減少する傾向にある(2011年現在)。これを受け、韓国政府は2010年の沿岸管理法の改正を通じて自然海岸線管理目標制を導入した。

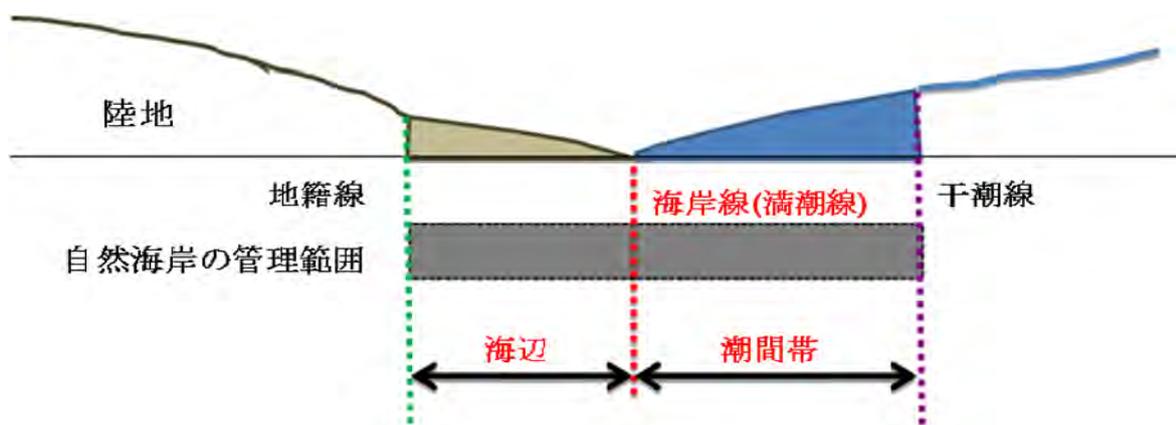


図3-2-1 自然海岸線管理目標制における海岸管理の対象および範囲
(出所 国家自然海岸管理目標. 韓国国土海洋部. 2011)

自然海岸線管理目標制は、自然海岸の縮小による影響を軽減するために海辺⁶、海岸線、潮間帯を対象とし、5年単位で自然海岸の総量を管理する制度である。国土海洋部は「自然海岸管理目標制の設定のためのガイドライン（国土海洋部、2011）」⁷に基づき国家管理目標の総量を設定し、当該自治体は国家目標総量に基づいて地域目標総量を策定することになる。沿岸用途海域制と同様に、自治体は地域計画を通じて自然海岸線管理の地域目標を設定する。目標総量が決めれば、それに反映されていない開発事業は任意に施行することができず、反映した後に事業の施行が行われなければならない。また、沿岸を対象に各種の許認可、免許などを処分するか、または各種の計画、地区・区域指定などの行為をしようとする場合は、沿岸統合管理計画に適合するかどうかについて所管部署（国土海洋部・沿岸計画課）と協議しなければならない⁸。未反映の事業は、長期開発面積の範囲内で、地域沿岸管理審議会を通じて変更し、目標量を超えた場合は復元事業により自然海

⁶ 「海辺」とは、満潮水位線から地籍線までを指す。

⁷ 自然海岸管理目標の設定のためのガイドラインを通じて自然海岸管理目標制の設定方法および手続き、自然海岸調査および海岸現況図の作成基準ならびに手続き、国家・地自体別の自然海岸管理図の作成方法などを提示した。ここで自然海岸管理の対象は、自然海岸線の長さ、自然海岸の面積、沿岸生息地である。

⁸ 沿岸管理法第13条 関係行政機関の長は、他の法令により沿岸の保全・利用および開発に関連した計画を策定または変更する場合、国土海洋部と協議しなければならない。

沿岸管理法第13条 関係行政機関の長は、沿岸において沿岸の保全、利用および開発に関する行為を行おうとする場合には、統合計画および地域計画に適合して行わなければならない。

岸の毀損を相殺しなければならない。

2011年、国土海洋部は総量管理目標を設定するために、すでに海岸現況図⁹を作成し当該自治体に普及させており、当該自治体に自然海岸の現況および開発・復元の調査を実施しその結果を提出することを求めた。国土海洋部はその資料に基づいて自然海岸管理図を作成し、中央沿岸管理審議会の審議を経て最終的な国家目標を設定した。2011年11月に確定された「国家自然海岸管理目標」によると、今後5年間の目標量は自然海辺4,313万527㎡、自然海岸線361万4,087m、潮間帯14億6,047万4,690㎡¹⁰となっている。これを受け、各自治体は提示された目標量を5年間管理するために管轄沿岸地域目標案¹¹を地域計画に組み入れて導出し、これを海域空間管理と統合し施行する予定である。

また、自然海岸線管理目標制は「自然海岸管理目標制の設定のためのガイドライン」により、未反映事業に対する施行を原則として禁じているが、法律による行為禁止の根拠基準が含まれていないため、制度の履行を監視・監督する自治体の役割が重要である。したがって、「自然海岸管理目標の設定のためのガイドライン」では、当該自治体が当該沿岸で発生する開発事業の履歴管理および開発事業の推進経過を沿岸統合計画の周期的点検事項に含ませて国土海洋部に提出することを規定している。これにより、国家の財産である公有水面の私的な利用開発に伴う不労所得の私有化、常習的な開発事業の申請、先占有するための申請など、公有水面の効率的な利用を阻害する行為に対する防止効果が期待される。

また国土海洋部は、制度の運営主体である自治体が自然海岸の管理を円滑に行えるよう、地域目標(案)技術検討のための担当機構を運営し、自治体、調査・測量関連企業などの関連業務従事者の教育などを支援するためのシステム構築に取り組んでいる(第2次統合計画反映事項)。

(4) 他の法律による行為にあたっての協議義務および公有水面管理の強化

新たに導入された沿岸用途海域制、自然海岸管理目標制は、沿岸統合管理のための中核的な管理手段であり、その適用は究極的な沿岸管理の目的を達成するにおいて重要な役割を果たすと思われる。しかし、両制度はいずれも行為に対する不承諾・承諾の可否を決定する直接的な規制手段ではない。

改正された沿岸管理法では、その点を補完するために、行為に対する協議遵守の義務を強化することを規定(沿岸管理法第13条)している。したがって、他の法令による各種の計画、地域・地区・区域などの指定および行為の許認可・免許などの行政処分を行う前に、必ず沿岸統合管理計画への抵触可否について関連部処と協議しなければならない。

また、公有水面における行為に対する直接的な規制のうち最も強力な手段である公有水面の占有・使用に対する他の法律の条項を最小限にし、公有水面埋立て審査を強化することで、従来統合計画および地域計画において排除されがちだった違法な占有・使用を規制し、公有水面埋立地の独占的な私有化、違法な埋立てなどを制御することができるようになった。

⁹ 海岸現況図は、海岸を自然海岸海辺、人口海岸海辺、自然海岸線、人口海岸線、潮間帯に区分し、縮尺1:5000の数値地形図として作成した。

¹⁰ この目標は、各自治体の現在の海辺など沿岸面積を調査した数値に、今後5年間の埋立て需要などの開発面積を差し引いて管理目標として設定した。

¹¹ 地域目標案は、国家目標に適合するように調整し、地域沿岸管理審議会と中央沿岸管理審議会の審議を経て確定する。

(5) 「統合計画」に政策的に反映された新規制度

法律による履行根拠を確保し進められている上記の新規制度以外にも、第2次統合計画には沿岸統合管理の目的を達成するため、様々な制度の導入が政策課題として盛り込まれている。そのうち代表的なものが、沿岸緩衝区域制度と沿岸景観管理制度である。

沿岸緩衝区域制度は、人為的な開発や自然的な海水面の上昇現象により深刻な侵食現象が起きていることを受けて、自然海岸線から一定距離の陸域を沿岸緩衝帯として設定することで生態系の連携性を確保し海岸を自然治癒的に管理しようとする制度である。気候変動および自然災害衰弱地区、保全価値の高い沿岸陸域を沿岸緩衝区域に指定し、これを地域計画の図面に表示することで、実行管理しようとするものである。とりわけ、沿岸緩衝区域の指定において最も問題になるのは財産権の侵害であるが、深刻な財産侵害と判断された場合の政府買収に対する法的根拠を設ける予定である。

沿岸景観管理制度は、生態的、防災的価値が高いにもかかわらず、沿岸および海洋保護区域から排除されている海岸砂丘、海岸林といった沿岸景観資源を管理するために保護区域を指定し景観を阻害する施設物の設置を規制する制度である。現在、法律の改正を通じて国家、自治体、開発事業者などに法的管理義務の付与、景観評価および管理指針の作成などの事項を進めている。

(6) おわりに

韓国は2000年代の沿岸統合管理制度の構築期を経て、2010年代の新たな発展期へと飛躍するために革新的な新規制度の導入・履行を推進している。上記の新規制度は、従来のシステムの限界を乗り越えるという目的以外にも、次の4つの特徴がある。第1に、管理の実効性を確保する制度へと転換している。第2に、沿岸管理の履行主体である自治体の役割が制度の中核となっている。第3に、将来発生する行為とそれによる影響を予測し備えるための制度へと変化している。第4に、沿岸および海洋モニタリングと情報の体系的な管理が制度の履行に重要な影響を及ぼす。

こうした韓国の沿岸管理制度の動向の特徴は、気候変動、沿岸災害、海洋生物多様性の保全といった地球規模の課題に対応しつつ沿岸資源の持続可能な利用を維持するためのものと言える。国または地域の置かれている環境により、制度の形態と履行の方法は異なるかもしれないが、こうした根本的な基調に大差はないと判断される。

<参考文献>

国土海洋部.沿岸管理地域計画策定および管理に関する業務処理規定. 2011

国土海洋部.第2次沿岸統合管理計画(2011-2021). 2011

国土海洋部.国家自然海岸管理目標(2011-2016). 2011

国土海洋部告示.公有水面管理および埋立てに関する業務処理規定案

沿岸管理法、同令、同規則

公有水面管理および埋立法、同令、同規則

3-3. 中国

中国では、1980年代に入ってから海の利用ニーズが急速に拡大し、海洋産業も1978年の60億元から2010年の38,439億元へと著しい発展を遂げ、国民経済を支える重要な産業となった¹。当然ではあるが、それは同時に無秩序な利用、海洋汚染など沿岸域の利用と管理をめぐる諸矛盾を引き起こしている。

このような背景の中、中国では2001年に「中国海域使用管理法」が制定され、翌年から施行されている。この法律は、領海内を対象にしたもので、一義的には中国が抱え込む今日的な海洋利用問題の解決を目指したものであるが、それはまた中国において本格的に海洋・沿岸域を管理する初の試みでもある。

本節では、施行されて10年目を迎えるこの管理法を中心に、中国における沿岸域管理の現状について紹介する。

(1) 海域使用管理法の概要

本管理法は8章54条から構成される。すなわち、①総則、②海洋機能区画（ゾーニング）、③海域使用の申請と審査・許可、④海域使用权、⑤海域使用料、⑥管理執行、⑦法律責任、⑧附則の8章にわたって、沿岸域の利用と管理の枠組みを決めている。中国が抱える今日的な海洋利用問題の解決を念頭におきつつ、国連海洋法条約の精神を反映した制度的な枠組みの構築が目指されているが、概要は下記の通りである。

①「総則」においては、本管理法の目的、海域の定義、適用対象、海域所有権の帰属、ゾーニングの実施と管理、海域使用权の登記制度、管理・執行・監督体制などについて規定し、計9条となっている。②「海洋機能区画（ゾーニング）」は計6条からなり、ゾーニング計画の策定とその基本原則、計画作成と審査の手続き、計画変更の手続き、公開制度、ゾーニング制度が対象とする産業の規定などについて定めている。

③「海域使用の申請と審査・許可」においては、海域使用权を申請するための諸手続き、審査の手続き、使用权が必要な海域利用事業の定義、国务院が直接審査対象となる海域利用事業などについて3条を設けて取り決めている。④「海域使用权」に関してはもっとも多く、14条からなっている。ここでは、海域使用权の登記手続き、使用权の取得方式、使用料以外の費用徴収の禁止、養殖用の海域使用における地元漁村集落の優先的使用、使用权者の利益の保護と権利の制限、使用权の期限、期限延長手続き、使用权の変更・譲渡・継承、期間満了後の原状回復の義務、使用权の取り消しと補償、紛争解決のための諸手続き、埋立てによって造成された土地の帰属などについて定めている。

「海域使用料」に関しては、使用料の徴収、徴収方法、漁業者による伝統的な海域使用非営利公共事業などの使用料の免除・減免対象となる海域使用例などの4条にわたって規定している。⑥「管理執行」においては、管理部門の管理責任、権限と制約、執行手続きなどについて5条にわたって規定している。⑦「法律責任」においては、違法行為への罰則、違法管理への罰則について10カ条を設けて定めている。⑧「附則」においては、適用除外設定、発効日について2条にわたって定めている。

¹ 国家海洋局 HP の統計データによる。(1元=12.71円(2012年2月23日のレート))

本管理法においては海面の国有化宣言を前提に、海域使用权の設定、海域のゾーニング制度の導入、海域の有償利用などを柱とする制度設計となっている。ただし、アメリカの沿岸域管理において組み込まれているミチゲーションの考え方は導入されることはなかった。

(2) 海域使用管理法下の沿岸域管理の現状と特徴

1) 海の国有化

本管理法では、海域の所有権が国家にあるという「国有化宣言」がはじめて行われ（第3条）、中国では現在この考え方をベースに沿岸域管理が進められている。1949年に新中国が成立してから土地改革が実施され、50年代初頭には土地の国家所有制と集団所有が宣言された。それに対して、海域の所有権に関してはそれまでに明確な法的規定がまったくなかったのである。従って、それまでに漁業者が海面養殖などを行う海域の使用に際しては、漁業法に依拠して養殖許可証を取得すれば海域の使用が自由にできたわけである。そのために、一部の地域ではそれまでの慣習と既得権益を盾に排他的かつ自由に用途を変えて地先の海を使用するようになっていた。海面の国有化宣言はこのような慣習的な海面利用を規制することを意味するものである。

2) 海域使用权と海の有償利用

また本管理法の実施によって、有料かつ譲渡可能な海域使用权が創設され、その取得方式として許可だけではなく、セリ・入札方式が導入されている（第19条、第20条）。すなわち、国有的な海域所有制のもとで、海域所有権と海域使用权を明確に分けたのである。地方政府や企業や個人が海域を使用する際には必ず法定な手続きに則って海域使用权を取得することが必要となったわけである。国家が海域使用权を許可するとき、一定の基準に基づいて許可料を徴収し、また取得された海域使用权は一定のルールのもとで他者に譲渡することが可能となっている（第27条）。このように海域使用权の取得に際しては市場メカニズムを導入する意図が読み取れる。海域使用权市場を創出することによって海域利用の効率化・合理化を図るねらいを見ることができる。

ただし、国防や公益事業などの特別な事情がある場合、あるいは漁業者の場合には、海域の優先的使用と海域使用料の減免措置が講じられている。漁業者の優先的使用に関しては、地域の有力者や外部資本が参入してきて、社会的不公平を引き起こすような権利設定を防ぐ意味合いを持たせている（第22条）。ちなみに、養殖による海域使用期間は15年とされており、最短の使用期間設定となっている。なお、海域使用料は国庫に入れることとなっている。

2010年において、全国的に海域使用权が確定されている海域の面積は193,769haで、うち経営的事業が190,345ha、公益的事業が3,424haとなっており、公布した海域使用証書は2481冊、うち経営的事業2373冊、公益的事業108冊となっている。また、各沿海省・自治区・直轄市における状況は表3-3-1の通りである。

表 3-3-1 沿海省(区、市)における海域使用权の確定状況(2010年)

地 区	海域使用权が確定された海域面積 (ha)		海域使用証書 (冊)	
	経営的事業	公益的事業	経営的事業	公益的事業
遼寧省	104,798	672	622	10
河北省	4,680		52	
天津市	2,150		51	
山東省	22,169	276	378	17
江蘇省	34,844	813	201	5
上海市	95	18	3	1
浙江省	4,190	683	189	29
福建省	6,264	273	233	20
広東省	6,203	560	337	15
広西広西チワン族自治区	2,080	84	202	6
海南省	1,295	44	89	5
省(区、市)管理海域以外	1,578		16	

資料：国家海洋局HP、<http://www.soa.gov.cn> による。

3) 海洋機能区画(ゾーニング)制度

ゾーニング制度の導入は、中国における沿岸域管理のもう一つの大きな特徴として挙げられる(第4条)。海洋のもつ自然的・生態的・環境的機能を科学的に評価し、それに応じて海洋機能区画を行い、区分された海域用途に従って海域の使用方法を決定し、使用权を設定する(第14条)。そこには、海域のもつ資源的価値や海域生産量を最大限に持続利用し、環境との調和を図ろうという環境保護思想を伺うことができる。本管理法では、全国海洋機能区画を策定するとともに、各地方における海洋機能区画の策定について義務付けている。

表 3-3-2 が示すように、海洋機能区画は大きく 10 種類の大分類と 35 種類の中分類に分けられており、具体的に大分類には、①港湾航行運輸区、②漁業資源利用保護区、③鉱物資源利用区、④観光区、⑤海水資源利用区、⑥海洋エネルギー区、⑦プロジェクト区、⑧海洋保護区、⑨特殊利用区、⑩保留区などがある。以下、それぞれの定義と中分類の詳細について紹介する。①港湾航行運輸区は、船舶の安全な運航や停泊及び荷役作業等を保障するための海域をいい、港湾区、航路及び錨地に分けられている。②漁業資源利用保護区は、漁業資源の開発利用と保護及び漁業生産を発展させるための海域をいい、漁港と漁業施設基地建設区、養殖区、増殖区、漁労区、重要漁業資源保護区に分けられている。③鉱物資源利用区は、鉱物資源の探査および採掘のための海域をいい、オイル関係区、固体鉱物区、その他の鉱物区に分けられている。④観光区は、海浜及び海上の観光資源を開発し、観光産業のニーズに応えるための海域をいい、景観区とレジャー区に分けられている。⑤海水資源利用区は、海水資源の開発利用または地下水資源の直接利用のための海域をいい、塩田区、特殊工業用水区、一般工業用水区に分けられている。⑥海洋エネルギー区は、再生可能エネルギーを開発利用するための海域をいい、潮汐エネルギー区、潮流エネルギー区、波浪エネルギー区、温度差エネルギー区に分けられている。⑦プロジェクト区は、プロジェクト建設のための海域をいい、

海底パイプ施設区、石油採掘区、埋立て造地区、海岸防護工程区、橋梁区、その他のプロジェクト区に分けられている。⑧海洋保護区は、絶滅危機にある海洋生物、経済価値のある生物及びそれらの生息地の保護、文化や景観価値のある海洋自然景観や歴史遺跡などを保護するための海域をいい、海洋と海岸自然生態保護区、生物種自然保護区、自然遺跡と非生物資源保護区、海洋特別保護区に分けられている。⑨特殊利用区は、科学研究や浚渫物・廃水の処理など特定の用途をもつ海域をいい、科学研究試験区、軍事区、廃水処理区、浚渫物処理区に分けられている。⑩最後に保留区は、まだ開発されていない、かつ開発計画も立てられていない海域を指す。

区画数からみると、漁業資源利用保護区は1,888ヶ所と最も多く、それに次いで港湾航行運輸区が941ヶ所となっている。それから保留区が451ヶ所、プロジェクト区が449ヶ所、観光区が452ヶ所、海水資源利用区が319ヶ所のような順番となっている。このように、漁業と海運業という伝統的な海洋利用産業による海の利用が中心をなしているものの、海洋開発プロジェクトや観光などによる新たな海洋利用も盛んになっている。

表 3-3-2 海洋機能区画（ゾーニング）の分類

No	大分類 (10種類)	中分類 (35種類)		
1	港湾航行運輸区 (941ヶ所)	港湾区	航路	錨地
2	漁業資源利用保護区 (1,888ヶ所)	漁港と漁業施設基地建設区	養殖区	増殖区
		漁労区	重要漁業資源保護区	
3	鉱物資源利用区 (202ヶ所)	オイル関係区	固体鉱物区	その他の鉱物区
4	観光区 (452ヶ所)	景観区	レジャー区	
5	海水資源利用区 (319ヶ所)	塩田区	特殊工業用水区	一般工業用水区
6	海洋エネルギー区 (60ヶ所)	潮汐エネルギー区	潮流エネルギー区	波浪エネルギー区
		温度差エネルギー区		
7	プロジェクト区 (449ヶ所)	海底パイプ施設区	石油採掘区	埋め立て造地区
		海岸防護工程区	橋梁区	その他のプロジェクト区
8	海洋保護区 (285ヶ所)	海洋と海岸自然生態保護区	生物種自然保護区	自然遺跡と非生物資源保護区
		海洋特別保護区		
9	特殊利用区 (309ヶ所)	科学研究試験区	軍事区	廃水処理区
		浚渫物処理区		
10	保留区 (451ヶ所)	保留区		

資料：「全国海洋機能区画」により作成。

現在では、「全国海洋機能区画（2011～2020）」の策定作業が終わり、まもなく公布されるものと見られる。

4) 中央と地方の重層的管理体制

中国における地方行政は主に省・自治区・直轄市、市・県、郷・鎮の3つのレベルに分けられる。「省・自治区・直轄市」は中央政府のすぐ下にある行政レベルで、現在27の省・自治区と4つの直轄市がある。それに次いで「市・県」レベルの行政があり、中でも「県」はもっとも重要な行政レベルで、中国国民の大半がそこに住んでいる。そしてその下には、最下級の行政レベルとなる「郷・鎮」がある。中国の地方行政は、中央から末端レベルまでトップダウン式が中心であると言われているが、近年では中央が地方の特性を無視してすべてをコントロール下に置くことは不可能であることから、地方の自立化傾向が見られている。

このような地方行政の仕組みのなか、沿岸域管理においては管理法の導入によって、中央集権的な一元管理と地方への分権管理という重層的な管理体制が設計されている。たとえば、ゾーニングのあり方や海域使用計画など、海域の使用・管理に関する最終的な決定権は国にあるとされている。すなわち、管理法では海域使用計画の策定を義務つけているが、計画の範囲は県を最小単位として、そこから市、省、中央へと積み上げていく方式が取られている。従来の中央集権的、あるいは計画経済的なやり方を排して、各地方政府の自主性にもとづく計画作成をめざしているわけである。同じように、海域使用許可業務や許可料の徴収権限も地方政府に委ねられ、また一定範囲内の使用权の設定と許可権も地方政府に委譲されている（第10条）。さらには制度の一環として、海域使用权の登記制度と統計制度が整備されているが、その具体的な執行も地方政府に任せている。

このように、中央集権的な一元管理と地方政府の分権管理という重層的な管理体制は海域使用权の設定と許可においても、また執行と取り締まりなどの点においても制度設計されている。

(3) 課題

本節では、海面の国有化を宣言し、新しい管理制度を導入した中国の沿岸域管理制度に焦点を当ててきた。国有化による政府の一元的管理、ゾーニング制度の導入、海域使用权制度の導入、海域の有償使用、海域使用权取得におけるセリ・入札売買制度の確立などを柱としたこの管理制度は、まぎれもなく政府の効率的な管理と市場メカニズムの導入をめざしたものである。

とはいえ、本管理法には、海域所有権国有化の是非問題、海域使用料の法的性格や算出基準問題、科学的なゾーニングの可能性と技術的な諸問題、既存法などの整合性問題などの議論が残されている。ここでは法執行の効率性と公平性の点においていくつかの課題を指摘し、本節を締めくくりたい。

まず管理主体の問題が挙げられる。本管理法は中央集権と地方分権という二重的な管理体制を構築しているが、そのいずれにおいても使用权の許可にともなう行政的管理に念頭を置いているため、法律の執行において膨大な行政コストがかかり、管理効果も限定されている。次に、使用权取得者の適格性や優先順位に関する明確な規定がない。漁業者に関しては一部の制度的配慮があるものの、海全体の使用に関しては基本的には参入自由の原則が尊重されており、社会的な不公平の発生を十分に予防できない。3つ目に、海域使用者に海域環境資源の保護と回復に向けての義務を課していないため、本管理法が目指している環境との調和をめざした持続的利用を保障する制度的枠組みが十分に機能できない。

地方公共団体による海洋・沿岸域管理に関する条例等一覧

(作成: 社団法人海洋産業研究会)

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義・趣旨
(都道府県)			
北海道	北海道沿岸水域の工事取締条例	昭和24年9月11日 条例第74号	(目的) 第1条 この条例は、沿岸水域(港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域及び同法第56条第1項の規定により公告された水域、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域内の水域並びに同法第101号)第2条第2項の規定により公告された水面及び同法第3条第1項の規定により指定された海洋保安区域内の水域を除く。以下同じ。)の利用の適正を図り、公共の福祉に適合させるため、その水域において施行する工事について、必要な取締りを行うことを目的とする。 (定義) 第3条 この条例において「工事」とは、次の各号に掲げるもの(公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による免許に係る工事及び港湾法第56条の3第1項の規定による届出に係る工事を除く。)をいう。 (1) 防波堤、防犯堤、築港堤、河川(河川法(昭和39年法律第167号)を適用しない河川)その他の港湾の外郭施設に関する工事 (2) 桟橋その他の係留施設に関する工事 (3) 船舶その他これに類する工事 全部改正(昭和28年条例93号)、一部改正(昭和55年条例32号) 第2章 工事 章名改正(昭和28年条例93号)
	北海道プレジャーボートの事故防止等に関する条例	平成15年3月14日 条例第35号	(目的) 第1条 この条例は、水域におけるプレジャーボートの航行に伴う危険及び水難事故等を防止し、プレジャーボート等に係る水上交通の安全を図り、もって水域利用者の生命、身体及び財産の保護に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「水域」とは、海域、河川、湖沼その他のプレジャーボート等が航行することができる水域をいう。 2 この条例において「プレジャーボート」とは、モーターボート、ヨット、水上オートバイその他の総トン数20トン未満の船舶であって、遊漁その他のレクリエーションの用に供される船舶のうち次に掲げる船舶以外のものをいう。 (1) 主としてつかみ釣りのみをもって漁獲する船舶又は推進機関を有しない船舶 (2) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運送事業、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第1項に規定する遊漁船業その他法令により水難事故等の防止措置が確保される認められる事業の用に供される船舶 3 この条例において「操縦者」とは、プレジャーボート等の船長であって、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第23条の2第1項に規定する操縦免許を有する小型船舶操縦士その他プレジャーボート等に乗船し操縦する資格のある者をいう。 4 この条例において「所有者」とは、プレジャーボート等を所有する者又は賃借の場合の借入人その他プレジャーボート等を常時使用する権利を有する者で、自己のためにそのプレジャーボート等を航行の用に供する者をいう。 5 この条例において「提供事業者」とは、他人の需要に応じてプレジャーボート等を賃借その他の方法により提供する事業(海上運送法第33条の規定に基づき届出を行う船舶貸渡業を除く。以下「提供事業者」という。)を営む者をいう。 一部改正(平成22年条例13号)
青森県	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	平成13年12月21日 条例第71号	(目的) 第1条 この条例は、本県の森林、河川及び海洋(以下「ふるさとの森と川と海」という。)が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結びついて地域文化を形成していることにかんがみ、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本理念を明らかにし、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する措置について必要な事項を定めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
岩手県	プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例	平成16年12月17日 条例第67号	(目的) 第1条 この条例は、プレジャーボート等に係る適正な水域の利用及びその航行に伴う危険の防止を図るとともに、水域を利用する者相互の連携及び協力を促進することにより、水域の適正な利用に関する秩序を確立し、もって水域を利用する者の生命、身体及び財産の保護並びに水域におけるレクリエーションの健全な発展に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) プレジャーボート モーターボート、ヨット、水上オートバイその他の総トン数20トン未満の船舶(人又は貨物を積載し、自航であるといふ航であるを問わず、水面を移動するために用いられるものをいう。以下同じ。)をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船 イ 専ら海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運送事業の用に供する船舶 ロ 専ら港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶 ハ 専ら内航海運事業法(昭和27年法律第151号)第2条第3項に規定する内航海運事業の用に供する船舶 ニ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第2項に規定する遊漁船 カ しゃんせし船その他の作業船 キ 主としてつかみ釣りのみをもって漁獲する船舶又は推進機関を有しない船舶であって、手こぎボートその他の小舟等限られた水域において専ら回遊等の用に供されるもの(事故の防止のための措置がされているものに限る。) ク 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)(の)学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が当該学校の教育活動の用に供する船舶 ケ 競技及びその練習の用に供する船舶 コ 国又は地方公共団体が所有する船舶 (2) 係留保管 船舶を、水面において常時係留し、又は陸上の土地において船台等に常時設置することをいう。 (3) 水域 海域、河川、湖沼その他のプレジャーボート等が航行することができる水域をいう。 (4) 所有者等 プレジャーボート等を所有する者その他のプレジャーボート等を常時使用する権利を有する者で、自己のためにそのプレジャーボート等を航行の用に供するものをいう。 (5) 操縦者 プレジャーボート等に乗船し、当該プレジャーボート等を操縦する者をいう。 (6) 設置等 プレジャーボート等を放置し、又は適正な管理を行わない状態で係留することをいう。
	岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	平成15年10月9日 条例第64号	(目的) 第1条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本理念(平成10年岩手県条例第22号)第3条に定める基本理念にのっとり、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境保全上健全な水循環の確保に寄与し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。
	いわての水を守り育てる条例	平成20年12月12日 条例第73号	(目的) 第1条 この条例は、本県の水を守り育てるための取組について、県、市町村、事業者および県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるとともに、水を大切にするとする気運の醸成を図り、もって水環境の保全および水資源の確保に寄与することを目的とする。
宮城県	みやぎ海とさかなの県民条例	平成15年3月20日 条例第48号	(目的) 第1条 この条例は、水産業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めるとともに、水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び県民生活の安定向上を図ることを目的とする。
秋田県	秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	平成15年3月11日 県条例第24号	(目的) 第1条 この条例は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本指針を定め、並びに県、県民、事業者及び森林の所有者の責務を明らかにするとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
山形県	- - -		
福島県	遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例	平成4年7月7日 条例第80号	(目的) 第1条 この条例は、海等における遊泳者に係る事故の防止、プレジャーモーターボートの利用に伴う事故の防止等を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 海等 海及び湖沼並びにこれらに接続する岸をいう。 二 遊泳者 遊泳している者又はサーフボード若しくはセイルボードをその本来の目的に従って使用している者をいう。 三 船舶 水上輸送の用に供する船舶をいう。 四 プレジャーモーターボート 海、湖沼又は河川において行楽スポーツ又はレクリエーションの用に供するモーターボート、水上オートバイその他の機関を用いて推進する船舶をいう。 五 海水浴場等 遊泳する者の利便に供するための施設が設けられること等により、公衆が遊泳のために利用することができるものとして環境が整備された場合における海等の特定の区域をいう。
茨城県	茨城県公共物管理条例	昭和33年3月28日 条例第5号	(目的) 第1条 この条例は、公共物の保全又は利用に関し、法令に特別の定めがあるものを除くほか、必要な規制を行い、もって公共の利益に寄与することを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この条例において「公共物」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 国有土地における河川法(昭和39年法律第167号)を適用しない河川 (2) 国有土地における道路法(昭和27年法律第180号)を適用しない道路 (3) 海(海浜地を含む。)であって港湾法(昭和25年法律第218号)又は海岸法(昭和31年法律第101号)を適用しない区域に係るもの (4) 国有土地における湖沼、ため池、水路、井溝、その他の土地又は水面 (5) 前各号に付する工作物、物件又は施設 2 この条例において「生産物」とは、公共物から生ずる石、土砂、砂れき、竹木、草その他のものをいう。 (昭34条例60・昭41条例18・平12条例37・平17条例73 一部改正)
千葉県	千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	平成14年7月12日 条例第41号	(目的) 第1条 この条例は、プレジャーボートの係留保管の秩序を確立することにより、都市その他の地域の景観の回復及び創出を図るとともに、県民の生活の安全の保持並びに公共の水域を利用した円滑な経済活動及び公共の水域周辺の良好な生活環境の確保に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 プレジャーボート 船舶(又は貨物を積載し、自航であるといふ航であるを問わず、水面を移動するために用いられるものをいう。以下同じ。)のうち次に掲げる船舶以外の船舶であって、主として余暇を利用した活動に供されるものをいう。 イ 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第十条第一項の規定により知事の備える漁船原簿に登録を受けた漁船 ロ 国又は地方公共団体が所有する船舶 ハ その他船舶を用いて行う事業の用に供する船舶であって規則で定めるもの ニ 所有者等 プレジャーボートの所有者その他プレジャーボート等を常時使用する権利を有する者で、自己のためにプレジャーボートを運行の用に供するものをいう。 三 事業者 プレジャーボートの製造、販売、輸入又は係留保管業とする者をいう。 四 係留船 船舶を、桟橋、係留機、浮標等を用いてつなぎ留め、又は当該船舶の運転をする者がその船舶を離れて直ちに移動できない状態で陸上の土地(水面に覆られることが通常想定されない土地をいう。以下この条において同じ。)以外の水域(以下「水面」という。)に置(こ)くことをいう。 五 係留保管 水面域において常時係留し、又は船舶を陸上の土地において船台等に常時設置することをいう。 六 係留保管施設 係留保管の用に供するために、国、地方公共団体その他係留保管をする水面域又は陸上の土地に正当な権限を有する者が設置した施設及びその水面域又は陸上の土地をいう。 七 係留保管施設等 係留保管施設又は所有者等が係留保管をする正当な権限を有する水面域若しくは陸上の土地をいう。 八 係留保管場所 係留保管をするために使用する場所をいう。 九 放置 公共の水面域(係留保管施設等の水面域を除く。)に係留(当該船舶が正当な権限を有してなされる場合を除く。)をすることをいう。

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定款事項
東京都	東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例	平成14年3月29日 条例第3号	(目的) 第一条 この条例は、船舶の係留保管の秩序を確立することにより、都市景観の回復及び創出を図るとともに、都民の暮らしの安全性の保持並びに公共水域を利用した経済活動及び公共水域周辺の良好な生活環境の確保に資することを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 船舶 人又は貨物を積載し、自航、しゅう航を問わず、水面を移動するために用いられる物をいう。 二 係留 船舶を、さん棒、係留くい若しくは係留浮標等を用いて固定し、又は当該船舶の運転をする者がその船舶を離れて、直ちに移動できない状態で、水面に置くことをいう。 三 係留保管 船舶を、水面においては常時係留し、陸上の土地においては船台等に常時定置することをいう。 四 係留保管施設 係留保管の用に供するために、国、地方公共団体、その他係留保管を行う水面又は陸上の土地に正当な権限を有する者が設置した施設及びその水面又は陸上の土地をいう。 五 係留保管施設等 係留保管施設又は所有者等が係留保管をする正当な権限を有する水面若しくは陸上の土地をいう。 六 係留保管場所 係留保管施設その他係留保管をするための場所をいう。 七 放置 係留保管施設等及び所有者等が係留保管又は係留をする正当な権限を有する水面以外の、公共水域に係留することをいう。 八 所有者等 船舶の所有者その他船舶を使用する権利を有する者で、自己のために船舶を運行の用に供するもの(以下「保有者」という。)をいう。ただし、船舶の保有者が不明の場合は、当該船舶の占有者をいう。 九 事業者 船舶の製造、販売、輸入又は係留保管を業とする者をいう。
神奈川県	神奈川県海水浴場等に関する条例 神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例	昭和34年4月1日 平成13年12月28日 条例第9号	(目的) 第一条 この条例は、海水浴場、その他の遊泳場、プール及び更衣休憩所について、公衆衛生及び公衆の危険防止上必要な事項を定めることを目的とする。 (目的) 第一条 この条例は、プレジャーボートの所有者等にプレジャーボートの適正な保管に対する責務を自覚させるとともに、プレジャーボートの保管場所の届出をさせることにより、公共の水域及び陸域における秩序の維持を図ることを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) プレジャーボート 船舶のうち、次に掲げるものを除くものをいう。 ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船 イ 専ら海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶 ウ 専ら港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶 エ 専ら内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第3項に規定する内航海運事業の用に供する船舶 オ しんせんせつ船その他の作業船 カ 国又は地方公共団体が所有する船舶 (2) 所有者等 プレジャーボートの所有者その他プレジャーボートを使用する権利を有する者をいう。 (3) 保管 水上又は陸上の同一の場所又は近接した場所において、プレジャーボートを係留し(人の乗降又は荷物の積卸しのために一時的に係留する場合を除く。)、又は置く(日が連続することをいう)。 (4) 保管場所 マリーナの係留施設その他プレジャーボートを通常保管するための場所をいう。
新潟県	- - -		
富山県	- - -		
石川県	- - -		
福井県	福井県遊泳者の事故防止に関する条例	平成5年3月25日 条例第3号	(目的) 第一条 この条例は、海水浴場における事故を防止し、もって遊泳者の安全の確保を図ることを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 海等 海およびこれに接続する岸をいう。 二 海水浴場 海等において遊泳しようとする者の利用に供するための休憩所、更衣所、シャワー所等(以下「海水浴場施設」という。))が設けられること等により、公衆が遊泳のために利用することができるものとして環境が整備された当該海等の特定の区域をいう。 三 遊泳者 海水浴場において遊泳している者をいう。 四 遊泳場 海水浴場のうち、公衆の遊泳に資する区域として当該海水浴場の開設者が区画した区域をいう。 五 遊泳者保護区域 第十条第一項の規定により指定された区域をいう。 六 船舶 水上輸送の用に供する動力船(機関を用いて推進する船をいう。))および帆船(帆を用いて推進する船をいう。))をいう。 七 プレジャーボート 船舶のうち、スポーツまたはレクリエーションの用に供するモーターボート、水上オートバイ、ヨット、セーリングボードその他これらに類するものをいう。
静岡県	静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	平成11年7月27日 条例第43号	(目的) 第一条 この条例は、プレジャーボートの係留保管の適正化等に関し必要な事項を定めることにより、公共水域等の秩序の維持、県民の生活環境の保全及び海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) プレジャーボート 船舶のうち、次に掲げるものを除くものをいう。 ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船 イ 国又は地方公共団体が所有する船舶 ウ その他規則で定める船舶 (2) 小型プレジャーボート 総トン数5トン未満のプレジャーボートをいう。 (3) 係留保管 プレジャーボートを、水上においては係留くい等を用いてつなぎ留め、陸上においては船台等に定置させて保管することをいう。 (4) 公共水域等 公共の水域及び陸域をいう。 (5) 所有者等 プレジャーボートの所有者、占有権又は使用权を有する者をいう。 (6) 水域管理者 公共水域等の管理者をいう。
愛知県	- - -		
三重県	三重県一般海域等管理規則	昭和43年11月1日 三重県規則第52号	(趣旨) 第一条 一般海域等の管理については、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号、以下「法」という。))その他法令に特別の定めのある場合のほか、この規則の定めるところによる。 一部改正(平成二年規則五五号) (定義) 第二条 この規則において「一般海域等」とは、法第三条第二項第二号の公共用財産のうち、国土交通省の所管に属し、かつ県が管理する公共用財産であって、次に掲げるものをいう。 一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)、軌道法(大正十年法律第七十六号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)、道路法(昭和二十七年法律第八十号)、都市公団法(昭和二十一年法律第七十九号)、空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)、海岸法(昭和三十一年法律第一号)、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第二十号)、河川法(昭和二十九年法律第六十七号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)及び鉄道事業法(昭和六十二年法律第九十二号)の適用を受けない海岸、海浜及び海域 二 海岸保全区域(海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域をいう。))内又は一般公共海岸区域(海岸法第二条第二項の一般公共海岸区域をいう。))内の水面 全部改正(平成二年規則五五号)、一部改正(平成三年規則二一八年五三三)
京都府	- - -		
大阪府	大阪府一般海域管理条例 大阪府自然海岸保全地区条例 大阪府プレジャーボード対策要綱	平成12年3月31日 条例第25号 昭和56年3月27日 条例第2号 平成6年度制定	(趣旨) 第一条 この条例は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号、以下「法」という。))第九條第三項及び国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)第六條第二項第一号の規定により維持、保存及び運用(以下「管理」という。))を行う一般海域の占用等の特許等に関し必要な事項を定めるものとする。 (平成四四例四九一一部改正) (定義) 第二条 この条例において「一般海域」とは、法第三条第二項第二号に規定する公共用財産のうち、次に掲げる区域以外の区域にある海底の土地をいう。 一 漁港整備整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二条に規定する漁港の区域 二 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域及び同法第五十六條第一項の規定により公告された水域 三 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六條第一項に規定する河川区域及び同法第百零一條に規定する準用河川の河川区域 (平成四四例四九一一部改正) (趣旨) 第一条 この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第十二條の七及び第十二條の八の規定に基づき、自然海岸保全地区の指定、自然海岸保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。 (平成四四例三一部改正) (定義) 第一条 この要綱において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。))、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、船舶の操縦のための土地の掘削によるものを除く(以下同じ。))及び悪臭(以下「大気汚染等」とい。))によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。))に係る被害が生ずることをいう。 3 この条例において「再生資源」とは、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事(以下「建設工事」とい。))に伴い副次的に得られた物品(以下「副産物」とい。))のうち有用なものであって、原材料として利用することができてもしくはその可能性のあるもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。))をいう。 (目的) 第一条 この要綱は、プレジャーボートによる公共の水域等の利用の調整を行うとともに、公共の水域等における船舶の放置を防止することにより、良好な生活環境の保全及び公共の水域等を利用する県民の安全を図り、もって安全かつ快適な海洋性レクリエーションの促進に資することを目的とする。 (定義) 第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 公共の水域等 公共の用に供する水域及び当該水域に隣接する国又は地方公共団体が管理する陸域をいう。 (2) プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 イ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第2項に規定する遊漁船 ウ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶 エ 水上オートバイ、組立式の船、船室及び推進機関を有しない全長6メートル以下のヨットその他の自宅等公共の水域等以外の場所において保管することが可能な船舶 (3) 放置 公共の水域等において、所有者等が船舶から離れて直ちに移動することができない状態をいう。 ただし、所有者等が、正当な権限に基づき、船舶を係留し、又は保管することを認められた場所において当該船舶を係留し、又は保管する場合は、この限りでない。 (4) 所有者等 船舶の所有者又は使用者をいう。 (5) 事業者 プレジャーボートの販売又は保管を業とする者をいう。 (6) 水域等管理者 港湾法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する港湾管理者、漁港整備整備法(昭和25年法律第137号)第25条第1項に規定する漁港管理者、河川法(昭和39年法律第167号)第7条に規定する河川管理者、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第3項に規定する海岸管理者その他の公共の水域等を法令に基づき管理する者をいう。
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例 プレジャーボートによる公共の水域等の利用の適正化に関する要綱	平成7年7月18日 条例第28号 平成13年7月23日 告示第966号	(目的) 第一条 この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第十二條の規定に基づき(自然海岸保全地区の指定及び同法第十二條の規定に基づき(自然海岸保全地区内における行為の届出等)に関し必要な事項を定めることにより、自然海岸の保全及び適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
	和歌山県自然海岸保全地区条例	平成11年3月19日 条例第8号	(目的) 第一条 この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第十二條の規定に基づき(自然海岸保全地区の指定及び同法第十二條の規定に基づき(自然海岸保全地区内における行為の届出等)に関し必要な事項を定めることにより、自然海岸の保全及び適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義事項
和歌山県	和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	平成20年3月24日 条例第22号	(目的) 第1条 この条例は、プレジャーボートの係留保管の秩序を確立することにより、公共水域等の利用の適正化及び良好な生活環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 イ プレジャーボート ヨット、モーターボートその他の船舶のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。 ア 国又は地方公共団体の所有する船舶 イ 漁船法(昭和25年法律第137号)第6条第1項に規定する漁船 ウ 専ら海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶 エ 専ら港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶 オ 専ら内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶 カ その他知事が指定したもの キ その他知事が指定したもの (2) プレジャーボート所有者 プレジャーボートの所有権、占有権又は使用权を有する者をいう。 (3) 係留保管 プレジャーボートを、常時係留し、又は船台等に常時置くことをいう。 (4) 係留保管施設 プレジャーボートを係留保管するために整備した次に掲げる施設をいう。 ア 国又は地方公共団体が設置した施設 イ 国又は地方公共団体以外の者が、法令に定める手続を経て設置した施設 (5) 公共水域等 次に掲げる区域をいう。 ア 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 イ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域、同条第4項に規定する臨港地区、同条第6項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域及び同法第37条第1項に規定する港湾隣接地域 ウ 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第2項に規定する一般公共海岸区域及び同法第3条第1項に規定する海岸保全区域 エ 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域 オ その他公共の用に供する区域 (6) 放置 正当な権原に基づき係留保管を行う場所以外の場所に係留保管されている状態をいう。 (7) プレジャーボート等 プレジャーボート又はプレジャーボート及び当該プレジャーボートの係留の用に供する工作物その他の物件をいう。 (8) プレジャーボート所有者 プレジャーボート等の所有権、占有権又は使用权を有する者をいう。
鳥取県	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例	平成20年10月21日 条例第64号	(目的) 第1条 この条例は、鳥取砂丘の保全と再生について、基本理念を定め、景及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を推進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 鳥取砂丘 独特の地形・地質・風致・景観、植生その他の自然環境(以下「固有環境」という。)を有するものとして別表に定める区域をいう。 (2) 砂丘利用者 次に掲げる者をいう。 ア 鳥取砂丘を訪れ、これに出入りする者 イ 鳥取砂丘において経済、文化等に関する活動を行う者 ウ 保全と再生 固有環境が改変されるのを防止するとともに、それが損なわれた場合には、積極的に原状を回復することをいう。 (基本理念) 第3条 鳥取砂丘の保全と再生は、その固有環境の貴重さと、それに対して砂丘利用者の行動が及ぼす影響を十分に把握した上で、当該行動が本来の経済、文化等に及ぼす影響を勘案し、社会的発展との調和にも配慮しながら、砂丘利用者の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。
鳥根県	知事が管理する河川におけるプレジャーボートの係留及び保管の適正化の推進に関する要綱	平成14年11月11日 告示第17号	(目的) 第1条 この告示は、知事が管理する河川におけるプレジャーボートの不適正な係留及び保管に対する指導その他の必要な事項を定め、もって河川利用の適正化及び周辺地域の生活環境等の保全を図ることを目的とする。
岡山県	岡山県普通海域管理条例	平成10年6月30日 条例第31号	(目的) 第1条 この条例は、普通海域の管理に関し必要な事項を定めることにより、普通海域の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「普通海域」とは、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域及び港湾法(昭和二十五年法律第二十八号)第二条第三項に規定する港湾区域を除く(海域をいう。 (平一三条例三一・平一四条例二五・一部改正)
	岡山県自然海浜保全地区条例	昭和56年3月25日 条例第23号	(目的) 第1条 この条例は、自然海浜保全地区の指定、自然海浜保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海浜の保全及びその適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
	プレジャーボート対策要綱	平成3年11月30日 港第219号	要綱文Webサイト非公開
広島県	広島県の海に関する条例	平成3年3月14日 条例第7号	(目的) 第1条 この条例は、海域の管理に関し必要な事項を定めることにより、活用と保全との調和のとれた秩序ある海域の利用を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「海域の土地的利用等」とは、海域の占用であって、海上浮体施設、人工地盤方式の工作物等により海域を土地的に利用するもの及びマリナーの泊地等として海域の利用するものをいう。
	広島県自然海浜保全条例	昭和56年3月28日 条例第3号	(目的) 第1条 この条例は、自然海浜保全地区の指定、自然海浜保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海浜の保全及び適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
	広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	平成10年3月24日 条例第1号	(目的) 第1条 この条例は、公共の水面におけるプレジャーボートの係留保管の秩序を確立し、もって水域利用の適正化と良好な生活環境、都市景観の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 プレジャーボート 船舶のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。 イ 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第2条第1項に規定する漁船 ロ 旅客定期航路事業に使用する船舶その他規則で定める業務用船舶 ハ 国又は地方公共団体の所有する船舶 ニ 航行のみをもって運航する舟 ホ その他知事が指定したもの 二 所有者等 プレジャーボートの所有権、占有権又は使用权を有する者をいう。 三 係留保管 プレジャーボートを、水上においては浮桟橋若しくは係船くい等につなぎ留め、又は係船浮標を用いて停置させ、陸上においては船台等に定置させるなどして保管することをいう。 四 係留保管施設 プレジャーボートを係留保管するために整備した次に掲げる施設をいう。 イ 国又は地方公共団体が設置した施設 ロ 国又は地方公共団体以外の者が、法令に定める手続を経て設置した施設 ウ 放置 プレジャーボートが係留保管施設又は正当な権原に基づき係留保管を行う場所(以下「係留保管施設等」という。)以外の場所に係留保管されている状態をいう。 六 廃船 老朽、破損のため船舶としての機能を喪失し、又は所有者等が不要としたことによりプレジャーボートを廃することをいう。
山口県	一般海域の利用に関する条例	平成10年3月24日 条例第3号	(目的) 第1条 この条例は、一般海域の機能を損なうおそれのある行為を規制することにより、一般海域の適正かつ公平な利用を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域(以下「区域」という。)であって、次に掲げる区域(以下「区域」という。)以外のものをいう。 一 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第六条第一項から第四項までの規定により市町長、知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域 二 港湾法(昭和二十五年法律第二十八号)第2条第3項に規定する港湾区域、同条第8項に規定する開発保全航路及び同法第五十六条第一項の規定により知事が指定した水域 三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の規定によりアメリカ合衆国が使用を許している区域 (平一三条例一一・平一三条例一九・平一四条例二五・平一七条例五二・一部改正)
	山口県自然海浜保全地区条例	昭和56年10月16日 条例第23号	(趣旨) 第1条 この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第十二条の七及び第十二条の八の規定に基づき、自然海浜保全地区の指定、自然海浜保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。 (平一三条例六一・一部改正)
	やまぐちの美しい里山・海づくり条例	平成22年12月17日 条例第42号	(目的) 第1条 この条例は、美しい快適な山口県づくりについて、基本理念を定め、特に環境の美化の推進に関し必要な事項を定めることにより、県、市町、事業者、県民等及び関係団体等が一体となって美しい快適な山口県づくりを推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
徳島県	徳島県自然環境保全条例	昭和47年10月24日 条例第43号	(目的) 第1条 この条例は、自然環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 (平一一条例一一・全改、平二二条例三八・一部改正)
香川県	香川県一般海域管理条例	平成12年3月27日 条例第12号	(目的) 第1条 この条例は、一般海域の管理に関し必要な事項を定めることにより、一般海域の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域を除く(海域をいう。 (1) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 (2) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域、同条第8項に規定する開発保全航路の区域及び同法第56条第1項の規定により公告された水域 (平一四条例二一・一部改正(平成14年条例21号)
	香川県自然海浜保全条例	昭和55年7月31日 条例第24号	(目的) 第1条 この条例は、自然海浜保全地区の指定、自然海浜保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海浜の保全及び適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
愛媛県	愛媛県海を管理する条例	平成7年12月22日 条例第51号	(目的) 第1条 この条例は、普通海域の管理について必要な事項を定めることにより、愛媛県海を適正に利用し環境の保全を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「普通海域」とは、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第2条に規定する漁港の区域内の水域、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域内の水域、同条第8項に規定する開発保全航路の区域内の水域及び同法第56条第1項の規定により公告されている水域を除く(県内の海域をいう。 (平一七条例六一・一部改正)
	愛媛県自然海浜保全条例	昭和55年3月18日 条例第3号	(目的) 第1条 この条例は、自然海浜保全地区の指定、当該地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海浜の保全及び適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義事項
高知県	高知県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	平成12年3月28日 条例第29号 (改正平成14年3月29日 条例第23号)	(目的) 第1条 この条例は、プレジャーボートの係留保管の適正化に関し必要な事項を定めることにより、公共の水域(以下「水域」という。))における秩序の維持並びに水域周辺の生活環境及び景観の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「プレジャーボート」とは、船舶から次に掲げるものを除いたものをいう。 (1) 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船 (2) 国又は地方公共団体の所有する船舶 (3) 旅客定期航路事業等に使用する業務用船舶 (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの
福岡県	福岡県一般海域管理条例	平成12年3月29日 条例第36号	(目的) 第1条 この条例は、一般海域の管理に関し必要な事項を定めることにより、一般海域の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「一般海域」とは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項第二号の公共用財産のうち、水面(水面下の土地を含む。))であつて次に掲げる区域以外にあるものをいう。 一 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域 二 港湾法(昭和二十五年法律第百二十八号)第二条第三項の港湾区域 三 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域 四 河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)第四条第一項の一般河川、同法第五条第一項の二級河川及び同法第百条第一項の規定により市町村長が指定した河川の河川区域 (平一四条例二二一部改正)
	福岡県自然海岸保全地区条例	昭和55年7月17日 条例第24号	(目的) 第1条 この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)に基づき、自然海岸保全地区の指定、自然海岸保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海岸の保全及び適正な利用を図り、もつて県民の健康で文化的な生活の確保に寄することを目的とする。
佐賀県	佐賀県一般海域土石採取等徴収条例	平成13年7月5日 条例第35号	(趣旨) 第1条 この条例は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号、以下「法」という。))第十八条第六項の規定に基づく一般海域における使用又は収益の許可に係る土石採取料又は占用料(以下「土石採取料等」という。))の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 (平二一条例五七一部改正) (定義) 第2条 この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域以外の海域をいう。 一 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域 二 港湾法(昭和二十五年法律第百二十八号)第二条第三項の港湾区域 三 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域(いずれも土石(砂を含む。))を採取する場所以外の区域 (平二一条例五七一部改正)
	長崎県海域管理条例	平成16年6月25日 条例第50号	(目的) 第1条 この条例は、海域の保全に支障を与えるおそれのある行為その他必要な事項を定めることにより、海域の適正な利用を図り、併せて水産資源の保護及び自然環境の保全に寄することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「海域」とは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条第2項第2号の公共用財産のうち、海面(海面下の土地を含む。))で次に掲げる区域以外の区域にあるものをいう。 (1) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項の港湾区域及び同法第56条第1項の規定により公告された水域 (2) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 (3) 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第2項の一般公共海岸区域及び同法第3条第1項の海岸保全区域
	遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例	平成4年12月25日 条例第53号	(目的) 第1条 この条例は、海域、海浜及び内水域におけるスポーツ、レクリエーションに伴う水難等の事故(以下「水難事故」という。))を防止し、もつて遊泳者その他海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 海域 長崎県の区域に含まれる湖沼、池及び河川をいう。 (2) 内水域 長崎県の区域に含まれる湖沼、池及び河川をいう。 (3) 海水浴場 特定の海域において遊泳しようとする者の便利に供するための施設及び遊泳者に係る水難事故の防止のための設備を設けることにより、通常公衆が遊泳のために利用することのできるものとして環境を整備した場合における当該特定の海域及びこれに接続する海浜の区域をいう。 (4) 遊泳者 海水浴場において、遊泳若しくは素潜りをしてる者又は人の身体に危害を及ぼすおそれのないゴムボート等をその本来の用い方に従つて用いている者をいう。 (5) 海域等利用者 海域、海浜又は内水域において、スポーツ若しくはレクリエーションのため遊泳、潜水等をし、若しくはプレジャーボートを利用している者、漁船、漁具その他漁業施設で漁業に従事している者及び工事現場等で作業に従事している者。以下「作業従事者」という。 (6) プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションの用に供するモーターボート、ヨット、水上オートバイその他の船舶(サーフボード及びセールボードを含み、手こぎボート及び足こぎボートを除く。)をいう。 (7) 潜水者 潜水器を用い、ボンベからの給気を受けて水中に潜る者をいう。 (8) ガイディング(ガイド) 潜水者を案内し、指導する者をいう。 (9) この条例において「海域等利用者」等とは、次に掲げる事業をいう。 (1) プレジャーボート提供業 海域若しくは内水域又は海浜その他土地に設備を設けることにより、プレジャーボートを賃貸その他の方法により利用させる事業 (2) マリーナ業 海域若しくは内水域又は海浜その他土地に設備を設けることにより、プレジャーボートを係留し、又は保管する事業 (3) 潜水案内業 潜水者を海域に案内し、潜水させる事業
長崎県	長崎県プレジャーボート対策要綱	平成10年8月18日 告示第955号の2	(目的) 第1条 この要綱は、国有財産法(昭和23年法律第73号)、漁港法(昭和25年法律第137号)、港湾法(昭和25年法律第218号)、海岸法(昭和31年法律第101号)及び河川法(昭和39年法律第167号)等の公共水域等に関する関係法令並びに公有土地水面使用料及び産物払下料徴収条例(昭和24年長崎県条例第51号)、長崎県漁港管理条例(昭和55年長崎県条例第1号)及び長崎県海浜施設管理条例(昭和61年長崎県条例第1号)等の関係条例の趣旨に則り、長崎県内におけるプレジャーボートの係留保管の秩序を確立し、もつて公共水域等の利用の適正化並びに生活環境及び水辺環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に寄することを目的とする。 (基本方針) 第2条 知事は、市町村長と緊密に連携し、関係機関及び県民の協力のもとに、次に掲げる方針に基づいてこの要綱に定めるプレジャーボート対策を推進するものとする。 (1) 公共水域等の公正で秩序ある適正な利用を図ること。 (2) 公共施設の本来の目的、機能及び効用の増進並びに調和のとれた施設利用を図ること。 (3) 自然環境の保全及び施設の損傷、海難事故、公害、災害等の防止等に配慮し、豊かな生活環境及び優れた水辺環境の保持及び保全に努めること。 (定義) 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) プレジャーボート 船舶のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。 ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船 イ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第2項にいう船舶で同法第3条による届出がなされた遊漁船業船舶 ウ 定期航路船、貨物船、遊覧船等の業務用船舶 エ 起重機船、作業船等の特殊船 オ 国又は地方公共団体の所有する船舶 カ 水上オートバイ キ 槽艇のみをもって運転する舟 ク その他知事が別に定めるもの (2) 係留保管 プレジャーボートを公共の水域又は陸域の同一の場所につき留め又は定置することをいう。 (3) プレジャーボート所有者等 プレジャーボート所有者又はプレジャーボートを使用する権利を有する者をいう。 (4) 係留保管施設 プレジャーボートを係留保管するために整備された次に掲げる施設をいう。 ア 国又は地方公共団体が整備した施設 イ 国又は地方公共団体以外の者が、法令又は条例若しくは規則(以下「法令等」という。))に定める手続きを経て設置した施設 (5) 公共水域等 次に掲げる区域内にある長崎県知事若しくは長崎市長(以下「知事」という。))又は市町村長若しくは市町村長(以下「市町村長」という。))が管理する水域、陸域 イ 漁港法第5条第1項に規定する漁港区域 ロ 河川法第6条第1項に規定する河川区域 ハ 海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域 ニ 港湾法第3条第1項に規定する港湾区域及び同法第37条第1項に規定する港湾隣接地域 ホ 公有土地水面使用料及び産物払下料徴収条例第1条に定める土地及び水面 (6) 保管者 プレジャーボート所有者等から係留保管を委託された者をいう。 (7) 廃船 プレジャーボートのうち、老朽若しくは破損のため船舶として使用できなくなったもの又は所有者が不要としたものをいう。
熊本県	熊本県一般海域管理条例	平成12年3月23日 条例第35号	(目的) 第1条 この条例は、一般海域の管理に関し必要な事項を定めることにより、一般海域の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。 (平19条例80(全改)) (定義) 第2条 この条例において「一般海域」とは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条第2項第2号に規定する公共用財産のうち、海域であつて、海岸法(昭和31年法律第101号)、港湾法(昭和25年法律第218号)、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)その他の法令の規定により当該海域の管理について、特別の定めがなされているもの以外のものをいう。 (平14条例25一部改正)
大分県	大分県自然海岸保全地区条例	昭和55年10月1日 条例第35号	(目的) 第1条 この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第十二条の七及び第十二条の八の規定に基づき、自然海岸保全地区の指定、自然海岸保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海岸の保全及び適正な利用を図り、もつて県民の健康で文化的な生活の確保に寄することを目的とする。 (平一三条例三六一部改正)
宮崎県	宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例	平成4年12月21日 条例第37号	(目的) 第1条 この条例は、海等における遊泳者に係る事故の防止、プレジャーボートの利用に伴う事故の防止等を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 海等 海、湖沼及び河川並びにこれらに接続する岸をいう。 (2) 海水浴場等 海等の特定の区域で、遊泳に適し、かつ、遊泳者の便利に供するための施設が設けられること等により、公衆が遊泳のために利用することができるものとして環境を整備されたものをいう。 (3) 遊泳者 海水浴場等の水域部分にいう。 (4) 船舶 水上又は水中の航行の用に供する船舶(人の身体に衝突し、又は接触した場合に危害を及ぼすおそれのないものを除く。)をいう。 (5) プレジャーボート 水上において行うスポーツ又はレクリエーションの用に専ら供するモーターボート、水上オートバイ、ヨット及びセールボードをいう。
鹿児島県	鹿児島県ウミガメ保護条例	昭和63年3月28日 条例第6号	(目的) 第1条 この条例は、ウミガメが、本県の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であり、かつ、学術的及び文化的価値を有するものであることにかんがみ、県、市町村及び県民等(県民及び滞在者をいう。以下同じ。))が一体となつて、その保護を図り、もつて将来の県民にこれを共有の遺産として継承することを目的とする。
	鹿児島県海底の土地管理規則	平成12年3月31日 規則第124号	(趣旨) 第1条 この規則は、国有財産法(昭和23年法律第73号、以下「法」という。))第3条第2項第2号に規定する公共用財産のうち国土交通省所管の海底の土地(以下「海底の土地」という。))の管理に関し、法、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)その他の法令に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。 (平12規則172一部改正)

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義事項
沖縄県	沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例	平成5年10月21日 条例第29号	(目的) 第1条 この条例は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難等の事故(以下「水難事故」という。)を防止し、遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 海域 沖縄県の区域内の海域をいう。 (2) 内水域 沖縄県の区域外の河川及び湖沼をいう。 (3) 海域等利用者 海域又は内水域において、スポーツ、レクリエーション等のため遊泳、潜水等をし、又はプレジャーボートを利用している者、漁業に従事している者及び工事等の作業に従事している者をいう。 (4) 船舶 水上輸送の用に供する船舶類をいう。 (5) 潜水 水中において給気を受けることのできる器具を用いて、水中に潜ることをいう。 (6) 遊泳者 遊泳及び潜水している者並びにゴムボート、浮輪その他の身体に危害を及ぼすおそれのない遊泳器具をその本来の用い方に従って用いている者をいう。 (7) 海水浴場 特定の海域において遊泳する者の利便に供するための施設及び遊泳者に係る水難事故の防止のための設備を設けること等により、通常公衆が遊泳のため利用することのできるものとして環境を整備した場合における当該特定の海域及びこれに隣接する陸の区域をいう。 (8) 動力船 機関を用いて推進する船舶をいう。 (9) 帆船 帆を用いて推進する船舶をいう。 (10) プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶、サーフボード、セイルボードその他これらに類するものをいう。
	海浜を自由に使用するための条例	平成2年10月18日 条例第22号	(目的) 第1条 この条例は、海浜及びその周辺地域の秩序ある土地利用を図ることにより、公衆の自由な海浜利用を確保し、もって県民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「海浜」とは、砂浜、岩浜、沿岸林等が一体となって海岸環境を形成している地帯で、公共の用に供すべき国又は地方公共団体の所有に属する土地の区域をいう。
	沖縄県赤土等流出防止条例	平成6年10月20日 条例第36号	(目的) 第1条 この条例は、事業行為に伴って発生する赤土等の流出を規制するとともに、土地の適正な管理を促進すること等によって、赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁(水底の底質を含む。以下同じ。)の防止を図り、もって良好な生活環境の確保に資することを目的とする。
(市町村)			
横浜市	横浜市船舶の放置防止に関する条例	平成7年6月5日 条例第26号	(目的) 第1条 この条例は、公共の水面における船舶の放置を防止することにより、市民の良好な生活環境を保持するとともに、快適な都市環境の形成を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 船舶 水上輸送の用に供する船舶類をいう。 (2) 放置 船舶が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の公共の水面に置かれている状態をいう。 (3) 所有者等 船舶の所有権、占有権又は使用権を有する者をいう。
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生防止及び適正な処理に関する条例	平成3年9月25日 条例第31号	(目的) 第1条 この条例は、放置自動車及び沈船等の発生防止及び適正な処理について必要な事項を定め、放置自動車及び沈船等により生ずる障害を除去することにより、地域の美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに、市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。ただし、第7条、次章、第3章及び第7章においては、船舶が沈没したもの及び船舶で、その機能の一部又は全部を失ったものをいう。 (2) 放置自動車又は船舶が正当な権原に基づき置くことを認められた土地又は水面以外の場所に、相当の期間にわたり置かれていることをいう。 (3) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。 (4) 沈船等 船舶が沈没したもの及び船舶で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。 (5) 事業者等 自動車又は船舶の製造、輸入又は販売を業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。 (6) 所有者等 自動車又は船舶の所有権、占有権又は使用権を現に有する者又は最後に有した者及び自動車又は船舶を放置した者又は放置させた者をいう。 (7) 廃物 放置自動車又は沈船等で、自動車又は船舶として本来の用に供することが困難な状態にあるものをいう。 (8) 処分等 廃物を除去し、及び最終処分すること並びに処理するために必要な措置をいう。
鎌倉市	鎌倉市海岸の環境保全に関する条例	昭和49年4月1日 条例第10号	(目的) 第1条 この条例は、鎌倉市環境基本条例(平成6年12月条例第10号)の本旨を達成するため、法令その他別に定めるもののほか、海岸における環境保全上障害となる行為の規制等について必要な事項を定め、もって、公共の福祉の増進を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 海岸 一般国道134号海側線岸線から水際線までの陸域(越後沖海浜施設及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化区域を除く。)をいう。 (2) 放置 同一場所において、物件を24時間以上置きざりにすることをいう。
	鎌倉市深夜花火の防止に関する条例	平成16年3月29日 条例第26号	(目的) 第1条 この条例は、鎌倉市環境基本条例(平成6年12月条例第10号)の本旨を達成するため、市、市民、公共の場所の管理者等が一体となって深夜における花火を防止することにより、地域の静穏を保持し、もって市民の快適な生活環境を保全することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 公共の場所 海岸、公園、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入りする屋外の場所をいう。 (2) 深夜 午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。 (3) 花火 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火又は行事等に用いられる煙火の爆発又は燃焼をいう。
小田原市	小田原市深夜花火規制条例	平成18年3月1日 条例第1号	(目的) 第1条 この条例は、小田原市美しい住み良い環境づくり基本条例(平成6年条例第17号)の本旨を達成するため、深夜における花火について必要な規制を行うことにより、安眠の妨害等の防止を図り、もって市民の良好な生活環境を保全することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者をいう。 (2) 公共の場所 海岸、道路、公園、広場、河川その他市民等が自由に出入りできる場所をいう。 (3) 深夜 午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。 (4) 花火 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火(火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第1条の5第1号イ、ト及びチに規定するものを除く。)の爆発又は燃焼をいう。
	逗子市	逗子市深夜花火規制条例	平成18年6月30日 条例第24号
大磯町	大磯町海岸自動車等乗入れ禁止条例	平成7年12月19日 条例第20号	(目的) 第1条 この条例は、大磯町の区域における海岸の環境を保全するため、法令その他別に定めるもののほか、海岸における環境保全上障害となる行為の規制等について必要な事項を定め、もって快適な環境の確保を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 海岸 平塚市行政機関から二宮町行政機関までの海岸で、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設及び一般国道1号西湘バイパス(ただし、その両者が並行する区域においては、両者のうち北側に位置するもの)から江ノ島までの砂浜区域(大磯港湾の施設内を除く。)をいう。 (2) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車。
静岡市	静岡市海水浴場規則		(趣旨) 第1条 この規則は、市民の健全な余暇の活用に資するため、市内の海浜の一部を海水浴場として市民の利用に供することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 海水浴場 一定の期間において、市民の遊泳に供するために市長が定める海域及びこれに隣接する陸の区域をいう。 (2) 遊泳区域 海水浴場のうち、標旗又は浮標等をもって区画した海域をいう。
京丹後市	京丹後市美しいふるさとづくり条例	平成16年4月1日 条例第162号	(目的) 第1条 この条例は、京丹後市の豊かな自然環境を保全していくために、必要な事項を定め、市、事業者及び市民等が一体となって地域の美化を行い、美しいふるさとづくりを推進することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 事業者 市内で事業活動を行うすべての事業者をいう。 (2) 市民等 市内に居住する者又は通勤・通学者、旅行者その他市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。 (3) 飼いまし 犬を所有し、飼育し、又は管理する者をいう。 (4) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。 (5) 自動販売業者 市内で飲食料等を自動販売機により販売する者をいう。 (6) 空き缶等のこみ 飲食料等を収納してた容器、紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、釣りに用いる用具及びこれらに類するもので、捨てられ、又は放置されることにより、散乱の原因となるものをいう。 (7) ふん害 飼いまし等のふんにより、海浜・道路・河川・公園その他公共の場所(以下「公共の場所」という。)又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地(以下「他人の土地」という。)を汚すことをいう。 (8) 回収容器 空き缶等のこみを回収するために設置され、又は持ち歩かれる容器をいう。 (9) ボイ捨て 回収容器以外の場所に空き缶等のこみを捨てておくこと、 (施行・琴引浜を特別保護区域に指定)
神戸市	須磨海岸を守り育てる条例	平成20年3月31日 条例第37号	(目的) 第1条 この条例は、歴史的文化的な景勝の地である須磨海岸が市民の憩いの場、海水浴客のにぎわいの場等として利用されてきたことにかんがみ、須磨海岸の利用について、市、市民その他の来訪者及び事業者(以下「市民等」という。)の責務を明らかにするとともに、須磨海岸の利用に關し必要な事項を定めるところにより、市民等が愛着を持ち、安全に安心して利用することができるよう須磨海岸とすることを目的とする。
恩納村	恩納村海岸管理条例	平成14年	条例文Webサイト非公開
	恩納村海岸占用料等徴収条例	平成14年	条例文Webサイト非公開
(その他)	地方公共団体に係る法律		

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定款事項
	瀬戸内海環境保全特別措置法	昭和48年10月2日 法律第110号 (最終改正:平成23年8月30日法律第105号)	<p>〔目的〕 第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生を防止、自然海岸の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>〔定義〕 第二条 この法律において「瀬戸内海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面並びにこれに隣接する海面であつて政令で定めるものをいう。 一 和歌山県紀伊半島の御所山から徳島県伊予及び前島を経て相生田岬に至る直線 二 愛媛県佐田岬から大分県関崎灯台に至る直線 三 山口県火ノ山下灯台から福岡県門司崎灯台に至る直線 2 この法律において「関係府県」とは、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県並びに瀬戸内海の環境の保全に関係があるその他の府県で政令で定めるものをいう。 3 この法律において「関係府県知事」とは、関係府県の知事をいう。</p>
	有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律	平成14年11月29日 法律第120号 (最終改正:平成23年8月30日法律第105号)	<p>〔目的〕 第一条 この法律は、有明海及び八代海等が、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を定めるとともに、有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、国民的資産である有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目的とする。</p> <p>〔定義〕 第二条 この法律において「有明海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。 一 長崎県瀬崎から熊本県天神山に至る直線 二 熊本県梁岳から高松山三角点に至る直線 三 熊本県天草上島草比須鼻から大矢野岳に至る直線 四 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線 2 この法律において「八代海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。 一 熊本県三角岳から中神島を経て三角灯台に至る直線 二 熊本県大矢野岳から天草上島草比須鼻に至る直線 三 熊本県高松山三角点から梁岳に至る直線 四 熊本県天草下島台場/鼻から鹿児島県長島大崎に至る直線 五 鹿児島県長島神崎鼻から瀬崎に至る直線 3 この法律において「有明海及び八代海に隣接する海面」とは、次に掲げる海面をいう。 一 橋海(長崎県野母崎から種子島南端に至る直線、同地点から熊本県四季咲岬灯台に至る直線及び熊本県天神山から長崎県瀬崎に至る直線並びに陸岸によって囲まれた海面をいう。) 二 熊本県天草市牛深町周辺の海面(熊本県天草下島魚貫崎から牛深大島灯台に至る直線、同地点から片島山頂に至る直線、同地点から梁ノ島東端に至る直線、同地点から鹿児島県長島大崎に至る直線及び同地点から熊本県天草下島台場/鼻に至る直線並びに陸岸によって囲まれた海面をいう。) 4 この法律において「有明海及び八代海等」とは、有明海及び八代海並びに有明海及び八代海に隣接する海面をいう。 5 この法律において「関係県」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県をいう。 6 この法律において「指定地域」とは、関係県の市町村の区域のうち、有明海及び八代海等の海域の環境の保全若しくは改善又は当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を講ずべき地域で次条第一項の規定により指定されたものをいう。</p>

(注) 都道府県については、関連条例のない海あり県についても欄は設けておいた。市町村については、条例制定のあるところのみを表示した。



この報告書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成23年度 我が国における海洋政策の調査研究報告書
(総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究)

平成24年3月発行

発行 海洋政策研究財団(財団法人シップ・アント・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル
TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033
<http://www.sof.or.jp> E-mail : info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-271-4

